

12-88

~~2020.9.1~~

~~H~~

~~1~~

索

引

284



法律令全書索引

五五例

本編ハ明治三十八年中發布ニ係ル法令件名ノ語辭ニ就キ檢
索ニ資スヘキモノヲ採擇シテ項目ト爲シイロハニ配次シ以
其項目所屬ノ法令件名ヲ列掲スルモノナリ

一件名中數多ノ項目ヲ包括スルモノハ皆之ヲ掲出ス然レトモ
主ヲ繁ヲ去リ甲部ノ項ニ繫ケテ乙部ノ項下ニ略スルトキハ
其項下ニ某部某項ニ載スト記註ス

一貨幣ト銀貨租稅ト國稅下士卒ト兵卒トノ如キハ各別ニ其項
目ヲ設クト雖モ亦前項ノ如ク記註シテ一方ニ登載ス
一イロハ四十七音中「ハ」「イ」「エ」ニ濁音半濁音ハ清音ニ併
載ス

明治三十八年索引 凡例



一稱謂ヲ分ツハ率ネ普通ノ慣例ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ヘハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

一法令ノ名稱ハ略符ヲ用フ(詔)ハ詔勅(法)ハ法律(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約(勅)ハ勅令(律)ハ律令(閣)ハ閣令(省)ハ省令(臺府)ハ臺灣總督府令(訓)ハ訓令(達)ハ達令(告)ハ告示ナリ

索引總目

〔印紙〕	二	〔國權〕	二九	〔發賣頒布〕	三三
〔印章、印鑑、印刻〕	三	〔防衛〕	二九	〔貿易〕	三三
〔飲料〕	三	〔防疫〕	三〇	〔羽二重〕	三三
〔意匠〕	三	〔馬糞〕	三〇	〔番人〕	三三
〔郵便〕	四	〔馬具〕	三〇	〔番地〕	三三
〔露西亞〕	二六	〔馬匹〕	三〇	〔販賣〕	三三
〔錄事〕	二七	〔葉煙草〕	三〇	〔飯盒〕	三三
〔祿商〕	二七	〔花進〕	三〇	〔背囊〕	三三
〔勞役〕	二七	〔葉書〕	三〇	〔拂下〕	三三
〔博覽會〕	二七	〔配置〕	三一	〔拂渡〕	三三
〔判事〕	二八	〔配送〕	三一	〔拂展〕	三三
〔判任〕	二八	〔配當〕	三一	〔犯則、犯罪〕	三四
〔法院〕	二八	〔配賦、配付〕	三一	〔入口〕	三四
〔法廷〕	二八	〔麥酒〕	三一	〔日當〕	三四
〔移出米〕	二八	〔發動機船〕	三一	〔認可〕	三五
〔二年志願兵〕	二八	〔賣却、賣買〕	三一	〔任用〕	三五
〔二時賜金〕	二八	〔賣藥〕	三一	〔入札〕	三六
〔二圓銀貨〕	二九	〔媒介〕	三一	〔入隊、入營〕	三六
〔報告〕	二九	〔賠償〕	三一		

〔入場券〕	三六	〔牧場〕	四八	〔統監〕	四九	〔毒藥〕	五七
〔入學入校〕	三六	〔翻刻〕	四八	〔燈臺燈竿〕	四九	〔鎮守府〕	五七
水ノ部		〔ホルトラント、セメント〕	四八	〔登用〕	五〇	〔地方〕	五八
〔北海道〕	三七	〔白耳義〕	四八	〔登記〕	五〇	〔地租〕	五八
〔俸給〕	三八	〔兵卒〕	四八	〔登錄〕	五一	〔治療〕	五八
〔補充〕	三九	〔兵器〕	四八	〔等級〕	五一	〔徵兵〕	五八
〔補償〕	三九	〔兵器〕	四八	〔統計〕	五二	〔徵發〕	五八
〔補助〕	四〇	〔兵器〕	四八	〔廢木〕	五三	〔徵收〕	六〇
〔保護〕	四〇	〔兵備品〕	四八	〔糖業糖務〕	五三	〔懲戒〕	六一
〔保存〕	四〇	〔評議〕	四八	〔勳員〕	五三	〔秩祿〕	六一
〔保管〕	四〇	〔幣帛料〕	四八	〔瘡苗〕	五三	〔駐在員〕	六一
〔保稅〕	四一	〔辯護〕	四八	〔土地〕	五四	〔鵬廳長〕	六一
〔保安〕	四一	〔編纂〕	四八	〔王木〕	五四	〔町村〕	六一
〔保險〕	四一	〔標準〕	四九	〔渡航〕	五五	〔帳簿〕	六一
〔保證〕	四二	〔標識〕	四九	〔屠獸〕	五五	〔中主計〕	六二
〔保正甲長〕	四二	〔獨逸〕	四九	〔取締〕	五五	〔貯金〕	六二
〔捕獲〕	四七	トノ部		〔特別〕	五六	〔貯蓄〕	六二
〔募集〕	四七	〔東宮〕	四九	〔富籤〕	五七	〔著作〕	六三

〔除喪〕	六三	〔林野〕	六八	〔割引割増割戻〕	七三	〔監守〕	七九
〔女監〕	六三	〔臨時〕	六九	カノ部		〔監視〕	八〇
〔畜牛〕	六三	〔臨濟宗〕	七一	〔韓國〕	七三	〔看守〕	八〇
〔賃金〕	六三	〔留學〕	七一	〔樺太〕	七四	〔間接稅〕	八〇
〔沈没〕	六三	〔留置場〕	七一	〔海軍〕	七四	〔航海〕	八〇
リノ部		〔立標〕	七一	〔海員〕	七七	〔航行〕	八〇
〔陸軍〕	六三	〔略衣袴〕	七一	〔海面〕	七七	〔航路〕	八〇
〔陸地〕	六五	〔塗色〕	七一	〔海務〕	七七	〔港灣〕	八〇
〔律令〕	六五	ルノ部		〔開墾〕	七七	〔港務〕	八〇
〔領事〕	六五	ヲノ部		〔開墾〕	七七	〔高等〕	八一
〔糧食〕	六六	〔大藏〕	七一	〔開墾〕	七七	〔考課〕	八一
〔理事〕	六六	〔沖繩〕	七二	〔改名〕	七八	〔耕地耕作〕	八一
〔里程〕	六六	〔恩給〕	七二	〔戒嚴〕	七八	〔交代〕	八一
〔利子利札〕	六六	〔恩賞〕	七二	〔艦隊〕	七八	〔交付〕	八一
〔罹災〕	六七	〔織物〕	七二	〔艦船艦艇〕	七八	〔合祀〕	八二
〔旅費〕	六七	ワノ部		〔鑑定〕	七八	〔學校〕	八二
〔旅券旅行〕	六八	〔王男子〕	七二	〔監督〕	七九	〔學生〕	八二
〔林區署〕	六八	〔渡切〕	七三	〔監獄〕	七九	〔下士卒〕	八九

〔秘藏〕	二四三	〔ヒノ部〕		〔製糖〕	二五六	〔潛水艇〕	二六八
〔醫術〕	二四三	〔祕書〕	二五二	〔整理〕	二五六	〔占領〕	二六八
〔傷痕疾病〕	二四四	〔被服〕	二五二	〔稅關〕	二五七	〔清潔〕	二六九
〔死没死亡〕	二四四	〔警章〕	二五二	〔稅務〕	二五七	スノ部	
〔職員〕	二四四	〔費用〕	二五二	〔船舶〕	二五八	〔水路〕	二六九
〔職工〕	二四六	〔非訟〕	二五三	〔戰役〕	二六三	〔水面〕	二六九
〔執達〕	二四六	〔非常〕	二五三	〔戰時〕	二六三	〔水筒〕	二六九
〔執務〕	二四六	〔非戶主〕	二五三	〔戰地〕	二六四	〔水雷〕	二六九
〔出港〕	二四六	〔病院〕	二五三	〔戰死〕	二六四	〔田納〕	二七〇
〔出版〕	二四六	モノ部		〔戰利〕	二六四		
〔質屋〕	二四九	〔支那〕	二五三	〔選舉〕	二六四		
〔實業〕	二四九	〔辰稅〕	二五四	〔軍賣〕	二六四		
〔實用新案〕	二四九	〔喪服〕	二五四	〔少軍醫〕	二六七		
〔恤兵〕	二四九	〔醜〕	二五四	〔召集〕	二六七		
〔帶品〕	二五〇	セノ部		〔召募〕	二六七		
〔囑託〕	二五〇	〔清國〕	二五四	〔消毒〕	二六八		
〔諸祿〕	二五〇	〔政府〕	二五五	〔消毒〕	二六八		
〔食料〕	二五〇	〔生徒〕	二五五	〔消防〕	二六八		
〔鹽食鹽〕	二五〇	〔製鐵〕	二五六				

索引

イノ部

○英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 〔勅〕第七十八號(三) 九七	○英國倫敦北米合衆國紐育及佛通國ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 〔勅〕第九十五號(七) 二五〇	○英領殖民地ニニヒラシムル及瑪爾島國工業所行權保同置條約ニ加入ノ件 〔告〕農務部第八十二號(七) 二七一	○大不列顛殖民地ハニミヤ島價格表配借書及箱物交換約定ニ加置 〔告〕通信部第五十一號(三) 二六六	○在倫敦帝國公使館ヲ帝國大使館ト改メ 〔告〕外務部第七號(二) 三六四	○イタリ ○モリトリー伊太利殖民地郵便爲事務約定ニ加置 〔告〕通信部第四百六十七號(八) 二六七	○印度 ○日本印度間ノ通商ニ關スル條約 〔勅〕三月十五日(三) 六六	○醫官 ○豫備役見習醫官採用ノ件 〔告〕陸軍部第六號(三) 五二	○醫師免許規則第三條中改正 〔法〕第四十三號(三) 二一〇	○東京府私立東京慈惠醫院醫學部門學校ヲ醫師免許規則第三條ニ依リ指定 〔告〕文部部百五十號(一〇) 四四三	○明治三十八年第二回醫術開業試驗施行地及期日 〔告〕文部部百九號(六) 四三九	○明治三十九年第一回醫術開業試驗施行地及期日 〔告〕文部部百六十四號(二) 三三八	○醫藥用工業用酒精稅規則 第二條ニ依リ酒精使用證明書下付ニ關スル件 〔勅〕第二百六十六號(三) 五七六	○醫藥用工業用酒精稅規則 〔律〕第十四號(三) 二九	○臨時國債整理委員會規則 〔勅〕第三百三十九號(二) 三四一	○臨時國債整理委員會規則及臨時國債整理委員會規則 〔勅〕第三百三十一號(二) 三三五	○特ニ所得調查委員會ヲ置クハキ市及北海道ノ區指定 〔省〕大藏部第二十八號(四) 二六八	○明治三十二年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數)中改正 〔省〕大藏部第二十九號(四) 二六九	○相續稅課稅委員ニ日當及旅費支給ノ件 〔省〕大藏部第二十號(三) 二一七	○林野下及部查委員規則停止 〔訓〕農商務部第七號(四) 二二六	○臺灣總督府農事通信委員通信手續中機式改正 〔告〕臺灣總督府第五十三號(二) 四四〇
---	---	---	---	--	--	--	--	----------------------------------	---	--	--	--	-------------------------------	-----------------------------------	---	--	--	---	------------------------------------	---

〔委任〕

- 明治二十四年訓令第十四號(官有土地水面ニ關スル処分委任條件)中加除 (訓)内務第六號(三) 五九
- 委任經理部隊ニ係ル勳員及復員下令ノ年度ニ於ケル補服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セザル被服ノ應用品ニ關スル規程 (達)陸軍第五十九號(三) 二二〇
- 委任任務命令官代理規程別表追加 (達)海軍第三百號(三) 二四三

- 明治三十六年海軍第三十四號(委任任務命令官ノ職入徵收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第三十八號(三) 四三
- 委任任務命令官ノ職入徵收官ノ收入官吏ノ件別表追加 (達)海軍第九十九號(三) 二四一
- 併州整理ニ關シ地方長官ノ委任ノ件 (省)農商務第三十三號(二) 四八

〔委託〕

- 明治三十五年陸軍第六十三號(明治三十五年度以降計算ノ檢査及責任解除委託ノ件)中追加 (達)陸軍第五十號(二) 一〇七
- 海外出張人ノ委託ノ細則(領事官ノ徵收スル手数料及出費費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方指定)中追加 (省)外務第四號(二) 八九
- 明治三十年省令第二十八號(收入印紙ヲ以テ納付スル手数料及代價種目ノ件)中追加 (省)內務第二十號(六) 三九四

〔移民移住〕

- 移民保護法施行細則第十六條改正 (省)外務第六號(二) 四九

- 明治三十六年告示第九十號(北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方)中改正 (省)內務第四號(二) 二
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方中追加 (省)內務第十一號(六) 一三三

〔移出米〕

- 内地移出米檢査規則第一條中追加 (達)府第三十三號(六) 四七
- 内地移出米檢査所中追加 (省)臺灣總督府第七十二號(六) 二六〇七
- 内地移出米ノ檢査標本ヲ地方別ト爲スノ件 (省)臺灣總督府第四十號(三) 四三三
- 一年志願兵(一)ノ部特別ノ項參看 (達)陸軍第一號(三) 四三

- 陸軍一年志願兵條例施行細則中追加 (省)陸軍第四號(三) 四三
- 明治三十九年告示第六十六號(士官候補生、中央幼年學校、豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試驗格) (省)陸軍第十九號(七) 二九四

〔一時賜金〕

- 臨時陸軍事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スルノ件 (勅)第二百八十七號(三) 四〇〇
- 一圓銀貨(一)ノ部特別ノ項ニ參看 (省)農商務第二號(二) 三三

〔印紙〕

- 賣藥稅法制定賣藥印紙稅規則廢止 (法)第七十一號(四) 三二五
- 收入印紙ヲ以テ納付スル手数料種目中追加 (達)府第七十九號(二) 一三六

〔印章、印鑑、印刷〕

- 印鑑ノ取明請求様式 (達)府第一號(二) 一
- 建物船舶ノ登記照會用印鑑ヲ定メ明治三十一年府令第七十號(同件)ヲ廢止 (達)府第四十六號(七) 六九
- 納税郵便物ニ捺捺スル印章樣形 (省)臺灣總督府第五十號(五) 三六
- 代用國債證券及利札ニ捺捺スル代用納付ノ印章樣形 (訓)大藏第十五號(三) 三三
- 證券轉換、引換等ノ印章發行スル公債證券及國庫債券ハ製造時ニ係ル捺捺印刷入ノモノヲ用フルノ件 (省)大藏第五十五號(二) 三三七
- 印刷營業取締規則 (達)府第九號(三) 五

〔飲料〕

- 酒精及酒精含有飲料稅法中改正加除 (法)第四號(二) 三三
- 酒精及酒精含有飲料稅法施行規則中改正加除 (達)府第四號(二) 一五
- 明治三十四年訓令第三十一號(酒造稅、醬油稅、酒精含有飲料稅、麥酒稅及砂糖消費稅ニ關スル釀造權樣式)中改正 (訓)大藏第三號(二) 一
- 酒精及酒精含有飲料稅法ニ依リ果實酒ヲ釀造スルノ事定ム (省)大藏第十一號(三) 一〇二
- 酒造法施行細則中改正加除 (省)農商務第二號(二) 三三

- 收入印紙ヲ以テ手数料、罰金、料、過料、刑事追徵金、訴訟費用及非訟事件費用ヲ納付シタルコトヲ得ルノ件制定明治二十四年勅令第三百四十五號(政府)納付スル手数料ハ登記印紙ヲ以テ納付スルノ件(廢止) (勅)第二百二十七號(二) 三三一
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手数料及出費費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方指定)中追加 (省)外務第四號(二) 八九
- 明治三十年省令第二十八號(收入印紙ヲ以テ納付スル手数料及代價種目ノ件)中追加 (省)內務第二十號(六) 三九四
- 明治三十一年省令第十二號(收入印紙形式)中追加 (省)大藏第三號(二) 四
- 收入印紙ヲ以テ手数料ヲ納付スルノ件(印刷用ノ件) (省)大藏第五十一號(二) 三三四
- 賣藥稅檢査手續或賣藥印紙交換規則及明治十九年省令第七十號(無印紙ノ賣藥ヲ買受ケ預置キ又ハ所持スル賣藥料種目ノ件)廢止 (省)大藏第三十一號(五) 三三五
- 收入印紙ヲ以テ納付スル手数料種目 (省)大藏第五十號(二) 三三四
- 郵便局所收入印紙賣下規則中改正加除 (省)通傳第二十六號(三) 二四八
- 商標非訟事件印紙規則 (律)第八號(七) 一七
- 收入印紙賣下賣納規則制定明治三十二年府令第十三號(同件)廢止 (達)府第五十號(七) 七四
- 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納付スル手数料種目)中追加 (達)府第二十四號(五) 四一

○明治三十二年省令第十六號 特許意匠商標ニ關スル
 請求書申請書手数料ノ件(改正) (省)農商務第四號(一) 三〇

○郵便貯金法施行期日
 (勅)第百六十四號(五) 二〇八

○郵便貯金法ヲ臺灣ニ施行ス
 (勅)第百六十五號(五) 二〇八

○郵便貯金利息割合
 (勅)第百六十六號(五) 二〇八

○郵便貯金規則制定 郵便貯金條例施行細則 郵便切手貯金規則 證券郵便貯金規則 特別郵便貯金規則 郵便集配人取扱郵便貯金規則 外明治三十七年省令第七十二號(通)省令內郵便局ノ貯金ノ直接押付請求スルコトヲ得ルノ件(廢止) (省)通信第三十六號(五) 二〇六

○郵便貯金法ノ施行ニ關シ 通信省令及告示適用ノ件 (省)府第四十號(六) 二〇三

○郵便貯金規則中郵便集配人ニ依リ 郵便貯金ノ預入ニ關スル規定ハ姑ク適用セズ (省)府第四十八號(七) 二〇七

○郵便貯金規則ニ依リ 郵便官署ニ於テ 預入及保管スル貯金ノ種類 (省)通信第三十八號(六) 二〇六

○郵便貯金規則ニ依リ 郵便官署ニ於テ 取扱フ貯金ノ預入保管又ハ貸付ニ關スル料金 (省)通信第三十八號(六) 二〇六

○郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類 (省)通信第三十九號(五) 二〇五

○郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類中追加 (省)通信第五百三十二號(一〇) 二一一

○外國郵便爲替規則中改正 (省)通信第一號(三) 八二

○外國郵便爲替規則第七條中追加 (省)通信第六號(三) 八四

○外國郵便爲替規則第七條中改正追加 (省)通信第七號(三) 二〇六

○外國郵便爲替規則第七條中削除 (省)通信第三十八號(五) 二〇八

○外國郵便爲替規則第七條中追加 (省)通信第三十九號(六) 四七三

○郵便切手預買下規則中改正追加 (省)通信第二十七號(三) 二四九

○郵便局所收入印紙賣下規則中改正追加 (省)通信第二十六號(三) 二四八

○在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正追加 (勅)第百二十八號(一〇) 三一一

○在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加 (省)通信第二號(三) 八二

○在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加 (省)通信第四十四號(六) 四七七

○在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加 (省)通信第六十七號(一〇) 五三〇

○在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加 (省)通信第七十號(一〇) 五三二

○郵便局所庫債券取扱規則中改正追加 (省)通信第八號(三) 二〇七

○韓國內電報規則制定 明治三十三年省令第九號(在韓) 國本邦郵便電信局郵便局相互間發着電報規定ノ件(廢止) (省)通信第四十號(六) 四七三

○本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發着電報取扱規則第三條中改正 (省)通信第四十一號(六) 四七四

○本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發着電報取扱規則第十一條改正 (省)通信第七十三號(一〇) 五三三

○明治三十三年省令第四十九號(韓國)ニ於テ 萬國郵便條例施行ノ件(廢止) (省)通信第四十三號(七) 四七六

○臺灣總督府郵便切手預買下規則制定 明治三十三年省令第九十七號(郵便切手預買下規則)同第九十八號(郵便切手預買受ノ組合ニ關スル條例)ハ姑ク施行セサル件)及同第九十三號(郵便切手賣下所標札交付ノ件)廢止 (省)府第三十四號(六) 四七七

○官廳用軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則 (省)府第六十三號(六) 四八二

○明治三十三年勅令第四百八號(官廳鐵道郵便電信電話官署出納及現金出納ニ關スル件)明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受領ニ關スル件)及通信省總務課切規則ヲ統監府通信官署ニ適用スルノ件 (勅)第百八十號(三) 三九四

○明治三十七年省令第三百三十二號(露西亞及西比利亞宛郵便物第三國ノ媒介ニ依リ送立ノ件)廢止 (省)通信第五百五十三號(一〇) 二一九

○明治三十七年省令第三百四十八號(歐洲亞弗利加及亞細亞西南部諸國宛通常郵便物ノ送出力)廢止 (省)通信第五百五十二號(一〇) 二一九

○明治三十三年省令第四十三號(在外郵便官署ノ通常郵便物ニ郵便規則適用ノ件)中改正 (省)通信第五十一號(七) 四八五

○明治三十四年省令第四百六十二號(郵便電信取扱所及郵便電信取扱所ニ於テ電信爲替證書及電信爲替通報ノ別記送付取扱ハサル件)同三十五年省令第九十四號(郵便爲替金ノ居宅拂取扱局ノ件)中改正 (省)通信第五百五十八號(三) 五八七

○明治三十七年省令第四號(臺灣島內ニ於テ 提出スル郵便爲替及同拂戻ノ金額制限ノ件)廢止 (省)府第三十五號(六) 四八二

○明治三十三年省令第十五號(郵便爲替貯金管理支所設置ノ件)中削除 (省)通信第四十九號(七) 四八五

○明治三十七年省令第三十六號(帝國軍用通信所發在韓國帝國郵便局經由ノ電報料金受領人ヨリ徵收ノ件)中削除同第十八號(在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受領人ヨリ徵收ノ件)廢止 (省)通信第四十八號(六) 四七八

○明治三十六年省令第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件)中改正 (省)通信第二百五十號(五) 二三〇

○明治三十六年省令第四百五十三號(萬國聯合電信爲替ノ提出及拂戻業務ヲ取扱フ郵便局名)中削除 (省)通信第二百五十一號(五) 二三〇

○明治三十三年省令第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)中追加 (省)通信第六十號(三) 二六九

- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中追加 (省) 逓信第二百二十七號(五)二二九四
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中改正 (省) 逓信第二百六十一號(五)二二五三
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中追加 (省) 逓信第三百十六號(六)二二六二
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中追加 (省) 逓信第六百四號(二)三三七五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名、外國匯兌ノ爲替金ヲ表示スルハ、貨幣、本邦匯出拂渡爲替一口ノ最高制限額等ヲ定メ、明治三十六年告示第四百五十二號(同件)ヲ廢ス (省) 逓信第四百二十五號(七)二二七〇
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件ヲ定メ、明治三十六年告示第四百五十四號(同件)ヲ廢ス (省) 逓信第四百二十六號(七)二二七六
- 郵便局所ニ於テ外國郵便局ニ對シ萬國聯合郵便爲替社事務及其媒介爲替ノ派出拂渡業務開始ノ件ヲ定メ、明治三十六年告示第三百八十號(同件)ヲ廢ス (省) 逓信第二百四十九號(五)二二〇八
- 全國郵便電信受取所、郵便受取所、三等郵便局ニ收定 (省) 逓信第二百二十三號(五)二二七五
- 衆議院内設置ノ議院郵便電信取扱所ノ二等郵便局ニ收定ノ件 (省) 逓信第二百二十七號(五)二二七五
- 郵便郵便物ノ七次ニ對シ賠償ノ費ニ付セサル諸國中、削除 (省) 逓信第五百八十二號(三)三三六五
- 無集配三等郵便局外國郵便物及外國小包郵便物ヲ取扱ハス (省) 逓信第七十二號(四)二〇九五
- 特設電話加入申込ヲ受理スル郵便局ノ件 (省) 逓信第三百九號(五)二二八五
- 海外出稼人ノ委託ノ通常郵便爲替證券ノ最高金額ニ制限ヲ付セサル件 (省) 逓信第七十二號(四)二〇五二
- 在清國各郵便局所郵便切手ニ依ル郵便貯金ノ取扱ヲ爲サス (省) 逓信第二百四十一號(五)二二〇六
- 臨時郵便所名表中追加 (省) 逓信第五百六十九號(二)二二二四
- 本邦約東郵便物ノ名宛人清國へ移轉シタルト申完納料郵便物トシテ同國へ再送シ得ルノ件 (省) 逓信第二百二十七號(三)二二五七
- 郵便貯金ノ局特例ヲ取扱フ郵便局名 (省) 逓信第三百四十號(五)二二〇六
- 郵便局所貯蓄債券購買媒介ノ件 (省) 逓信第十四號(二)二二七
- 郵便局所貯蓄債券購買媒介取扱期間 (省) 逓信第五百四十九號(一)〇三二八
- 郵便局所貯蓄債券購買媒介期間 (省) 逓信第三百八十七號(六)二二〇六
- 郵便局所ニ於ケル貯蓄債券購買媒介取扱期間延長 (省) 逓信第二百四號(四)二二二二
- 郵便局所貯蓄債券購買媒介取扱期間 (省) 逓信第八十一號(四)二二〇五
- 貯蓄債券購買媒介郵便規則中改正追加 (省) 逓信第三十一號(四)二二〇五

- 郵便郵便局ニ於テ普通郵便及爲替事務ノ取扱ヲ爲スルノ件 (省) 逓信第三號(三)二二八
- 明治三十二年省令第四十八號(在清國本邦郵便局賣下郵便切手ノ件)ヲ野戰郵便局ニ適用セシメ (省) 逓信第四號(三)二二八
- 明治三十七年告示第九十四號(外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件)中改正 (省) 逓信第一百五號(三)二二七
- 外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件中改正 (省) 逓信第五百七十七號(一)三三六一
- 普通郵便事務ヲ取扱フ野戰郵便局所在地ニ郵便切手類賣捌所ヲ設ケシトシテ得ルノ件 (省) 逓信第六十八號(一)〇三二〇
- 艦船郵便所規程中改正削除 (省) 海軍第二十五號(三)二二五
- 海軍所屬艦船船中寄附人、軍醫等ニ關スル軍事郵便物ノ取扱廢止 (省) 逓信第五百九十七號(二)三三三〇
- 滿洲及樺太ニ於テ發行スル定期刊行物ニ關シ第三種郵便物認可規則施行ノ件 (省) 逓信第八十一號(三)二二六九
- 在滿洲遼東、韓國及樺太軍隊艦船等宛私用軍事郵便物引受種類ノ件ヲ定メ、明治三十七年告示第九十四號(同件)ヲ廢ス (省) 逓信第六百二十九號(三)三三〇六
- 明治三十三年告示第四十一號(民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セシメ、國名表)中追加 (省) 逓信第五十七號(三)二二六八
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セシメ、國名表中追加 (省) 逓信第五十九號(三)二二六九
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セシメ、國名表中追加 (省) 逓信第二百六十二號(三)三三三三
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セシメ、國名表中追加 (省) 逓信第三百八十一號(六)二二〇五
- 明治三十七年省令第五十七號(明治三十七年服役紀念郵便物發售發行ノ件)中追加 (省) 逓信第六十三號(一)〇三二八
- 逓信省發行ノ給葉書ハ發行期日、種類、賣捌價格等ヲ郵便局所前ニ揭示シ別ニ告示セサルノ件 (省) 逓信第六十一號(一)〇三二七
- 第三回戰役紀念郵便物發售發行 (省) 逓信第四十二號(三)二二六三
- 日露通商業務合同紀念郵便切手發行ノ件 (省) 逓信第四十七號(六)二二七六
- 臺灣總督府始政十年紀念郵便物發售發行ノ件 (省) 逓信第七十六號(六)二二六六
- 臺灣總督府及逓信省ニ於テ發行スル給葉書ノ種類、賣捌價格及發賣期日ヲ郵便局所前ニ揭示ノ件 (省) 逓信第七十七號(二)二二二九
- 臺灣總督府及逓信省ニ於テ發行スル給葉書ノ種類、賣捌價格及發賣期日ヲ郵便局所前ニ揭示ノ件中追加 (省) 逓信第八十五號(二)二二二九
- 通常郵便ニ依ル人口動態用小票料金後納トシテ發出スルノ件 (省) 逓信第七十一號(九)二二四

- 韓國安州郵便局設置 (告) 逓信第三百六十號(一)五七五
- 關務前內第一郵便局設置 (告) 逓信第四百七十五號(九)一九六二
- 關務前內第二郵便局設置 (告) 逓信第五百六十八號(一〇)三三四
- 韓國水浦郵便局和文電報取扱開始 (告) 逓信第三百三十三號(六)一五九六
- 韓國城津郵便局事務取扱開始 (告) 逓信第三百八十四號(六)一六〇五
- 韓國臨時郵便所設置 (告) 逓信第四百四十二號(八)一八六五
- 韓國大邱、永登浦、開城及新羅州郵便局設置 (告) 逓信第五百四十七號(一〇)三二七
- 韓國永登浦郵便局及龍山郵便局受取所電報通話事務開始 (告) 逓信第六百二十五號(一二)四〇四
- 韓國釜山郵便局及釜山郵便局草梁出張所電報通話事務開始 (告) 逓信第六百二十七號(一二)四〇四
- 韓國馬山、大邱、鎮南浦及元山郵便局電話加入申込受理 (告) 逓信第六百三十三號(一二)四〇七
- 韓國京城及仁川郵便局電話通話事務開始 (告) 逓信第六百五十八號(一二)四一五
- 韓國嶺山金嶺郵便局受取所設置 (告) 逓信第二百十號(五)一八八
- 韓國藥師郵便局受取所設置 (告) 逓信第二百二十三號(五)一八九
- 韓國京城郵便局南大門及西大門出張所設置 (告) 逓信第二百五十三號(五)一九〇
- 韓國京城郵便局麻浦出張所設置 (告) 逓信第二百五十六號(五)一九一
- 韓國島山、溫泉里、屯浦及英江郵便局受取所設置 (告) 逓信第二百七十八號(六)一五五一
- 韓國群山郵便局江界出張所設置 (告) 逓信第二百八十號(六)一五五一
- 韓國馬山郵便局晉州府出張所設置 (告) 逓信第二百八十一號(六)一五五一
- 韓國群山郵便局公州出張所設置 (告) 逓信第二百八十三號(六)一五五二
- 韓國仁川郵便局海州出張所設置 (告) 逓信第二百八十九號(六)一五五四
- 韓國群山郵便局全州出張所設置 (告) 逓信第二百九十五號(六)一五五五
- 韓國水浦郵便局光州出張所設置 (告) 逓信第三百八號(六)一五六〇
- 韓國永同郵便局受取所設置 (告) 逓信第三百一十一號(六)一五六一
- 韓國水浦郵便局濟州出張所設置 (告) 逓信第三百十三號(六)一五六一
- 韓國平壤郵便局殷山及釜山郵便局尙州出張所設置 (告) 逓信第三百十九號(六)一五六三
- 韓國水浦郵便局長興及釜山郵便局慶州出張所設置 (告) 逓信第三百二十七號(六)一五六六
- 韓國群山郵便局南原出張所設置 (告) 逓信第三百二十八號(六)一五六六
- 韓國京城郵便局瑞興出張所設置 (告) 逓信第三百二十九號(六)一五六六
- 韓國安州郵便局昇山出張所設置 (告) 逓信第三百七十九號(六)一五六〇
- 韓國京城郵便局江陵出張所設置 (告) 逓信第三百九十號(七)一五七二
- 韓國嶺州郵便局勢瀆出張所設置 (告) 逓信第三百九十三號(七)一五七四
- 韓國嶺州郵便局車登館及新羅州出張所設置 (告) 逓信第三百九十八號(七)一五七六
- 韓國嶺州郵便局江界出張所設置 (告) 逓信第四百二號(七)一五七七
- 韓國京城郵便局光化門出張所設置 (告) 逓信第四百七十八號(九)一九八四
- 韓國城津郵便局鎮城出張所設置 (告) 逓信第五百三號(九)一九九三
- 韓國城津郵便局清津及會寧出張所設置 (告) 逓信第五百七十三號(一〇)三三六
- 韓國城津郵便局釜山出張所及嶺州郵便局越山出張所設置 (告) 逓信第六百四十五號(一二)四一〇
- 韓國元山郵便局長津及甲山出張所設置 (告) 逓信第六百五十一號(一二)四一一
- 韓國安州郵便局何日里浦及下八里出張所設置 (告) 逓信第五百十八號(一〇)三二〇
- 在韓國成島郵便局受取所集配事務取扱開始 (告) 逓信第三百十七號(六)一五六二
- 韓國水浦郵便局八浦郵便局受取所集配事務取扱開始 (告) 逓信第三百六十六號(六)一五七七

- 韓國京城郵便局水原府出張所設置 (告) 逓信第三百三十號(六)一五六六
- 韓國群山郵便局洪州出張所設置 (告) 逓信第三百三十二號(六)一五六七
- 韓國京城郵便局清州出張所設置 (告) 逓信第三百三十三號(六)一五六七
- 韓國京城郵便局忠州出張所設置 (告) 逓信第三百三十七號(六)一五六八
- 韓國嶺山郵便局安東及京城郵便局安城出張所設置 (告) 逓信第三百四十三號(六)一五七〇
- 韓國嶺州郵便局及京城郵便局金城出張所設置 (告) 逓信第三百四十四號(六)一五七〇
- 韓國京城郵便局鐵原出張所設置 (告) 逓信第三百五十五號(六)一五七四
- 韓國京城郵便局穩山出張所設置 (告) 逓信第三百五十六號(六)一五七四
- 韓國京城郵便局春川出張所設置 (告) 逓信第三百五十九號(六)一五七五
- 韓國元山郵便局咸興出張所設置 (告) 逓信第三百六十四號(六)一五七六
- 韓國安州郵便局寧邊出張所設置 (告) 逓信第三百六十七號(六)一五七七
- 韓國安州郵便局定州出張所設置 (告) 逓信第三百六十八號(六)一五七七
- 韓國元山郵便局北青出張所設置 (告) 逓信第三百七十六號(六)一五七〇
- 韓國島山、溫泉里、屯浦及英江郵便局受取所設置 (告) 逓信第二百七十八號(六)一五五一
- 韓國群山郵便局江界出張所設置 (告) 逓信第二百八十號(六)一五五一
- 韓國馬山郵便局晉州府出張所設置 (告) 逓信第二百八十一號(六)一五五一
- 韓國群山郵便局公州出張所設置 (告) 逓信第二百八十三號(六)一五五二
- 韓國仁川郵便局海州出張所設置 (告) 逓信第二百八十九號(六)一五五四
- 韓國群山郵便局全州出張所設置 (告) 逓信第二百九十五號(六)一五五五
- 韓國水浦郵便局光州出張所設置 (告) 逓信第三百八號(六)一五六〇
- 韓國永同郵便局受取所設置 (告) 逓信第三百一十一號(六)一五六一
- 韓國水浦郵便局濟州出張所設置 (告) 逓信第三百十三號(六)一五六一
- 韓國平壤郵便局殷山及釜山郵便局尙州出張所設置 (告) 逓信第三百十九號(六)一五六三
- 韓國水浦郵便局長興及釜山郵便局慶州出張所設置 (告) 逓信第三百二十七號(六)一五六六
- 韓國群山郵便局南原出張所設置 (告) 逓信第三百二十八號(六)一五六六
- 韓國京城郵便局瑞興出張所設置 (告) 逓信第三百二十九號(六)一五六六
- 韓國安州郵便局昇山出張所設置 (告) 逓信第三百七十九號(六)一五六〇
- 韓國京城郵便局江陵出張所設置 (告) 逓信第三百九十號(七)一五七二
- 韓國嶺州郵便局勢瀆出張所設置 (告) 逓信第三百九十三號(七)一五七四
- 韓國嶺州郵便局車登館及新羅州出張所設置 (告) 逓信第三百九十八號(七)一五七六
- 韓國嶺州郵便局江界出張所設置 (告) 逓信第四百二號(七)一五七七
- 韓國京城郵便局光化門出張所設置 (告) 逓信第四百七十八號(九)一九八四
- 韓國城津郵便局鎮城出張所設置 (告) 逓信第五百三號(九)一九九三
- 韓國城津郵便局清津及會寧出張所設置 (告) 逓信第五百七十三號(一〇)三三六
- 韓國城津郵便局釜山出張所及嶺州郵便局越山出張所設置 (告) 逓信第六百四十五號(一二)四一〇
- 韓國元山郵便局長津及甲山出張所設置 (告) 逓信第六百五十一號(一二)四一一
- 韓國安州郵便局何日里浦及下八里出張所設置 (告) 逓信第五百十八號(一〇)三二〇
- 在韓國成島郵便局受取所集配事務取扱開始 (告) 逓信第三百十七號(六)一五六二
- 韓國水浦郵便局八浦郵便局受取所集配事務取扱開始 (告) 逓信第三百六十六號(六)一五七七

- 韓國京城郵便局麻浦及水原出張所電話通話事務開始 (告) 遞信第三百四十八號(天)一五七一
- 韓國京城郵便局及同局江界、公州出張所和文電報取
扱開始 (告) 遞信第二百九十三號(天)一五五五
- 韓國蔚山郵便局全州出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百二號(天)一五九〇
- 韓國釜山郵便局大邱出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百二十四號(天)一五六五
- 韓國水浦郵便局光州出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百二十五號(天)一五六五
- 韓國京城郵便局水原府出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百四十四號(天)一五八九
- 韓國京城郵便局麻浦出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百四十六號(天)一五七一
- 韓國京城郵便局忠州出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百五十二號(天)一五七五
- 韓國京城郵便局慶山出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第三百六十三號(天)一五七六
- 韓國京城郵便局西大門及南大門出張所和文電報取扱
開始 (告) 遞信第三百八十六號(天)一五五三
- 韓國馬山郵便局晉州府出張所和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百九十二號(天)一五五五
- 韓國安州郵便局下八里出張所移轉改稱 (告) 遞信第六百十二號(三)一三七八
- 在韓國麻浦郵便局受取所廢止 (告) 遞信第二百六十號(天)一三三二
- 在韓國江界郵便局受取所廢止 (告) 遞信第二百八十二號(天)一五五二
- 在韓國公州郵便局受取所廢止 (告) 遞信第二百八十四號(天)一五五二
- 在韓國海州郵便局受取所廢止 (告) 遞信第二百九十號(天)一五五四
- 在韓國全州郵便局受取所廢止 (告) 遞信第二百九十六號(天)一五五五
- 在韓國光州郵便局受取所廢止 (告) 遞信第三百九號(天)一五六〇
- 在韓國京城郵便局永同出張所廢止 (告) 遞信第三百十二號(天)一五六一
- 在韓國濟州島郵便局受取所廢止 (告) 遞信第三百十四號(天)一五六一
- 韓國釜山郵便局大邱、京城郵便局永登浦、開城及驪州
郵便局新義州出張所廢止ノ件 (告) 遞信第五百四十八號(三)一三二七
- 在韓國安州郵便局何日里出張所廢止 (告) 遞信第六百一十一號(三)一三三七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第二百九十九號(三)一五八
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第四百八十八號(三)一五六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第六十一號(三)一六九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第七十八號(三)一七七

- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第八十一號(三)一五五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第八十二號(三)一五五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第八十七號(三)一五七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第九十五號(三)一五八〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第九十九號(三)一五八〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第一百十九號(三)一五七二
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第一百六十八號(三)一五九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第一百八十五號(三)一五九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第二百六十四號(三)一五九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第二百七十七號(三)一五九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第三百三十三號(三)一五九六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第三百九十七號(三)一五九六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第四百四十五號(三)一五九七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第四百五十四號(三)一五九七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第四百七十三號(三)一九八〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第四百九十一號(三)一九八七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第四百九十四號(三)一九八九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第五百六十四號(三)一九八三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (告) 遞信第六百五十四號(三)一九八三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (告) 遞信第六百五十七號(三)一九八三
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 遞信第五號(一)一六九
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中改正 (告) 遞信第二十二號(一)一七四
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中改正 (告) 遞信第二十四號(一)一七五
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中削除 (告) 遞信第三十六號(三)一六一
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中改正 (告) 遞信第九十六號(三)一六一
- 萬國郵便條約施行細則第三十四條中追加 (告) 遞信第三十三號(三)一五八三

- 尾張國名古屋電報局ノ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逓信第四百四十四號(三) 五八四
- 尾張國名古屋中市場町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逓信第五百十八號(三) 一六九
- 尾張國名古屋彌生町郵便受取所廢止 (告) 逓信第四百四十五號(三) 五八四
- 三河國横須賀郵便局電信事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(三) 五七六
- 三河國三谷郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(九) 一九一
- 三河國下池町岡崎連尺町郵便局改稱 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 遠江國金指郵便局電信事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(三) 五七六
- 遠江國金指郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(九) 一九一
- 遠江國龍澤寺伊佐地片和瀬郵便局改稱 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 駿河國入山嶺郵便局電信事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(三) 五七六
- 駿河國入山嶺郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(九) 一九一
- 駿河國岡安西三町目及前島小坂瀬ノ内郵便局改稱 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 甲斐國中田郵便局設置 (告) 逓信第四百十八號(三) 五八五
- 甲斐國中野大島郵便局改稱 (告) 逓信第七十五號(三) 一七五
- 伊豆國川奈郵便局電信事務開始 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 相模國横須賀船越郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(九) 一九一
- 相模國一色郵便局電話通話事務開始 (告) 逓信第四百三十五號(三) 五七六
- 相模國横須賀郵便局電話交換業務開始 (告) 逓信第四百七十七號(三) 五八六
- 相模國箱根郵便局電話通話事務開始 (告) 逓信第四百五十二號(三) 三三二
- 相模國大船郵便局移轉 (告) 逓信第五百八十四號(一) 三六五
- 相模國長谷下鶴間材木座郵便局改稱 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 相模國横須賀郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逓信第四百十八號(三) 五七六
- 相模國厚田ノ湯電信受取所ヲ三等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逓信第四百三十號(三) 五七七
- 武藏國東京赤坂青山高樹町郵便局電信事務開始 (告) 逓信第四百四十三號(八) 一八七
- 武藏國東京牛込早稲田上大崎池上及横濱戸部町橋本初音町郵便局電話通話事務開始 (告) 逓信第四百三十五號(三) 五七六

- 武藏國東京日本橋駿河町郵便局電話通話事務開始 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 武藏國東京郵便局(總局)分室電話(ニ)於ケル電話通話事務廢止 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 武藏國東京橋本橋通郵便局移轉改稱 (告) 逓信二百四十八號(三) 二二〇
- 武藏國東京本所向島小梅町郵便局移轉改稱 (告) 逓信第四百四十二號(三) 三三〇
- 武藏國東京神田郵便局移轉 (告) 逓信第四百一十一號(三) 一六三
- 武藏國東京麹町平河町郵便局移轉 (告) 逓信第四百二十號(三) 一七六
- 武藏國東京赤坂渡辺町郵便局移轉 (告) 逓信第四百五十六號(三) 二八七
- 武藏國東京高輪船越町横田門外日本橋船越町東京五郎兵衛町芝新堀町芝三田一丁目淺草元龜町淺草山ノ宿町淺草區道町淺草橋本町淺草向原町本郷駒込千駄木町本郷一丁目本郷湯島切通本郷駒込上原土浦町駒込六丁目赤坂一ノ木町麻布六本木町下谷池ノ端仲町下谷上野大門町神田猿樂町三町目小石川大塚町小石川普羽町小石川白山御殿町本所御島町本所向島船越町深川洲崎神田川崎國門前仲町東京麹町丸之内神田京橋下谷本郷駒込赤坂青山芝三田白金麻布四谷牛込小石川淺草本所深川横濱長者町一丁目戸部町野毛町上野町本町四丁目戸部町平沼町及千住五町目若林上大崎世田ヶ谷吉田坂本郵便局改稱 (告) 逓信第四百二十三號(三) 三三八
- 武藏國東京日本橋駿河町、兩國郵便電信取扱所及新橋郵便取扱所ヲ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逓信第四百二十四號(三) 五七四
- 武藏國東京麹町横田門外郵便電信取扱所ヲ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逓信第四百二十五號(三) 五七四
- 武藏國日本橋小島町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トシ移轉ス (告) 逓信第九十四號(三) 五八〇
- 武藏國東京深川萬年町、本橋月島郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逓信第七十二號(三) 一七四
- 武藏國東京神田區島町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トシ移轉改稱 (告) 逓信第七十三號(三) 一七五
- 武藏國東京京橋銀座郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 逓信第九十三號(三) 五八〇
- 武藏國大森郵便局移轉 (告) 逓信第四百十九號(三) 五八五
- 武藏國大森海岸郵便局設置 (告) 逓信第四百五十九號(三) 五八六
- 武藏國蒲田及練馬郵便局設置 (告) 逓信第四百十八號(三) 五八五
- 武藏國大島及世田ヶ谷郵便局電信事務開始 (告) 逓信第四百二十九號(三) 五七六
- 武藏國保土ヶ谷郵便局移轉電話通話事務開始 (告) 逓信第四百五十三號(三) 三三〇
- 武藏國大島及世田ヶ谷郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(九) 一九一
- 武藏國大井郵便局移轉 (告) 逓信第四百二十二號(七) 一七九
- 武藏國横濱正金銀行内郵便局設置 (告) 逓信第五百六十一號(一〇) 三三三

- 武藏國橫濱戶部町六丁目郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第四百四號(七)二七八
- 安房國北條郵便局受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 逕信第七十二號(三) 一七四
- 上總國五井郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十九號(三) 五七六
- 上總國五井郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 下總國後草郵便局設置 (告) 逕信第四百四十八號(三) 五八五
- 下總國宗道郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十九號(三) 五七六
- 下總國津田沼郵便局電信事務開始 (告) 逕信第四百五十六號(三) 五八七
- 下總國外川宗道郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 下總國川越水町平谷村布佐町須賀山郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 常陸國大津郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十九號(三) 五七六
- 常陸國平磯大津及牛淵郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 常陸國下初音郵便局受取所廢止 (告) 逕信第五百二十二號(三) 五八六
- 常陸國桑山郵便局受取所廢止 (告) 逕信第四百七十一號(四)一〇九五
- 近江國石塚及多賀郵便局電信事務開始 (告) 逕信第四百二十九號(三) 五七六
- 近江國石塚及多賀郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 近江國油日上野北條野上初宮及御師町郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 美濃國池野赤坂及鵜沼郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十九號(三) 五七六
- 信濃國淺間高野町上國及穴山郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十九號(三) 五七六
- 美濃國池野及赤坂郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 美濃國岐阜川原港町岐阜上加納岐阜忠節町加納東船場老公園馬野郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 信濃國金澤及御射山神戶郵便局電信事務開始 (告) 逕信第四百八十八號(九)二九八七
- 信濃國大山高野町淺間宮田及宮木郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 信濃國淺野大門町長野石室町長野橋本町長野權堂町長野新地及平塚河地伊勢山三好町御射山神戶湯川矢ノ崎片桐前澤時又飯田傳馬町大門松木安原町赤島酒村梓橋柏矢町上丸子油野下ノ郷穴山南大嶽大草大河原道山和田湖島栗野新野馬場馬籠馬場四野村井川谷原兩中野具宮平大野新町平坂原松原戸野郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 上野國板橋町岩島町郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一

- 下野國足尾町郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 下野國足尾郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第四百八十二號(四)三三〇五
- 下野國原郵便局ノ電信事務取扱期間改正 (告) 逕信第五百十號(九)二九八六
- 下野國足尾郵便局電話加入申込ヲ受理ス (告) 逕信第七十號(三) 一七四
- 下野國吹上郵便局郵便物集配事務廢止 (告) 逕信第五百二十三號(三)三三八七
- 下野國掛郵便局移轉改稱 (告) 逕信第五百五十三號(三) 五八六
- 下野國足尾町赤倉湯水郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 下野國中宮郵便局電信受取所ノ二條郵便局ニ改定ス (告) 逕信第四百二十六號(三) 五七五
- 岩代國東山郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 岩代國須賀川四九町目郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 磐城國田及田島郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 陸前國仙臺八幡及仙臺原ノ町郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 陸前國仙臺八幡町長町及仙臺原ノ町郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第四百三十五號(三) 五八六
- 陸中國沼澤郵便局電信事務開始 (告) 逕信第五百五十八號(三)三三三〇
- 陸中國釜石鈴子郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十八號(四)一〇一〇
- 陸中國釜石鈴子尾去澤嶺山不老倉嶺山橋嶺小坂嶺山甲子及阿村郵便局改稱 (告) 逕信第六百二十三號(三)三三八一
- 陸奧國鼓郵便局電信事務開始 (告) 逕信第二百二十九號(三) 五七六
- 陸奧國鼓郵便局電報配達事務開始 (告) 逕信第四百七十四號(九)二九八一
- 陸奧國青森郵便局電話交換業務開始 (告) 逕信第五百四十號(三)三三八一
- 陸奧國青森郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第六百五十五號(三)三三三三
- 陸奧國青森郵便局電話加入者ノ電線託送電報取扱開始 (告) 逕信第五百六十號(三)三三八一
- 陸奧國青森安房町私前宮田町及私前和通町郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 羽前國綱木郵便局移轉改稱 (告) 逕信第五百五十五號(三)三三八一
- 羽前國我野中山及永松銅山郵便局改稱 (告) 逕信第四百二十三號(三)三三八一
- 羽後國酒田上野町郵便局移轉改稱 (告) 逕信第四百三十三號(七)一七六〇

- 羽後國飛島、秋田上通町、秋田馬喰町、牛島町、土崎、蘇町、小澤山、雄勝大館、阿仁前田及日三市、山形山形郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 若狹國養村郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 越前國福井尾上下町、佐佳枝上町、春山上町、手寄中町、若狹下町及稻田、西田中郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 加賀國金澤野田寺町及大野郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 加賀國金澤上石引町郵便局移轉改稱 (告) 通信第二百二十號(五)三三九一
- 加賀國金澤市町及北澤下、小松上木折町、宇野氣新、馬島村郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 加賀國金澤片町郵便局受取所、三等郵便局(二改定)件 (告) 通信第三百三十一號(三) 五七七
- 越中國生地郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十九號(三) 五七六
- 越中國石田郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 越後國沼野町郵便局電話通話事務開始 (告) 通信第三百八十二號(六)六〇五
- 越中國魚津郵便局移轉 (告) 通信第五百八十九號(二)三三三七
- 越中國富山東四十物町、富山中野新町、高岡後田町及出岩原、上久保、今石動、南大豆谷新庄町、堀岡新郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 越後國堀之内、鹽澤及稻田郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十九號(三) 五七六
- 越後國鹽澤粉田及堀之内郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 越後國新海上古町、新海上新海、新海下水町及沼野町、鹽屋、柏崎新屋敷町、柏崎中津、非ノ島、長岡神田町、長岡柳原町、長岡石内町、高田直江町、柿崎上下、新町、三條三之町、三ノ俣、島原、除戸、花ヶ崎、小布部中津郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 佐渡國津根郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十九號(三) 五七六
- 佐渡國津根郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 播磨國魚橋及別府郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十九號(三) 五七六
- 播磨國別府及魚橋郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 播磨國姫路番町、姫路國府寺、廣知郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 美作國豐岡郵便局改稱 (告) 通信第三百三十號(三) 一五八
- 美作國津山井町郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 備前國山田郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 備前國山田山片、中石町、古京町、上石井及藤井、村、鹿野村、通村郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一

- 備中國茶屋町郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 備中國大谷郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 備後國宇津戶村、堀山田、水越、東入野郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 安藝國廣島上流川、廣島材木町、廣島千田町、廣島御幸、通及向字品郵便局改稱 (告) 通信第五百十六號(九)一九九〇
- 安藝國宇品臨泊郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第五百八十六號(二)三三六六
- 安藝國津浦郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十九號(三) 五七六
- 安藝國阿賀郵便局電信事務開始 (告) 通信第五百二十七號(一〇)三三〇九
- 安藝國廣島西引御堂郵便局移轉改稱 (告) 通信第二百四十四號(五)三三〇七
- 安藝國廣島大手町九丁目郵便局移轉改稱 (告) 通信第四百二十九號(七)二七五九
- 安藝國吳神原郵便局改稱 (告) 通信第五百十七號(九)一九九〇
- 安藝國廣島大手町四丁目、廣島京橋町、備前島、廣村、小多田、佐々部、東八幡、大崎島、三條新庄及吳備郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 安藝國新庄郵便局受取所改稱 (告) 通信第七十一號(三) 一七四
- 周防國山口湯田町、吉敷新町、宇佐、保田及川西郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 長門國仙崎及田部郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十九號(三) 五七六
- 長門國久津郵便局電信事務開始 (告) 通信第二百二十六號(五)二九九四
- 長門國仙崎郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第九十六號(四)一一一〇
- 長門國田部郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 長門國下關及下關、細江郵便局改稱 (告) 通信第三百三十五號(三) 五七八
- 長門國大嶺、入光、埴、通浦及三谷川郵便局改稱 (告) 通信第二百九十九號(六)二五九六
- 丹後國水庄上郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 但馬國津屋山郵便局電報配達事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)一九八一
- 但馬國豐岡、豐田町及鹿野村郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八一
- 因幡國鳥取立川町郵便局移轉 (告) 通信第五百九十九號(二)三三七〇

- 因幡國島取立川町郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 伯耆國渡及八幡郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 出雲國船島郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 出雲國船島郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 出雲國松江口田口及三日市郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 石見國高津郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 石見國高津郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 石見國上落谷郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 隱岐國崎村郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 紀伊國船越郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 紀伊國大地及船越郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 紀伊國和田及桃崎郵便局電信事務開始 (告) 通信第六百三十九號(三)三三〇
- 紀伊國和歌及紀伊見陣郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 紀伊國佐田郵便局設置 (告) 通信第四百七十七號(乙) 五七五
- 紀伊國大崎電信受取所ノ三等郵便局ニ改定ノ件 (告) 通信第四百三十號(乙) 五七七
- 淡路國洲本外通町郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 阿波國穴吹郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 阿波國穴吹郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 阿波國德島三軒屋町、徳佐古町、徳島助任町、上結、阿部浦、阿部、木岐浦、麻生、四坂、九町上名、三溪、雄村及豊田郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 阿波國湯元及雄ノ谷郵便局設置 (告) 通信第六百六十號(三)三三六
- 阿波國高津東坂町、松原、新小田、下村、北村及坂元郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 伊豫國北浦及黒島郵便局設置 (告) 通信第六百六十號(三)三三六
- 伊豫國壬生川郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 伊豫國壬生川及穴井郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一

- 伊豫國下乃前宮浦、四坂島、別子、銅山、上知地、柳野、柳井川及久方町郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 土佐國高津郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 土佐國權野、大野及土居郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 筑前國大宰府郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 筑前國博多中石堂町及照岡大工町郵便局電信事務開始 (告) 通信第四百三十五號(乙) 五七六
- 筑前國大宰府郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 筑前國若松郵便局電話交換業務開始 (告) 通信第四百二十九號(乙) 五七六
- 筑前國直方及飯塚郵便局電話配線事務開始 (告) 通信第四百三十八號(乙) 五八〇
- 筑前國八幡郵便局特設電話加入申込受理 (告) 通信第四百九十三號(乙) 一九六一
- 筑前國博多大津町、博多中石堂町、博多新川端町及上須恵、大島村、吉井郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 筑前國千代郵便局受取所改稱 (告) 通信第四百七十四號(乙) 一九六一
- 筑後國分府郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙)一九六一
- 筑後國羽大塚郵便局移轉 (告) 通信第四百七十九號(乙) 一九六四
- 筑後國柳河郵便局移轉 (告) 通信第五百十四號(乙) 一九六九
- 筑後國久留米園ノ下町、草野町、小耶町郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 筑後國津守郵便局受取所電信事務開始 (告) 通信第四百六十六號(三) 一九六五
- 豐前國門司新町、門司内本町及門司日出町郵便局設置 (告) 通信第五百一十一號(乙) 一九六六
- 豐前國大里檢疫所内郵便局設置 (告) 通信第五百六十七號(三)三三三
- 豐前國小倉郵便局電話交換業務開始 (告) 通信第五百一十一號(乙) 一九六六
- 豐前國小倉郵便局電話加入者ノ電報配線電報取扱開始 (告) 通信第五百十三號(乙) 一九六九
- 豐前國津守郵便局移轉改稱 (告) 通信第三百二十三號(乙) 一九六二
- 豐前國津守郵便局移轉改稱 (告) 通信第五百五十一號(三)三二八
- 豐前國門司新町郵便局改稱 (告) 通信第六百二十三號(三)三三八
- 豐前國小倉長按郵便局受取所移轉改稱 (告) 通信第八十八號(乙) 五七五
- 豐後國大分郵便局電報配線事務開始 (告) 通信第四百七十四號(乙) 一九六一
- 豐後國出口郵便局移轉改稱 (告) 通信第四百八十九號(乙) 一九六一

- 肥後國中土師郵便局移轉改稱 (告) 遞信第四百九十號(九)二九七
- 肥後國大分藩 別府藩邸町、日田豆田町郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八
- 肥前國尾崎郵便局改稱 (告) 遞信第四百八十九號(九)二九八七
- 肥前國湯島郵便局開設期間改定 (告) 遞信第四百九十八號(九)二九九一
- 肥前國佐賀郵便局電信事務開始 (告) 遞信第四百十六號(三) 五七二
- 肥前國津及六角郵便局電信事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(三) 五七六
- 肥前國佐賀江野郵便局電信事務開始 (告) 遞信第三百二十六號(六)二五八六
- 肥前國五ノ浦郵便局電信事務開始 (告) 遞信第三百三十五號(五)二三四
- 肥前國佐賀道祖元町、長崎他ノ浦、新大工町及六角、濱口助港郵便局電信配達事務開始 (告) 遞信第四百七十四號(九)二九八一
- 肥前國佐賀保郵便局電話加入者ノ電報配達電報取扱開始 (告) 遞信第四百八十二號(九)二九八五
- 肥前國飽ノ浦郵便局電話通話事務開始 (告) 遞信第三百三十五號(三) 五七八
- 肥前國武雄郵便局電話通話事務開始 (告) 遞信第三百六十五號(三) 五八九
- 肥前國佐賀保郵便局電話交換業務開始 (告) 遞信第四百八十號(九)二九八四
- 肥前國大村郵便局電話通話事務開始 (告) 遞信第五百三十三號(一〇)三一一一
- 肥前國長崎紺屋町郵便局移轉改稱 (告) 遞信第四百九十號(四)二一〇七
- 肥前國佐賀保郵便局移轉 (告) 遞信第三百一十一號(三) 一五八
- 肥前國鬼塚郵便局移轉 (告) 遞信第四百六十八號(九)二九七九
- 肥前國長崎東波町、長崎稻佐町、飽ノ浦、長崎浪ノ平町、長崎神島町、長崎大浦町、佐賀道祖元町、佐賀水ヶ江町及東有家、上波佐見、宇久島、平島、加津佐村、田助、津山田、辻宿、桐崎、浦島村、妙見浦郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 肥前國湯島郵便局電信取扱所ノ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 遞信第四百二十四號(三) 五七四
- 肥前國長崎新大工町郵便局受取所ノ郵便電信受取所ト (告) 遞信第八十四號(三) 五五八
- 肥前國佐賀保田町郵便局受取所移轉改稱 (告) 遞信第三百三十二號(三) 一五八
- 肥後國小川及伊倉郵便局電信事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(三) 五七六
- 肥後國小川及伊倉郵便局電報配達事務開始 (告) 遞信第四百七十四號(九)二九八一
- 肥後國深田郵便局移轉改稱 (告) 遞信第五百十九號(三) 五八八
- 肥後國松原郵便局移轉 (告) 遞信第八十號(三) 五五五
- 肥後國榎木郵便局移轉 (告) 遞信第二百一十一號(五)二二八六

- 肥後國熊本迎町、熊本山京町、熊本白川町及高橋町、收崎、下河原、吉田新町、宮原町、鏡町、大島子、柳浦郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 肥後國熊本迎町郵便局受取所電信事務開始 (告) 遞信第二百二十號(二) 七四
- 肥後國熊本瀨園町郵便局受取所移轉 (告) 遞信第六十二號(三) 一七〇
- 肥後國永里郵便局及堀ノ角郵便局受取所廢止 (告) 遞信第六十號(三) 一六八
- 日向國宮崎城ノ崎、江平、山口、綾町、妻町郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 大隈國西麓山、霧島温泉、薩郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 大隈國久慈郵便局廢止 (告) 遞信第十九號(二) 七四
- 大隈國久慈電信局ノ二等郵便局ニ改定 (告) 遞信第十八號(二) 七四
- 薩摩國中本野郵便局電信事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(三) 五七六
- 薩摩國指宿、串木及唐仁原郵便局電報配達事務開始 (告) 遞信第四百七十二號(九)二九八一
- 薩摩國鹿兒島金生町、荒田町、西田町、和泉屋町、池之上町、山之口町及中山田、坊村、鹿村、向田、藤ノ木馬越郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 琉球國鳳皇郡郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 波島國函館鶴岡町郵便局改稱電信及電話通話事務開始 (告) 遞信第五百二十九號(一〇)三二〇九
- 波島國下湯川郵便局電報配達事務開始 (告) 遞信第四百七十四號(九)二九八一
- 波島國下湯川郵便局電話通話事務開始 (告) 遞信第三百三十五號(三) 五七八
- 波島國函館西川町、函館舞天町、函館春日町、波島泊村及下湯川郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 後志國余別、祝津及五村郵便局電報配達事務開始 (告) 遞信第四百七十四號(九)二九八一
- 後志國余別郵便局電信事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(三) 五七六
- 後志國岩内郵便局電話交換業務開始 (告) 遞信第四百九十七號(九)二九八一
- 後志國小樽手宮町、小樽若松町、小樽花園町、小樽細路町及五村郵便局改稱 (告) 遞信第四百二十三號(三)三三八一
- 石狩國新十津川郵便局電信事務開始 (告) 遞信第四百二十九號(三) 五七六
- 石狩國月寒郵便局電報配達事務開始 (告) 遞信第四百七十四號(九)二九八一
- 石狩國岩見澤郵便局電話通話事務開始 (告) 遞信第四百九十九號(三) 五八一
- 石狩國厚田、渡邊郵便局電話通話事務開始 (告) 遞信第四百六十三號(三) 五八九
- 石狩國厚田郵便局電話交換業務開始 (告) 遞信第四百三十一號(三)三三〇六

<p>○ 明治三十六年勅令第三號(警備隊ニ臨時防疫職員ヲ任ズルノ件)中改正追加 (勅)第百八十號(六) 三五</p> <p>○ 大阪府及兵庫縣ニ臨時防疫職員ヲ任ズルノ件 (勅)第百四十三號(二) 三五</p> <p>○ 山口縣ニ臨時防疫職員ヲ任ズルノ件 (勅)第百八十二號(三) 三五</p> <p>[馬糞]</p> <p>○ 陸軍中隊學校馬糞糞增加ノ件 (勅)第百四十七號(三) 六〇</p> <p>○ 陸軍士官學校馬糞糞增加ノ件 (達)陸海軍第十四號(三) 一九</p> <p>[馬具]</p> <p>○ 輔重車及補重馬具ノ制式名稱改定 (達)陸海軍第六十號(三) 三二</p> <p>[馬匹]</p> <p>○ 三縣署ハ四縣署ニ改稱(附)ノ件 (省)農商務第十二號(四) 二七九</p> <p>○ 馬匹ノ流行性感冒及胸疫預防ノ件 (省)農商務第百三十七號(五) 三六八</p> <p>[葉煙草]</p> <p>○ 政府ニ於テ建築工共他直接事業ニ要スル材料ニ關スル鹽稅契約ノ件(制定)明治二十九年勅令第百三十七號(陸軍兵營及葉煙草取扱所ノ建築材料ヲ御料府ヨリ買取タルトキ鹽稅契約ノ件)及同第百三十五號(國有官署ニ於テ鹽稅契約結成ニ要スル材料ヲ御料府ヨリ買取タルトキ鹽稅契約ノ件)附止 (勅)第百三十二號(九) 二九二</p>	<p>○ 葉煙草取納所出賬所名稱位置中廢止 (省)大藏第五號(三) 六六</p> <p>○ 葉煙草取納所出賬所名稱位置中廢止 (省)大藏第二十一號(四) 二五八</p> <p>○ 東京葉煙草取納所外十七取納所管內明治三十九年煙草耕作種類區別 (省)大藏第五十六號(三) 五八三</p> <p>○ 出水及鹿兒島葉煙草取納所管內明治三十九年煙草耕作種類區別 (省)大藏第四十九號(二) 五三三</p> <p>○ 葉煙草取納所管內明治三十九年煙草耕作種類區別 (省)大藏第十八號(三) 五八</p> <p>[花遊]</p> <p>○ 花遊檢査所官制 (勅)第百七十四號(三) 九四</p> <p>○ 花遊檢査規則 (勅)第百六十一號(三) 二〇五</p> <p>○ 花遊檢査規則施行細則 (省)農商務第十六號(三) 三三</p> <p>○ 花遊檢査規則施行細則中追加 (省)農商務第二十一號(八) 四八九</p> <p>○ 花遊檢査所位置 (省)農商務第六號(四) 二二五</p> <p>○ 花遊檢査所位置 (省)農商務第七十四號(四) 九七七</p> <p>[葉書]</p> <p>○ 明治三十二年告示第四十一號民間製造ノ郵便證書ノ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (省)逓信第五十七號(三) 二六八</p> <p>○ 民間製造ノ郵便證書ノ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (省)逓信第五十九號(三) 二六九</p>
--	--

<p>○ 民間製造ノ郵便證書ノ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (省)逓信第百六十二號(五) 三三三</p> <p>○ 民間製造ノ郵便證書ノ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (省)逓信第百八十一號(六) 三〇五</p> <p>○ 逓信省發行ノ郵便書ハ發行期日ノ種類ノ別ニ價格等ヲ郵便局所前ニ揭示シ別ニ告示セザルノ件 (省)逓信第六十一號(二) 三〇七</p> <p>○ 第三回戰後紀念郵便給券發行 (省)逓信第四十二號(三) 一六三</p> <p>○ 明治三十七年省令第五十七號(明治三十七年戰後紀念郵便給券發行ノ件)中追加 (省)逓信第六十三號(二) 三六</p> <p>○ 臺灣總督府及逓信省ニ於テ發行スル給券書ノ種類ノ別ニ價格及發賣期日ヲ郵便局所前ニ揭示ノ件 (省)逓信第七十七號(二) 三三</p> <p>○ 臺灣總督府及逓信省ニ於テ發行スル給券書ノ種類ノ別ニ價格及發賣期日ヲ郵便局所前ニ揭示ノ件(中追加) (達)府(第百八十五號)二 一三九</p> <p>○ 臺灣總督府始政十年紀念給券發行ノ件 (達)府(第三十七號)六 五七</p> <p>○ 臺灣總督府始政十年紀念給券第一回發行ノ種類及發賣期日 (省)臺灣總督府第七十三號(二) 六〇七</p> <p>○ 臺灣總督府始政十年紀念給券第二回發行ノ種類及發賣期日 (省)臺灣總督府第七十六號(二) 六一六</p> <p>○ 臺灣總督府始政十年紀念給券第三回發行ノ種類及發賣期日 (省)臺灣總督府第七十六號(三) 六一七</p>	<p>[配世]</p> <p>○ 明治三十三年訓令第十六號(稅關及稅務監督局收入官吏配置方)第一條中追加 (訓)大藏第二十號(三) 五五</p> <p>○ 稅關及稅務監督局收入官吏配置方中追加 (訓)大藏第三十三號(四) 一〇六</p> <p>○ 稅關及稅務監督局收入官吏配置方中追加 (訓)大藏第七十號(二) 二九二</p> <p>○ 海軍監獄書記同看守長同看守配置方中改正 (達)海軍第四十號(三) 四四</p> <p>[配達]</p> <p>○ 韓國內電報ノ別便配達料解船配達料並別便又ハ解船ヲ以テ配達スルコトヲ得ヘキ地名ノ件ヲ定メ明治三十三年告示第百六十三號(同件)ヲ廢ス (省)逓信第四百四十一號(八) 一八四</p> <p>○ 韓國內電報ノ別便配達料解船配達料並別便又ハ解船ヲ以テ配達スルコトヲ得ヘキ地名ノ件ヲ定メ明治三十三年告示第百六十三號(同件)ヲ廢ス (省)逓信第四百四十一號(八) 一八四</p> <p>○ 明治三十四年告示第四百六十二號(郵便電信取扱所及郵便電信取扱所ニ於テ電信爲替證書及電信爲替通帳ノ別便配達ヲ取扱ハサル件)同三十五年告示第九十四號(郵便爲替金ノ署名押取取消ノ件)中改正 (省)逓信第百五十八號(五) 五八七</p> <p>○ 長岡國仙崎郵便局電報配達事務開始 (省)逓信第百九十六號(二) 一三〇</p>
---	---

〔飯金〕

○飯金及米價ノ調査改正 (勅)陸務第五號(一) 三

〔郵便〕

○下士以下代用郵便規則 (達)陸務第六號(三) 八

○種牛牧場種豚種下規程制定種豚種下規程廢止 (省)農務第八號(三) 一五〇

○學務課出版圖書標下定價ノ件追加 (省)文部府第五十二號(五)三六

○學務課出版圖書標下定價ノ件中追加 (省)文部府第六十二號(四)三三〇

○教科用圖書採定及其標下價格ノ件中追加 (省)文部府第四十八號(五)三三〇

〔拂渡〕

○本邦ノ外國郵便及電信爲替ノ交換スル國名、外國郵便ノ爲替金ヲ爲替スルノ爲替、本邦郵便拂渡爲替ノ口、最高額限度等ヲ定メ明治三十六年(爲替)第四百五十二號(同件)ヲ廢ス (省)文部府第四百二十五號(七)二七〇

〔拂戻〕

○官設鐵道ニ於テ徵收シタル通行税ノ拂戻金一時繰替(事務)件 (勅)第三十五號(三) 五二

〔犯罪犯罪〕

○間接國稅犯則者處分法施行規則第一條中追加 (勅)第三百五十五號(四) 一五四

○刑部院特別手續制定明治三十二年(律)第九號本島人犯罪國人ノ犯罪證據ニ關スル件(同)第二十六號(刑部)再審ノ條及非常上告ニ關スル件(同)第三十四年(律)第四號(刑部)特別手續ニ關スル件(廢止) (省)第十號(八) 三

○鹽務課第三十八條ニ依リ間接國稅犯則者處分法中收稅官吏又ハ稅務局長ニ關スル職務ヲ行フハ官吏ノ件 (勅)第三百三十六號(四) 一五〇

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

○鹽務課第三十八條ノ施行ニ付間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四

〔認可〕

○學校設置等ノ認可或ハ委任用令、撥兵令ニ依リ認定ハカスル他ノ事項ニ關スル明治三十六年(省)令第八號(河川)工事費ヨリ補助シタル土木工事費認可ニ關スル規定中追加 (省)內務第六號(三) 九六

○認可ヲ經ルヲ要セサル河川工事ニ關スル件ヲ定メ明治三十二年(省)令第十二號(同件)ヲ廢ス (省)內務第四號(三) 九七

〔任用〕

○宮内省判任官任用試験規則 (達)宮内省第一號(三) 七

○領事官特別任用令及明治三十七年勅令第四十二號(外務)通譯生ヲ外務省配生ニ任用ノ件(中)改正 (勅)第二百五十五號(三) 三五六

○外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正追加 (勅)第六十四號(三) 八〇

○外國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正追加 (省)外務第三號(三) 九〇

○領事官特別任用令中追加 (勅)第六十九號(五) 三二〇

○嶺南監督事務官特別任用ノ件 (勅)第三百二十五號(三) 一四七

○明治二十六年勅令第九十六號(月俸十五圓未満)判任官特別任用ノ件中追加 (勅)第三百二十一號(三) 一四五

○統監府及通事廳職員特別任用令 (勅)第二百七十六號(三) 三九〇

〔統監府及理事廳警察官特別任用令〕

○統監府及理事廳警察官特別任用令 (勅)第二百七十七號(三) 三九二

○統監府通信官警備員特別任用令 (勅)第二百七十八號(三) 三九二

○統監府總務局長及統監府警備員ノ任用分限及官等ニ關スル件 (勅)第二百七十五號(三) 三八九

○道廳府縣事務官特別任用ノ件 (勅)第四百十五號(四) 一七七

○北海道鐵道部職員ヨリ鐵道作業員ニ特別任用ノ件 (勅)第四百二十六號(三) 一四八

○明治三十二年勅令第三號(警備)特別任用ノ件中追加 (勅)第四百十六號(四) 一七七

○警備部防士特別任用令改正 (勅)第四百十七號(四) 一七六

○警備部防士特別任用令ニ依リ考試規則 (省)內務第十三號(五) 三三三

○臺灣總督府通信書記特別任用試驗規則中改正追加 (省)府第三號(三) 三

○臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則第四條中追加 (臺府)第五十四號(七) 八〇

○海軍文官任用員中、際價格檢査證明書添付ノ件 (達)海軍第三百三十號(九) 九〇

○在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件 (勅)第三百三十號(二) 三三四

○東京帝國大學農科大學農學科林學科及獸醫學科科長任用令ニ依リ認定ノ件中追加 (省)文部第三百七十七號(七) 二六七

- 明治三十五年告示第九十二號 奈良縣立農林學校ヲ
徵兵令及文官任用令ニ依リ認定中追加
(省)文部第四十八號(三) 五三九
- 明治三十四年告示第二百二十一號 奈良縣立工業學
校本科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定中追加
(省)文部第四十七號(三) 五三九
- 三重縣立農業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定
(省)文部第五十七號(三) 五三一
- 山梨縣立山梨縣農林學校、秋田縣立和田工業學校及
德島縣立農業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(省)文部第二十八號(三) 一三五
- 宮城縣立農學校ニ對スル徵兵令及文官任用令ニ依リ
認定效力ノ件
(省)文部第三十四號(三) 一八三〇
- 福島縣立工業學校及農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依
リ認定
(省)文部第十五號(二) 一一
- 明治三十二年告示第四十七號同第四十八號(縣立秋
田縣農學校)ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定ノ
件(中追加)
(省)文部第六十號(三) 五三一
- 山口縣立工業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定
(省)文部第二十三號(二) 五五
- 廣島縣立商船學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(省)文部第七十三號(四) 九七一
- 香川縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定
(省)文部百十二號(六) 二四二
- 香川縣三豐郡立東島航海學校ヲ文官任用令ニ依リ認
定
(省)文部百二十八號(八) 二八九
- 熊本縣立陸軍農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ
認定
(省)文部第六十四號(四) 九五八
- 宮崎縣兒湯郡立農業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依
リ認定
(省)文部第四十號(三) 五二七
- 國有林野及產物賣場入札規則
(省)農商務第三十五號(三) 六〇七
- 入隊入營
(省)陸軍第七號(三) 五三三
- 明治三十八年召募士官候補生ノ入隊期日及採用者通
達力
(省)陸軍第十一號(六) 二四二六
- 明治三十八年七月入隊セシムヘキ士官候補生入校期
日
(省)陸軍第十二號(六) 二四九七
- 明治三十七年末入隊ノ主計候補生入校期日
(省)陸軍第三十八號(六) 七九
- 本年ニ限り近衛海軍入隊兵集會地中野戸ヲ京都ト
ス
(省)陸軍第十六號(二) 五三八
- 入場券
(省)臺灣總督府第九十七號(八) 二八七
- 清國人ヲ入學セシムル私立學校ニ關スル規程
(省)文部第十九號(二) 五三九

- 文部省直轄諸學校生徒ニシテ他學校ノ入學試験ヲ受
ケルニハ豫メ學校長ノ許可ヲ要スル件
(省)文部第十八號(二) 五三五
- 明治三十八年各高等學校入學試験ニ關スル件
(省)文部第七十一號(四) 九六九
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部第五號(二) 四九
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部第三十三號(三) 一三六
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部第七十五號(四) 九七二
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部第七十六號(四) 九七二
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部第八十七號(四) 九七七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部百一號(六) 二四三七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部百十四號(七) 二六七七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部百二十一號(七) 二六七九
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部百六十一號(三) 三三三七
- 東京府私立青山女學院英文專門科ノ入學ニ關シ無試
験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定
(省)文部第六十一號(三) 三三三
- 東京府私立東京學院高等科入學ニ關シ無試験檢定ヲ
受ケルコトヲ得ル者指定
(省)文部第八十號(四) 九七二
- 京都府私立御教大學ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケ
ルコトヲ得ル者指定
(省)文部第五十四號(三) 五三〇
- 京都府私立御教大學ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケ
ルコトヲ得ル者指定
(省)文部第七十八號(四) 九七二
- 山口高等商業學校入學者指定
(省)文部第三十七號(三) 一三六
- 長崎高等商業學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者指定
(省)文部百六號(六) 二四三九
- 名古屋高等工業學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケ
ルコトヲ得ル者指定
(省)文部百八號(六) 二四三九
- 明治三十八年七月入隊セシムヘキ士官候補生入校期
日
(省)陸軍第十二號(六) 二四九七
- 明治三十七年末入隊ノ主計候補生入校期日
(省)陸軍第三十八號(六) 七九
- 今同ノ職役間經理學校入校中ノ主計候補生ニ係ル被
服給與力地檢ノ件
(達)陸軍第三十九號(八) 七九
- 北海道
(勅)第三百二十九號(四) 一五七
- 北海道廳官制改正
(勅)第三百十一號(三) 一三二
- 北海道廳高等官俸給令第一條中削除
(勅)第四百十三號(四) 一七三
- 北海道廳高等官俸給令改正明治三十二年勅令第二
百五十六號北海道廳視學官俸給ノ件(廢止)

- 北海道賑災救済基金法 (注)第三十七號(三) 一〇〇
 - 北海道賑災救済基金法施行期日 (勅)第三百十三號(三) 一〇三
 - 北海道賑災救済基金法施行手續規程ノ件 (省)大藏第十五號(三) 一一一
 - 北海道地方費ニ關シタル賑災救済基金取扱要領 (訓)大藏第二十七號(三) 六一
 - 北海道賑災救済基金年度現在前報告方規程ノ件 (訓)大藏第二十六號(三) 六一
 - 北海道官設鐵道用品資金會計法改正 (法)第十八號(三) 六七
 - 北海道官設鐵道職員ヨリ鐵道作業局職員ニ特別任用ノ件 (勅)第三百二十六號(三) 一〇八
 - 北海道拓殖銀行法中改正追加 (法)第五十號(三) 一〇四
 - 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國産輸入ヲ徵收セシムル件 (法)第三十五號(三) 九八
 - 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國産輸入ヲ徵收セシムル法律施行細則 (省)大藏第十三號(三) 一〇三
 - 北海道一級町村二級町村ヲシテ租稅外國産輸入ヲ徵收セシムルニ付キ其徵收權地方 (訓)大藏第十九號(三) 五三
 - 北海道廳森林監守規則中改正 (勅)第三百六十七號(三) 二〇九
 - 北海道森林監守ノ衣服ニ關スル件 (訓)內務第十九號(三) 一三三
 - 特ニ所得調查委員會ヲ置クハ市及北海道ノ區指定 (省)大藏第二十八號(四) 二六八
 - 明治三十七年末調査北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (省)內務第三百三十六號(七)一六三
 - 明治三十六年告示第九十號(北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方)中改正 (省)內務第四號(二) 二
 - 北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方中追加 (省)內務第十二號(二)一三四
 - 明治三十三年省令第十二號(北海道ニ於ケル郡展會及北海道農會ヲ組織スル件)中改正 (省)農商務第二十七號(三) 五八一
 - 北海道官設鐵道ノ運輸營業繼承ノ件 (省)逓信第三百六十七號(三) 五九〇
 - 鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表外二件ヲ北海道官設鐵道ニ施行スルノ件(告)逓信第五百二十二號(一〇)三〇七
 - 北海道廳管内ニ於テ雁苑ノ捕獲禁止ノ件 (告)農商務第三百二十七號(五)二六六
- [修繕]
- 高等官官等俸給令中加除 (勅)第八十五號(三) 一〇六
 - 高等官官等俸給令中加除 (勅)第三百七號(三) 一三八
 - 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第三百八號(三) 一三九
 - 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百四十一號(四) 一七一
 - 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百三十二號(三) 一三〇
 - 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百三十七號(二) 一三九
 - 判事檢事官等俸給令中改正加除 (勅)第三百十七號(三) 一三九
 - 判事檢事官等俸給令第二條中改正 (勅)第三百三號(三) 一三九
 - 海務部高等官俸給令第一條中追加 (勅)第三百十號(三) 一三〇

- 文書俸給支給細則第九條中改正 (省)大藏第三十號(三) 二二四
 - 裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅)第三百十八號(三) 一四二
 - 裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅)第三百四號(三) 二二二
 - 北海道廳高等官俸給令第一條中加除 (勅)第三百十一號(三) 二二二
 - 北海道廳高等官俸給令改正(明治三十二年勅令第三百五十六號)北海道廳高等官俸給ノ件(廢止) (勅)第三百四十三號(四) 二七五
 - 地方官官俸給令改正 (勅)第三百四十四號(四) 二七五
 - 海務部府法院職員官等俸給及定員令中改正追加 (勅)第三百十六號(三) 二二八
 - 臺灣總督府職員官等俸給令中加除 (勅)第三百三十四號(二) 三三七
 - 臺灣總督府監獄醫師及女監取給俸給令 (勅)第三百五十二號(三) 三二八
 - 明治三十一年勅令第三百十五號(判任官俸給最低額以下ヲ給スルモノトシテ得ル者ノ件)中改正 (勅)第八十六號(三) 一〇六
 - 明治三十二年勅令第九十四號(修練所研究員官等俸給ノ件)中加除 (勅)第三百九號(三) 二二九
 - 俸給規程其ノ他諸給與仕拂ノ際地位未滿ノ端取切捨ニ關スル件 (勅)第三百三十號(四) 一五〇
 - 明治三十八年度歳出豫算中第一種備金ヲ以テ補充シ得ルノ件 (勅)第三百五十號(四) 一八〇
 - 下士卒定員補充交代規則第十八條中改正 (達)海軍第四十八號(四) 一五三
 - 下士卒定員補充交代規則第十八條中改正 (達)海軍第八十七號(三) 一三五
 - 下士卒定員補充交代規則第十九條中改正 (達)海軍第九十七號(三) 一四二
 - 陸軍補充兵ヲ以テ下士ニ補充シ及雜卒ヲ兵卒ト爲スノ件 (勅)第三百九十八號(三) 二八六
 - 明治三十七年陸軍第十號(勅)第九百九十九號(陸軍補充兵)同陸軍第五十三號及第九百九十二號(陸軍補充兵)ニ依リ下士官缺員補充ノ件(及同陸軍第九百九十七號(陸軍補充兵)及同陸軍第九百九十七號(陸軍補充兵)ノ件)廢止 (達)陸軍第四十八號(四) 九八
 - 陸軍補充條例第九百九十九號(陸軍補充兵)第七十九條ノ四及明治三十七年勅令第九百九十九號(陸軍補充兵)ノ件(及同陸軍第六十二號(三) 一三三
 - 明治二十九年陸軍第七十七號(陸軍補充兵)第七十九條ノ四及明治三十七年勅令第九百九十九號(陸軍補充兵)ノ件(及同陸軍第六十二號(三) 一三三
- [補選]
- 貴族院男爵議員補選選舉 (詔)一月九日(二) 一
 - 貴族院男爵議員補選選舉 (詔)一月二十五日(二) 一
 - 貴族院子爵議員補選選舉 (詔)三月三日(三) 三
 - 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)五月二十日(五) 五
 - 貴族院男爵議員補選選舉 (詔)十月十日(一〇) 七

- 貴族院子爵議員補選 (昭)十二月十三日(三) 一〇二
- 臨時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部
隊ニ附屬セシメタル文官補選ノ件 (勅)第四十三號(三) 五七
- (補償)
- 大租權補償金ノ交付スヘキ公債取替ノ價格 (省)通商總督府第十一號(三) 一八〇
- 大租權補償金額公示ノ件 (省)臺灣總督府第二十號(三) 五五
- 大租權補償金額公示ノ件 (省)臺灣總督府第三十八號(五) 三三
- 租稅積戻積戻油ノ補償金改正 (省)臺灣總督府第五號(三) 一六
- 租稅積戻積戻油ノ補償金改正 (省)臺灣總督府第三十六號(四) 三三
- (補助)
- 市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金令ニ依
ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ノ仕舞積積ノ翌年度ニ繰
越使用ニ關スル件 (法)第四十四號(三) 一一
- 災害土木費國庫補助規定施行細則第二條中改正 (省)內務省第一號(一) 一
- 災害土木費國庫補助規定施行細則中改正別條 (省)內務省第七號(三) 九
- 明治三十二年省令第二十一號(河川ニ關スル工事ニ
因リ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用補助ノ件)第二
條改正 (省)內務省第五號(三) 九
- 明治三十六年省令第八號(河川工事費ヨリ補助シタ
ル土木工事竣功認可ニ關スル規定)中追加 (省)內務省第六號(三) 九
- 明治三十七年度福災救助基金補助額ノ件 (省)大藏省第六號(三) 四七
- 農會補助金交付規則中改正 (省)農商務省第二十五號(一) 五五〇
- (保護)
- 移民保護法施行細則第十六條改正 (省)外務省第六號(三) 四九
- 特別保護建造物損失ノ件 (省)內務省第四十六號(八) 一七
- 特別保護建造物指定中社號復舊ノ件 (省)內務省第六十九號(二) 三三
- 英領殖民地「ニエー、ジラント」及錫蘭國工業所
有權保護同盟條約ニ加入ノ件 (省)農商務省第八十二號(七) 二一
- 明治三十六年府令第四十七號(銃器取締規則)ニ依ル
保護馬ノ種類改正 (省)臺灣總督府第一號(八) 八八
- (保存)
- 古社寺保存法第十六條ニ依リ國庫ヨリ支出スヘキ金
額ニ關スル件 (法)第十四號(三) 六
- 古社寺保存法ニ依リ國庫物件指定 (省)內務省五十八號(四) 九
- 保管金規則ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第七十八號(六) 三三

- 明治三十四年省令第六號(保管物取扱規程及供託物
取扱規程)ニ依リ各地倉庫ニテ保管スル有價證券保管
規程ノ件)中改正追加 (省)大藏省第四十四號(三) 四九
- 預金保管物及供託物倉庫出納事務規程第四條中改正 (勅)大藏省第五十五號(二) 四七
- 臺灣實法施行細則ニ依リ徵收スル鹽保管料 (省)大藏省百五號(四) 六〇
- 郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スヘ
キ證券ノ種類 (省)逓信省第三百八十八號(六) 六〇
- 郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購
入保管又ハ賣却ニ關スル料金 (省)逓信省第三百八十九號(六) 六〇
- (保稅)
- 明治三十四年省令第二十五號(保稅倉庫法)ニ依ル通
路ノ件)中改正 (省)大藏省第三十七號(六) 三九
- 保稅倉庫法ニ依ル通路ノ件)中追加 (省)大藏省第五十七號(三) 五七
- (保安)
- 臺灣保安林規則施行細則改正 (省)府第六十五號(四) 九
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第十二號(二) 五七
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第十六號(二) 六一
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第十八號(二) 六二
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三十號(三) 二六
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第四十四號(三) 一五
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第五十號(三) 一六
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第五十四號(三) 一六
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第六十四號(三) 一六
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第七十一號(三) 一六
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第七十六號(四) 九
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第八十一號(四) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第八十三號(四) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第八十九號(四) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第九十二號(四) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第九十九號(四) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第一百零三號(四) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第一百三十三號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第一百四十四號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第一百七十七號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第一百九十九號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第二百零六號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第二百三十三號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第二百六十六號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第二百九十二號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三百零三號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三百三十二號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三百四十一號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三百四十二號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三百五十五號(五) 一〇
- 保安林編入ノ件 (省)農商務省第三百五十七號(五) 一〇

○保安林編入ノ件	(告)農商務第百五十九號(一)二四九四	○保安林編入ノ件	(告)農商務第百六十二號(一)三〇九三
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百六十一號(一)二四九五	○保安林編入ノ件	(告)農商務第百六十六號(一)三三三〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百六十五號(一)二四〇四	○保安林編入ノ件	(告)農商務第百七十八號(一)三三三四
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百六十九號(一)二六八〇	○保安林編入ノ件	(告)農商務第百八十三號(一)三三三六
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百七十一號(一)二六八四	○保安林編入ノ件	(告)農商務第百八十八號(一)三三三七
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百七十六號(一)二六八六	○保安林編入ノ件	(告)農商務第一號(一)一〇〇一
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百七十九號(一)二六九一	○保安林編入ノ件	(告)農商務第二號(一)一〇〇二
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百八十四號(一)二七一	○保安林編入ノ件	(告)農商務第三號(一)一〇〇三
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百九十一號(一)二八三三	○保安林編入ノ件	(告)農商務第四號(一)一〇〇四
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百九十四號(一)二八四六	○保安林編入ノ件	(告)農商務第五號(一)一〇〇五
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百九十七號(一)二八四八	○保安林編入ノ件	(告)農商務第六號(一)一〇〇六
○保安林編入ノ件	(告)農商務第百九十九號(一)二八四八	○保安林編入ノ件	(告)農商務第七號(一)一〇〇七
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百一號(一)二八六〇	○保安林編入ノ件	(告)農商務第八號(一)一〇〇八
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百一十二號(一)二八六八	○保安林編入ノ件	(告)農商務第九號(一)一〇〇九
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百一十七號(一)二九七一	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百二十七號(一)二九七四	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十一號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百三十一號(一)二九七六	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十二號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百三十八號(一)三〇〇四	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十三號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百四十二號(一)三〇〇三	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十四號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百四十七號(一)三〇〇九	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十五號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百四十九號(一)三〇〇九	○保安林編入ノ件	(告)農商務第十七號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百五十二號(一)三〇〇九	○保安林編入ノ件	(告)農商務第二十號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百五十四號(一)三〇〇九	○保安林編入ノ件	(告)農商務第二十二號(一)一〇一〇
○保安林編入ノ件	(告)農商務第二百五十五號(一)三〇〇九	○保安林編入ノ件	(告)農商務第二十三號(一)一〇一〇

○保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十四號(一)二六四〇	○保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十三號(一)三三三四
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十六號(一)二六四五	○保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十五號(一)三三三五
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十七號(一)二六四六	○保安林解除ノ件	(告)農商務第百五十八號(一)三三三九
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十八號(一)二六四六	○保安林解除ノ件	(告)農商務第百六十號(一)三三三九
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百二十九號(一)二六四六	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十二號(一)三三三〇
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十一號(一)二六四〇	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十三號(一)三三三〇
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十二號(一)二六四一	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十五號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十三號(一)二六四一	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十六號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十四號(一)二六四一	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十七號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十六號(一)二六四九	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十八號(一)三三三六
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十七號(一)二六四九	○保安林解除ノ件	(告)農商務第六十九號(一)三三三六
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十八號(一)二六四九	○保安林解除ノ件	(告)農商務第七十號(一)三三三八
○保安林解除ノ件	(告)農商務第百三十九號(一)二六四九	○保安林解除ノ件	(告)農商務第七十二號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十號(一)二六五〇	○保安林解除ノ件	(告)農商務第七十三號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十一號(一)二六五〇	○保安林解除ノ件	(告)農商務第七十七號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十二號(一)二六五一	○保安林解除ノ件	(告)農商務第七十八號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十三號(一)二六五一	○保安林解除ノ件	(告)農商務第八十二號(一)三三三二
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十五號(一)二六五四	○保安林解除ノ件	(告)農商務第八十四號(一)三三三七
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十六號(一)二六五四	○保安林解除ノ件	(告)農商務第八十五號(一)三三三七
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十七號(一)二六五五	○保安林解除ノ件	(告)農商務第八十六號(一)三三三〇
○保安林解除ノ件	(告)農商務第四十九號(一)二六五五	○保安林解除ノ件	(告)農商務第八十七號(一)三三三〇
○保安林解除ノ件	(告)農商務第五十二號(一)二六五三	○保安林解除ノ件	(告)農商務第八十八號(一)三三三〇
○保安林解除ノ件	(告)農商務第五十三號(一)二六五三		

- 能登國羽咋部瀨浦村港口ニ燈臺建設 (省)通信第四百四號(三) 五五三
- 津輕海岸方面及其附近ノ燈臺不時消燈ノ件 (省)通信第四百四號(三) 一六五
- 原前國五島列島小位賀島ノ四方白樹燈臺、燈臺國書、宮燈等及新前國宮海津沖ノ島燈臺點火 (省)通信第六百六十四號(三)三四一〇
- 北見國稚内燈臺ノ燈塔吹滅停止 (省)通信第六百三十號(三)三四〇六
- 明治三十七年告示第九號及同三十八年告示第四十四號(燈臺點燈停止及消燈ニ關スル件)廢止 (省)通信第五百九十三號(三)三三六八
- 明治三十七年告示第三十七號(燈臺點燈停止ニ關スル件)廢止 (省)通信第四百八十九號(三)三三六三
- 瀧野島燈臺點燈停止 (省)通信第四百六十六號(三)三三三〇
- マールン島カナンニオン 燈臺點火廢止ノ件 (省)通信第四百八十三號(三) 一七九
- クリーン島燈臺點火廢止ノ件通限 (省)通信第四百六十六號(三)三三〇〇
- 陸前國石巻燈臺之燈塔燈塔光明點燈 (省)通信第六十八號(三) 一七二
- [登用]
- 判事檢事登用試驗規則中改正 (省)司法第三三號(五) 一六八
- 判事檢事登用試驗規則中改正追加 (省)司法第三三號(四) 二五八
- 本年施行スル判事檢事登用第一回試驗及辭職士試驗ニ於テハ外國語ノ試驗ヲ行ハス (省)司法第十五號(四) 二七六
- 判事檢事登用試驗規則ニ依リ指定ノ私立法學院大學 (省)司法第四十九號(九)一九九八
- [登記]
- 不動產登記法第十二條中改正 (省)第三十九號(三) 一〇三
- 船舶登記規則第三十條中追加 (勅)第七十九號(三) 九八
- 工場抵當登記取扱手續 (省)司法第十八號(三) 三九七
- 礦業抵當登記取扱手續 (省)司法第十九號(三) 四〇四
- 臺灣土地登記規則 (省)第三號(六) 九
- 臺灣土地登記規則施行規則 (省)第四十三號(七) 六三
- 臺灣土地登記規則施行規則中改正追加 (省)第六十一號(六) 九五
- 臺灣土地登記規則施行規則中追加 (省)第七十五號(一〇) 二三八
- 臺灣土地登記規則施行日期 (省)第三十號(六) 四九
- 臺灣土地登記規則施行前ニ生タル業主權ノ移轉若ハ典權ノ消滅届出方 (省)第六十二號(六) 九五
- 臺灣土地登記規則 (省)第五號(六) 一一
- 區裁判所出張所中廢止及登記管轄區域表改正 (省)第四十五號(七) 六七
- 臺灣土地登記取扱手續第六條ノ二追加 (省)司法第五號(三) 一八〇
- 岡山地方裁判所管内商業登記事務取扱規則ノ件 (省)司法第三十三號(三) 一八〇
- 長崎地方裁判所管内管轄登記管轄區域表改正 (省)司法第四號(三) 一五九
- 不動產登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件中追加 (省)內務第三號(三) 九七
- 明治三十五年省令第十三號(不動產登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中追加 (省)內務第十九號(三) 三九四
- 明治三十五年省令第十號(不動產登記ノ囑託ニ付官吏指定)中追加 (省)大藏第二十三號(四) 二三四
- 不動產登記ノ囑託ニ付官吏指定中追加 (省)大藏第四十號(六) 四八七
- 土地登記ノ囑託ニ就キ官吏指定 (省)臺灣總督府第八十四號(七)二七三
- [登録]
- 登録稅法中改正別除 (法)第九號(二) 四三
- 登録稅法第二條中追加 (法)第五十七號(三) 一五三
- 登録稅法施行規則中追加 (勅)第七十七號(三) 九七
- 礦業登録令 (勅)第八十三號(六) 三三七
- 礦業登録令施行規則 (省)農商務第十八號(六) 四四七
- 礦區登録官吏指定 (省)海軍第七號(七) 四八三
- 登録稅法及手帳料報告權中追加 (勅)司法第六號(二) 二五三
- 礦業登録事務年末取扱期日ノ件 (勅)農商務第二十四號(三) 三〇三

- 明治三十二年省令第十四號(土地建物及商業登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ請求手續)ノ件(中追加) (省)司法第二十號(七) 八三
- 明治三十二年省令第八十三號(建物及商業登記簿ノ謄本抄本等請求手續)ノ件中追加 (省)司法第四十四號(七) 六七
- 建物船舶ノ登記照會用印鑑ノ定(明治三十二年省令第七十號)同件(省)府(第四十六號)七 六九
- 地方法院及其出張所ノ管内ニ登記所設置ニ關スル件 (省)第四號(六) 二
- 地方法院及出張所管内登記所名稱位置管轄區域 (省)府(第三十一號)六 四五
- 地方法院及其出張所管内登記所ニ於テ登記及公證事務取扱ノ件 (省)府(第四十二號)七 四三
- 根室地方裁判所管内管轄登記管轄區域表改正 (省)司法第二十八號(二) 五八
- 釧路地方裁判所管内管轄及登記管轄區域表改正 (省)司法第一號(二) 三
- 横濱地方裁判所管内商業登記事務取扱規則ノ件 (省)司法第三號(二) 三
- 横濱地方裁判所管内管轄登記管轄區域表改正追加 (省)司法第三十七號(三) 五八
- 釧路地方裁判所管内商業登記事務取扱規則ノ件 (省)司法第三十八號(三) 五八
- 靜岡地方裁判所管内管轄登記管轄區域表改正追加 (省)司法第十一號(四) 二五五
- 岡山地方裁判所管内商業登記事務取扱規則ノ件 (省)司法第三十三號(三) 一八〇
- 長崎地方裁判所管内管轄登記管轄區域表改正 (省)司法第四號(三) 一五九
- 不動產登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件中追加 (省)內務第三號(三) 九七
- 明治三十五年省令第十三號(不動產登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中追加 (省)內務第十九號(三) 三九四
- 明治三十五年省令第十號(不動產登記ノ囑託ニ付官吏指定)中追加 (省)大藏第二十三號(四) 二三四
- 不動產登記ノ囑託ニ付官吏指定中追加 (省)大藏第四十號(六) 四八七
- 土地登記ノ囑託ニ就キ官吏指定 (省)臺灣總督府第八十四號(七)二七三
- [登録]
- 登録稅法中改正別除 (法)第九號(二) 四三
- 登録稅法第二條中追加 (法)第五十七號(三) 一五三
- 登録稅法施行規則中追加 (勅)第七十七號(三) 九七
- 礦業登録令 (勅)第八十三號(六) 三三七
- 礦業登録令施行規則 (省)農商務第十八號(六) 四四七
- 礦區登録官吏指定 (省)海軍第七號(七) 四八三
- 登録稅法及手帳料報告權中追加 (勅)司法第六號(二) 二五三
- 礦業登録事務年末取扱期日ノ件 (勅)農商務第二十四號(三) 三〇三

- 遺留賣下規則中改正 (省)内務第八號(三) 一〇〇
- 東京市區改正土地建築物分規則第一條中追加 (法)第六十五號(三) 一〇〇
- 土地濫墾規則施行細則中改正追加 (省)大藏第十二號(三) 一〇三
- 明治三十四年訓令第十四號(省)有土地水面ニ關スル處分條件條件中追加 (訓)内務第六號(三) 一〇三
- 砂防法ニ依リ土地ノ指定ヲ必要ト認ムルトキ上申方 (訓)内務第九號(四) 八二
- 砂防工事ヲ施行スルハ土地區域 (省)内務第七十三號(四) 六〇八
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スルハ土地指定 (省)内務第十二號(三) 六八
- 明治三十一年告示第八十七號及同第八十五號(砂防設備ヲ要スル土地指定)中解除 (省)内務第二十號(三) 一〇六
- 明治三十一年告示第八十八號(治水上砂防ノ爲メ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルハ土地指定)中解除 (省)内務第二十一號(三) 六八
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スルハ土地指定 (省)内務第二十五號(三) 四二八
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スルハ土地指定 (省)内務第一號(三) 二二〇
- 明治三十三年告示第十八號(砂防設備ヲ要スル土地指定)中解除 (省)内務第十三號(三) 二二〇
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スルハ土地指定 (省)内務第七十九號(三) 三三六
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第七十四號(三) 四二八
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第三十三號(三) 四三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第七十二號(四) 六〇八
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第十四號(三) 四四〇
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第二十號(三) 三七一
- 明治三十二年省令第十四號(土地、地物及商號登記簿ノ原本又ハ抄本ノ請求等ニ關スル手續ノ件)中追加 (省)前法第二十號(三) 四八二
- 臨時濫墾土地調査局官制廢止 (勅)第七十二號(三) 九〇
- 濫墾土地登記規則 (律)第三號(六) 九
- 濫墾土地登記規則施行規則 (省)府第四十三號(七) 六三
- 濫墾土地登記規則施行規則中改正追加 (省)府第六十一號(八) 九五
- 濫墾土地登記規則施行規則中追加 (省)府第七十五號(二〇) 一六
- 濫墾土地登記規則施行規則 (省)府第三十號(六) 四二
- 濫墾土地登記規則施行規則 (律)第五號(六) 一一
- 濫墾土地登記規則施行規則 (省)府第四十五號(七) 六七

- 濫墾土地登記規則施行規則ノ件 (省)府第三十二號(二) 一一
- 濫墾土地登記規則施行規則ノ件 (省)府第六十七號(九) 一〇七
- 濫墾土地登記規則施行規則ニ生シタル業主權ノ移轉若ハ典權ノ消滅届出方 (省)府第六十二號(八) 九五
- 濫墾土地調査官ニ於テ裁決セシムル土地ノ禁止 (省)濫墾總督府第十九號(三) 五九二
- 土地登記ノ廢止ニ關シ官吏指定 (省)濫墾總督府第八十四號(七) 一七三
- 内務省官制中改正追加及土木監督官制及明治三十七年勅令第八十四號(河川、道路、港灣、測量ニ關スル職員ノ件)同第八十五號(内務省直轄臨時土木工事施行ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第八十七號(三) 一〇七
- 濫墾土木獎勵規則施行細則第三條中改正 (省)内務第一號(二) 一一
- 内務省土木出張所處務規程 (訓)内務第十號(四) 八二
- 内務省土木出張所處務規程中追加 (訓)内務第十七號(四) 八六
- 内務省土木出張所處務規程第三條中追加 (訓)内務第十八號(五) 一〇三
- 内務省土木出張所名稱及分區區域 (省)内務第五十七號(四) 五九七
- 明治三十六年省令第八號(河川工事費ヨリ補助シタル土木工事竣功認可ニ關スル規定)中追加 (省)内務第六號(三) 九九
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スルハ土地指定 (省)内務第七十五號(三) 三三六
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スルハ土地指定 (省)内務第七十九號(三) 三三六
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第七十四號(三) 四二八
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第三十三號(三) 四三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第七十二號(四) 六〇八
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第十四號(三) 四四〇
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (省)内務第二十號(三) 三七一
- 明治三十二年省令第十四號(土地、地物及商號登記簿ノ原本又ハ抄本ノ請求等ニ關スル手續ノ件)中追加 (省)前法第二十號(三) 四八二
- 臨時濫墾土地調査局官制廢止 (勅)第七十二號(三) 九〇
- 濫墾土地登記規則 (律)第三號(六) 九
- 濫墾土地登記規則施行規則 (省)府第四十三號(七) 六三
- 濫墾土地登記規則施行規則中改正追加 (省)府第六十一號(八) 九五
- 濫墾土地登記規則施行規則中追加 (省)府第七十五號(二〇) 一六
- 濫墾土地登記規則施行規則 (省)府第三十號(六) 四二
- 濫墾土地登記規則施行規則 (律)第五號(六) 一一
- 濫墾土地登記規則施行規則 (省)府第四十五號(七) 六七
- 災害土木獎勵規則施行細則中改正追加 (省)内務第七號(三) 九九
- 明治三十二年訓令第三十九號(土木監督官ノ經由ノ手續又ハ報告等ノ事項)指定(廢止) (訓)内務第三號(三) 七
- 大連灣出入船舶及渡航商人規則 (省)陸軍第一號(二) 一一
- 大連灣出入船舶及渡航者規則ヲ定メ大連灣出入船舶及渡航商人規則ヲ廢止 (省)陸軍第十七號(八) 二八三
- 樺太島出入船舶及渡航者規則 (省)陸軍第十六號(八) 二八三
- 澎湖列島沿海渡航船舶注意ノ件 (省)海軍第十七號(三) 二八〇
- 明治三十七年陸軍第六十九號(暇地各部隊ニ於ケル廢歇生皮取扱手續)廢止 (達)陸軍第五十八號(三) 一三〇
- 暇地各部隊ニ於ケル廢歇生皮取扱手續中改正追加 (達)陸軍第三十二號(六) 六五
- 酒母釀及釀取辦法 (法)第七號(二) 五七
- 酒母、醱及釀取辦法施行規則 (勅)第七號(二) 三三
- 印刷營業取締規則 (省)府第九號(三) 五
- 明治三十六年省令第五號(監獄醫、教護師、教護、藥劑師、看守及女監取締規定)中改正 (省)前法第六號(三) 一五〇
- 臨時取締ノタメ府縣ニ警部ヲ置クノ件 (勅)第二十九號(四) 一五〇

- 輸出羽三重取締規則 (省)農商務第五號(二) 三
- 古物商取締法第二十四條中削除 (法)第二十四號(三) 八四
- 買屋取締法第二十七條中削除 (法)第二十五號(三) 八五
- 輸出羽三重取締規則中改正加除 (省)農商務第十三號(四) 二六〇
- 新聞紙雜誌ノ取締ニ關スル件 (勅)第二百六號(七) 二九三
- 製糖場取締規則 (省)府第三十八號(六) 九七
- 兼海港内取締規則第四條中削除 (省)府第五十八號(八) 八一
- 法廷取締等ニ關スル件 (律)第十一號(九) 二二五
- 籍地取締規則制定明治二十九年府令第三十號(籍地ニ出入スルハ許可ヲ經ルヲ要スル件)同三十年府令第五十八號(兼東海管下紅頭嶼ニ渡航セントスル者同職ノ許可ヲ受クルヲ要スル件)廢止 (省)府第七十二號(七) 二二五
- 製糖場取締規則第三條中改正 (省)府第八十二號(二) 二二八
- 代辦人取締規則中改正追加 (省)府第八十三號(二) 二二八
- 臺灣總督府監獄教護師及支監取締條例 (勅)第二百五十二號(三) 三三八
- 神佛ノ參拜其他ノ代理ノ施行爲取締ノ件 (省)府第七十二號(三) 三六〇
- 電氣事業取締規則中追加 (省)府第七十七號(三) 三六七
- 特許局官制中改正追加 (勅)第一百十九號(三) 三三三
- 特許法施行細則中改正加除 (省)農商務第一號(一) 一三
- 明治三十二年省令第十六號(特許意匠商標ニ關スル請求書中請書手數料ノ件)改正 (省)農商務第四號(一) 三〇
- (特別)○特別任用ハニノ部任用ノ項ニ關ス (法)第一號(二) 一
- 非常特別稅法中改正追加 (勅)第一號(二) 一
- 非常特別稅法施行規則中改正追加 (勅)第一號(二) 一
- 非常特別稅法中砂糖消費稅、輸入稅及織物消費稅ニ關スル規定ヲ濶濶ニ施行ス (勅)第十三號(二) 三三
- 非常特別稅法ニ依リ輸入稅ヲ増徴シ及關ス(中物品ノ從量稅目ニ關スル件)制定明治三十七年勅令第九十號(同件)廢止 (勅)第三號(二) 四
- 非常特別稅法ニ依リ歲入徵收續證明規程 (通)會計検査院第一號(三) 四七
- 在外國帝國專管居留地特別會計法第三條中改正 (法)第十六號(三) 六五
- 明治三十七年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)十二月三十一日(一) 一四六
- 明治三十七年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)十一月二十六日(一) 一五三
- 明治三十八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)十二月三十一日(一) 一
- 明治三十八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)二月十五日(三) 一五七
- 領事官特別任用令及明治三十七年勅令第四十二號(外務通譯生ヲ外務省配生ニ任用ノ件)中改正 (勅)第二百五十號(三) 三五六

- 海軍特別定價賣渡及交付金下付規則 (勅)第五百五十七號(五) 一四三
- 海軍特別定價賣渡及交付金下付規則中改正追加 (勅)第二百十四號(一〇) 三〇一
- 明治三十三年勅令第三百八十五號(臨時國有林野ノ特別經營ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第二百二十三號(三) 一四八
- 民事訴訟特別手續 (律)第九號(八) 一九
- 刑事訴訟特別手續制定明治三十二年律令第九號(水島八郎清國人ノ犯罪豫審ニ關スル件)同第二十六號(刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關スル件)及同三十四年律令第四號(刑事訴訟手續ニ關スル件)廢止 (律)第十號(八) 三
- 明治三十六年告示第九十號(北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方)中改正 (省)內務第四號(二) 二
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方(中追加) (省)內務第十一號(六) 二四四
- 特別保護建造物燒失ノ件 (省)內務第四百四十六號(二) 二七二
- 特別保護建造物指定中社號發售ノ件 (省)內務第六十九號(二) 三三三
- 非常特別稅法施行規則ニ依リ通行稅拂込方 (省)大藏第一號(二) 一
- 非常特別稅法中砂金採取地稅ノ課稅手續方摺據ノ件 (勅)大藏第一號(二) 一
- 鹽務局特別用文具使用規程 (勅)大藏第三十一號(四) 次
- 買賣特別定價賣渡及交付金下付規則第十七條ノ施行ニ關シ國稅徵收法施行細則適用ノ件 (省)大藏第三十二號(五) 三二五
- 非常特別稅法ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當旅費支給力及異議申立人ノ負擔ス(キ費用) (省)大藏第三十三號(五) 三二六
- 特別賜金賜與手續中改正追加 (省)陸軍第五號(三) 三三
- 臨時軍費特別會計歲入歲出科目表中增設 (勅)陸軍丙第十號(四) 一〇七
- 臨時軍費特別會計歲入歲出科目表中增設 (勅)陸軍丙第十九號(六) 二四八
- 臨時軍費特別會計歲入歲出科目表中增設 (勅)陸軍丙第三十五號(三) 三〇一
- 特別郵便貯金規則及規約貯金特別取扱規則廢止 (省)逓信第三十六號(五) 三三六
- (富籤) (富籤) 公安又ハ風俗ヲ害ス(キ)賭博、當籤類似等ノ行為ヲ嚴禁禁止制限ノ件 (逓)府第二十七號(五) 四三
- 明治二十五年省令第二號(毒藥劇藥品目)中追加 (省)內務第十八號(六) 三九三
- 明治三十三年府令第八號(毒藥劇藥品目)中追加 (省)府第六十號(二) 三二六
- (領守府) 領守府條例第十條中改正 (勅)第二百五十五號(三) 三六〇

- 岡山縣私立金光中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第六十五號(四) 九五九
- 廣島縣立南船學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定(效力) (省)文部第七十四號(四) 九七二
- 山口縣私立曹洞宗第四中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第八號(二) 五〇
- 山口縣立工業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第二十三號(二) 五三
- 和歌山縣和歌山市立和歌山商業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第二十六號(三) 一三五
- 宮崎縣兒湯郡立農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第四十號(三) 五七
- 明治三十年告示第六號(熊本縣市立熊本商業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中加除 (省)文部第四十四號(三) 五八
- 熊本縣立球磨農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第六十四號(四) 九六八
- 明治三十五年省令第十號(徵收事務條例ニ依リ附則) (省)海軍第四號(三) 一三四
- 國稅徵收法中改正追加 (法)第四十六號(三) 一三八
- 國稅徵收法施行規則第二十四條中改正 (勅)第六十七號(三) 一八四
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (法)第三十五號(三) 九六
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (省)大藏第十三號(三) 一〇三
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (勅)大藏第十九號(三) 五三
- 稅關ニ於ケル内國稅賦課徵收ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 七一
- 内國稅徵收費科目中追加 (訓)大藏第四十四號(三) 二二五
- 官假徵收ニ於テ徵收シタル通行稅ノ拂戻金一時轉答支辨ノ件 (勅)第三十五號(三) 五一
- 鹽課徵收ニ關スル事務取扱方 (訓)大藏第四十號(三) 一三三
- 鹽課徵收法施行規則ニ依リ徵收スル鹽課徵收ニ關スル件 (省)大藏第五號(四) 六三〇
- 事實課特別定價及賣渡及交付金下付規則第十七條ノ施行ニ關シ國稅徵收法施行細則準用ノ件 (省)大藏第三十二號(三) 三二五
- 非常特別稅法ニ依リ歲入徵收額證明規程 (省)會計檢査院第一號(三) 四七
- 明治三十六年勅第三百三十四號(委任任辨命令官、歲入徵收官、收入官吏ノ件)中改正 (法)海軍第三十八號(三) 四三
- 委任任辨命令官、歲入徵收官、收入官吏ノ件別表中追加 (法)海軍第九十九號(三) 一四一
- 團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則 (省)府第八十六號(三) 一四一

- 支官懲戒令中改正追加 (勅)第二百七十九號(三) 三九三
- 臨時秩祿處分調查委員會規則及臨時秩祿處分調查局官制廢止 (勅)第二百三十一號(二) 三三三
- 駐在員 (法)海軍第八十號(三) 三三九
- 海軍駐在員監督服務規則中改正 (勅)海軍第八十號(三) 三三九
- 廳廳長 (勅)位置及管轄區域制定明治三十四年府令第六十六號(勅)府第八十九號(三) 一四七
- 臨時秩祿處分調查委員會規則及臨時秩祿處分調查局官制廢止 (勅)府第八十九號(三) 一四七
- 戶口規則制定明治三十七年府令第六十三號(改名ハ) (勅)府第九十三號(三) 一八九
- 國長ヲシテ民事事停訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行規則中追加 (勅)府第五十一號(七) 六
- 臺灣地方稅規則第九條ニ依リ管附スル金銀物件ノ受納ニ關シ國稅徵收ノ件ヲ定メ明治三十六年府令第三十二號(勅)府第八十七號(三) 一四四
- 明治三十七年府令第十五號(森林、原野及產物ノ賣渡)ニ及ハズ賣渡シニ關シ國長ヲシテ取扱ハシムル事項ノ件)中改正 (勅)府第八號(三) 四
- 各廳長ニ於テ即決官渡シタル判例ノ執行ハ各廳間互ニ協同シテスロトワシ (勅)府第五十五號(七) 八〇
- 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ賭博、宿營類似等ノ行為ヲ嚴禁禁止制限ノ件 (勅)府第二十七號(三) 四三
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (法)第三十五號(三) 九六
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (省)大藏第十三號(三) 一〇三
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (勅)大藏第十九號(三) 五三
- 明治三十七年勅調查北海道區劃及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (省)內務第三百三十六號(七) 二六三
- 帳簿 (勅)大藏第十號(二) 二六
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (訓)大藏第十九號(三) 五三
- 明治三十二年訓令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿樣式)中追加 (訓)大藏第四號(二) 八
- 國稅ニ關スル帳簿樣式中改正追加 (訓)大藏第八號(二) 一九
- 國稅ニ關スル帳簿樣式中追加 (訓)大藏第二十四號(三) 五六

○明治三十四年勅令第三十一號(酒造稅、鹽油稅、酒樽
會料稅、鹽酒稅及砂糖消費稅ニ關スル附則條
式)中改正
(勅)大藏第三號(一)

○明治三十七年勅令第十一號(市町村ニ備フノ年國稅
金取納簿其他一人別課稅元帳簿式)中改正
(勅)大藏第六十四號(五) 二六四

○明治三十六年內務省勅令第二十九號(名籍簿四人
身分帳在籍人名目錄放免應簿出籍簿死亡帳假出狀票
樣式)中改正例
(勅)司法第七號(二) 二九三

〔中主計〕○ノ部主計ノ項ニ關ス

〔貯金〕

○郵便貯金法制定郵便貯金條例廢止 (法)第二十三號(三) 一八

○郵便貯金法施行期日 (勅)第六十四號(五) 二〇八

○郵便貯金利率割合 (勅)第六十六號(五) 二〇八

○郵便貯金規則制定郵便貯金條例施行細則、郵便切手
貯金規則、貯蓄貯金規則、特別郵便貯金規則、規約
貯金特別取扱規則、郵便集配人取扱郵便貯金規則外
明治三十七年省令第七十二號(逓信省轄內郵便局ニ
貯金ノ直接納付請求スルコトヲ得ルノ件)廢止
(省)逓信第三十六號(五) 二〇八

○郵便貯金法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第六十五號(五) 二〇八

○郵便貯金法ノ施行ニ關シ逓信省令及告示適用ノ件 (省)府第四十號(六) 二〇三

○郵便貯金規則中郵便集配人ニ依ル郵便貯金ノ預入ニ
關スル規定ハ姑ク適用セズ (省)府第四十八號(七) 七五

○郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類
(省)逓信第二百三十九號(五) 二〇五

○郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類中追加
(省)逓信第五百三十三號(一〇) 二一一

○郵便貯金規則ニ依リ郵便貯蓄ニ於テ購入及保管スル
ノ證券ノ種類 (省)逓信第三百八十八號(六) 二〇六

○郵便貯金規則ニ依リ郵便貯蓄ニ於テ取扱フ證券ノ購
入保管又ハ賣却ニ關スル料金 (省)逓信第三百八十九號(六) 二〇六

○明治二十三年省令第十五號(郵便貯蓄貯金管理支所
設置ノ件)中刪除 (省)逓信第四十九號(七) 四八五

○郵便貯金ノ局待拂ヲ取扱フ郵便局名 (省)逓信第二百四十號(五) 二〇六

○在清國各郵便局所郵便切手ニ依ル郵便貯金ノ取扱
ノ件 (省)逓信第二百四十一號(五) 二〇六

〔貯蓄〕

○國債證券及貯蓄債券ノ利率所得稅免除ニ關スル件 (法)第十九號(三) 六七

○貯蓄債券購買媒介郵便規則中改正追加 (省)逓信第三十一號(四) 二〇四

○郵便局所貯蓄債券購買媒介ノ件 (省)逓信第十四號(二) 七二

○郵便局所貯蓄貯蓄債券ノ購買媒介取扱期間 (省)逓信第八十一號(四) 二〇三

○郵便局所ニ於ケル貯蓄貯蓄債券購買媒介取扱期間延
長 (省)逓信第二百四號(四) 二〇三

○郵便局所貯蓄貯蓄債券購買媒介期間 (省)逓信第三百八十七號(六) 二〇六

○郵便局所貯蓄貯蓄債券購買媒介取扱期間 (省)逓信第五百四十九號(一〇) 二一八

〔著作〕

○陸軍軍人軍屬著作規則 (達)陸軍第五十五號(三) 二一九

〔除喪〕

○陸軍軍人軍屬除喪日除喪 (省)省內第十二號(三) 三二八

○陸軍軍府院職教師及女監取捨條給令 (勅)第二百五十二號(三) 三五八

○明治三十六年省令第五號(陸軍軍府院職教師、教師、醫師、
師範中及女監取捨條給令)中改正 (省)司法第六號(三) 一五〇

〔普牛〕

○明治三十四年勅令第三百三十九號(獸疫及普牛結核病
預防ニ關スル費用負擔部分)第一條改正 (勅)第五百十二號(四) 一八六

○普牛結核病検査醫衛生規則中改正 (省)農商第六號(三) 六〇

○普牛結核病預防法施行規則中改正追加 (省)農商第九號(三) 一八七

〔賣金〕

○大坂天保山開客驛ニ於ケル鐵道運賃賣金改正 (省)逓信第四百五十五號(八) 二八七

○奧羽南北線各驛間乘客賣金及湯津津津間運賃改定 (省)逓信第四百六十六號(八) 二八四

〔沈没〕

○沈没船舶買拂ノ場合ニ於ケル買受人資格ニ關スル件 (勅)第二百二十八號(四) 一四九

○沈没船舶買拂受取手續費ノ件 (省)海軍第五號(四) 二七四

○沈没船舶引揚買取費者資格ノ件 (省)海軍第六號(四) 二七五

リノ部

〔陸軍〕○陸軍醫學校ハカノ部學校ノ項ニ關ス

○明治三十年法律第十三號(陸軍召集旅費支出ニ關ス
ル件)中改正 (法)第三十號(三) 九〇

○陸軍服制規則制定明治三十七年勅令第二十九號
(職時又ハ奉還ノ際ニ於ケル陸軍服制ニ關スル件)廢
止 (勅)第九十六號(七) 二五一

○陸軍服制規則中追加 (達)陸軍第三十五號(七) 七二

○陸軍軍服從軍服制中追加 (勅)第六十三號(五) 二〇七

○陸軍軍中中央金櫃部條例改正 (勅)第二十三號(一) 四一

○服用糧食品ノ陸軍各部隊ノ配給ニ換給スルノ件 (勅)第二百二十二號(一〇) 三一一

○明治三十八年勅令第四百十號(陸軍軍人軍屬公務ニ
起因セル傷病疾病再發ノ者官費治療ノ件)中刪除 (勅)第二百十六號(一〇) 三二〇

- 通省管内ノ官吏ニシテ戰時ニ際シ所屬部局以外ニ於テ臨時職務ニ從事シ又ハ陸海軍特設ノ事務ニ従事シタル者ノ復職ニ關スル件 (勅)第三百二十一號(一〇) 三三〇
- 帝國國內ニ入りタル敵國陸軍ニ屬スル衛生部員ヲシテ衛生勤務ニ従事セシメタル場合ニ於テ其手當及旅費支給ニ關スル件 (勅)第五百十二號(三) 六四
- 戰時又ハ停戦ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ附屬セシメタル文官補闕ノ件 (勅)第四百十三號(三) 三七
- 陸軍給與令中改正追加明治三十七年勅令第七十六號(戰役中附料増加ノ件)廢止 (勅)第三百十五號(一〇) 三〇八
- 陸軍給與令細則第六十二條中追加 (達)陸軍第四十六號(一〇) 六六
- 清國駐節陸軍部隊給與令細則中改正追加 (達)陸軍第一號(一) 一
- 陸軍戰時給與規則第六條中追加 (勅)第五百五十四號(四) 二八七
- 陸軍戰時給與規則第三條改正 (勅)第五百七十一號(三) 二二二
- 陸軍戰時給與規則第一條中改正追加 (達)陸軍第十五號(三) 三〇
- 陸軍戰時給與規則中改正追加 (達)陸軍第二十八號(四) 三三
- 陸軍戰時給與規則細則中改正追加 (達)陸軍第三十號(四) 三三
- 陸軍戰時給與規則細則中追加 (達)陸軍第三十一號(四) 三六
- 陸軍戰時給與規則細則中改正追加 (達)陸軍第四十二號(九) 八五
- 陸軍武官俸給規程第六條中追加 (達)陸軍第二十七號(四) 五三
- 陸軍軍人軍屬隨隊養老給與規則中改正追加 (勅)第十四號(二) 三〇
- 陸軍軍人軍屬隨隊養老給與規則細則改正 (省)陸軍第二號(二) 七
- 陸軍軍人軍屬隨隊養老給與規則細則中追加 (省)陸軍第十三號(七) 四八一
- 陸軍召募規則中追加 (省)陸軍第一號(二) 六
- 陸軍召募規則中改正 (省)陸軍第四號(三) 五三
- 陸軍兵籍規則中改正 (省)陸軍第十號(六) 三九六
- 陸軍軍人ノ服役延期停止 (省)陸軍第十五號(一〇) 五三三
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件制定明治三十一年勅令第四十六號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件)廢止 (勅)第二百二十二號(一) 四〇
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省)陸軍第三號(二) 一一
- 陸軍旅費規則中改正 (省)陸軍第七號(四) 二七
- 陸軍旅費規則第二十七條中改正 (省)陸軍第十七號(二) 三三八
- 陸軍補充兵ヲ以下士ニ補充シ及補充兵ノ兵卒ト爲スノ件 (勅)第五百九十八號(七) 二八六

- 明治三十七年陸軍第五十三號及第五百十二號(陸軍補充條例)ニ依リ士官缺員補充ノ件(廢止) (達)陸軍第四十八號(二〇) 六
- 陸軍補充條例第九條第七十九條及第五百七十九條ノ四及明治三十七年勅令第十號ニ依リ士官以下ノ補充ハ行ハサル件 (達)陸軍第六十一號(三) 二二六
- 明治三十七年陸軍第六十六號(陸軍武官進級令)及陸軍補充條例武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件(及同第六十七號)ニ依リ士官以上ノ進級停年半減ノ件(廢止) (達)陸軍第六十四號(三) 三三
- 陸軍武官進級規程第十七條中改正 (達)陸軍第三號(二) 一
- 陸軍兵卒進級規程中追加 (達)陸軍第二號(二) 一
- 大々團團長部員及勲員シタル陸軍部員ニ關スル軍人官中階級式ニ關シ軍給許可ノ件 (達)陸軍第九號(三) 一〇
- 勲員部員ニ關スル陸軍軍人休職規則第三條中刪除 (達)陸軍第十三號(三) 一九
- 陸軍下士以下用靴下ニ足布ヲ着用セシム (達)陸軍第十八號(三) 二二
- 陸軍所用ノ紙紙類ニハ陸軍ノ二字ヲ附記セシム (達)陸軍第三十四號(七) 七
- 勲員部員ニ關スル陸軍軍人休職規則第二條中追加 (達)陸軍第十六號(四) 三〇
- 陸軍軍人軍屬著作規則 (達)陸軍第五十五號(三) 二一九
- 陸地測量部ハソノ部測量ノ項ニ關ス (律令)
- 明治二十九年法律第六十三號(律令發布ノ件)ノ有效期間ニ關スル件 (法)第四十二號(三) 一〇八
- 外交官及領事官官制中改正追加 (勅)第二百四十四號(二) 三四七
- 領事官特別任用令及明治三十七年勅令第四十二號(外務通譯生ノ外務書記生ニ任用ノ件)中改正 (勅)第二百五十號(二) 三五六
- 公使館領事館費用條例中改正追加 (勅)第六十三號(三) 三六
- 公使館領事館費用條例中改正 (勅)第二百四十八號(三) 三五二
- 公使館領事館費用條例施行細則中改正追加 (省)外務第二號(三) 八五
- 公使館領事館費用條例施行細則中改正追加 (省)外務第七號(三) 五五九
- 明治二十八年勅令第五百五十號(外交官領事官及書記事務官更代ノ際臨時増員ノ件)中改正 (勅)第二百四十六號(三) 三四九
- 明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官没ハ領事官執行ノ件 (省)外務第一號(三) 八五
- 在外帝國領事館管轄區域中追加 (省)外務第四號(四) 二五五

- 臨時細則若クハ特設部隊ニ關スル軍人軍屬遺澤及遺
物品ニ對シテ中ノ糧食費支拂ノ件追加 (勅) 陸軍第二十六號(四) 五二
- 臨時在韓帝國領事館附屬海軍部職員手帳ノ給與ニ關
スル事續行ノ件 (省) 通傳第七十四號(二) 五五
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手
帳料及出張費用ニ對シテ收入印紙ヲ以テ納付セシムル
地方指定) 追加 (省) 外務第四號(二) 六九
- 在清國漢口帝國領事館及沙分館停止長沙帝國領事館
設置 (省) 外務第二號(四) 九七
- 海味
○ 糧秣交換ニ關スル隨意契約ノ件 (勅) 第二百二十四號(一〇) 三三
- 糧秣現品交付規程 (省) 陸軍第四十九號(一〇) 六六
- 職用糧食中ノ陸軍各部隊ノ補助ニ換給スルノ件 (勅) 第二百二十二號(一〇) 三三
- 明治三十八年度間糧食品代價表 (省) 海軍第二十八號(三) 三二
- 明治三十八年度間糧食品代價表中改正 (省) 海軍第百十三號(八) 八
- 明治三十八年度間糧食品代價表ノ給與ノ場各ノ最上段
金額 (省) 海軍第二十六號(三) 一六
- 職用糧食中ノ海軍各部隊ニ關スル軍人軍屬遺澤及遺
物品ニ對シテ中ノ糧食費支拂ノ件 (省) 陸軍第二十六號(三) 一〇
- 職時細則若クハ特設部隊ニ關スル軍人軍屬遺澤及遺
物品ニ對シテ中ノ糧食費支拂ノ件追加 (省) 陸軍第二十六號(四) 五二
- 韓國ニ統監府及理事廳ヲ置クノ件 (勅) 第二百四十號(二) 三二
- 統監府及理事廳官制 (勅) 第二百六十七號(三) 七六
- 統監府及理事廳高等官官令 (勅) 第二百七十一號(三) 八四
- 統監府及理事廳職員給與令 (勅) 第二百七十三號(三) 八六
- 統監府及理事廳職員特別任用令 (勅) 第二百七十六號(三) 八九〇
- 統監府及理事廳醫官特別任用令 (勅) 第二百七十七號(三) 八九一
- 理事廳職員定員令 (勅) 第二百六十九號(三) 八八三
- 海軍里程表中改正 (省) 海軍第百七號(八) 八〇
- 利子利札
○ 國債證券及貯蓄債券ノ利子所得稅免除ニ關スル件 (法) 第十九號(三) 六七
- 郵政儲蓄金利子割合 (勅) 第百六十六號(五) 二〇八
- 元金及利子仕舞期ノ開始セル無記名國債證券同利札
ハ租稅其他ノ儲入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件 (省) 大藏第七號(三) 一〇七

- 代用國債證券及利札ニ押捺スヘキ代用納付ノ印影形
(勅) 大藏第十五號(三) 三二
- 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ租稅其他儲
入金ノ種目 (省) 大藏第四十四號(三) 二一八
- 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ儲入金ノ種
目 (省) 內務第九十六號(五) 二二六
- 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ儲入金ノ種
目 (省) 陸軍第九號(五) 二七九
- 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ儲入金ノ種
目 (省) 陸軍第三十三號(五) 二九一
- 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ儲入金ノ種
目 (省) 文部第九十四號(五) 二九三
- 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ儲入金ノ種
目 (省) 農商務第百二十八號(五) 三六六
- 罹災救助基金法追加 (法) 第三十六號(三) 九九
- 北海道罹災救助基金法 (法) 第三十七號(三) 一〇〇
- 北海道罹災救助基金法施行期日 (勅) 第百十三號(三) 一三三
- 北海道罹災救助基金法施行手續規程ノ件 (省) 大藏第十五號(三) 一一一
- 北海道罹災救助基金法現在高報費力増進ノ件 (勅) 大藏第二十六號(三) 一六六
- 北海道地方費ニ關シタル罹災救助費與金取扱規程 (勅) 大藏第二十七號(三) 一六六
- 道府縣罹災救助基金管理方法 (省) 大藏第三十八號(三) 一七九
- 明治三十七年度罹災救助基金補助規程ノ件 (省) 大藏第六十號(三) 四七七
- 明治三十年法律第十三號(陸軍召集旅費支出ニ關ス
ル件) 中改正 (法) 第三十號(三) 九〇
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件則定明治三十一年勅
令第四十六號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件) 廢止 (勅) 第二十二號(一) 四〇
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省) 陸軍第三號(一) 一一
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件ニ關スル件 (勅) 第百三十號(四) 一五〇
- 帝國國內ニ入りタル敵國陸軍ニ關スル衛生部員ヲシ
テ衛生勤務ニ從事セシムタル場合ニ於ケル手管及旅
費支給ニ關スル件 (勅) 第五十二號(三) 六四
- 相續稅審査委員ニ日管及旅費支給ノ件 (省) 大藏第二十號(三) 二二七
- 非常特別稅法ニ依リ選定シタル徵收人ノ手管旅費取
給力及異議申立人ノ負擔スヘキ費用 (省) 大藏第三十三號(三) 三二六
- 郵政專賣局作業費支出支拂規程追加 (勅) 大藏第三十四號(三) 一〇六
- 鹽務局旅費支給規程 (勅) 大藏第二十八號(三) 八六
- 鹽務局旅費支給規程中改正 (勅) 大藏第五十八號(三) 三三三
- 鹽務專賣法施行細則ニ依リ選定シタル徵收人ノ手管旅
費支給力及再選定申立人ノ負擔スヘキ費用ノ件 (省) 大藏第二十七號(三) 二六八

- 陸軍旅費規則中改正 (省)陸軍第七號(四) 二七二
- 陸軍旅費規則第二十七條中改正 (省)陸軍第十七號(二) 五三八
- 海軍內國旅費規則中改正加除 (省)海軍第二號(三) 五五
- 海軍內國旅費規則第七條改正 (省)海軍第三號(三) 二九
- 海軍戰時旅費規則中改正追加 (達)海軍第四十四號(三) 四九
- 海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省)海軍第一號(三) 五五
- 水路測量ノタメ韓國及清國盛京省ニ出張スル者旅費支給ノ件ヲ定メ明治三十一年通第七十五號(韓國水路測量旅費定額表)ヲ廢ス (達)海軍第三十三號(三) 三五
- 林區署旅費規則中追加 (訓)農商務第十八號(七) 二五六
- 旅券旅行
 - 外國旅券規則中改正刪除 (省)外務第五號(六) 四八七
 - 外國旅行券規則中改正刪除 (舊)府第六十九號(九) 一〇七
 - 外國旅行券規則中追加 (舊)府第七十六號(一〇) 二一八
- 林區署
 - 林區署旅費規則中追加 (訓)農商務第十八號(七) 二五六
 - 林區署給與順序中改正 (訓)農商務第十九號(七) 二五六
 - 大林区會計事務章程中改正加除 (訓)農商務第二十五號(三) 三〇一
 - 小林區署用品代料支給規則中改正 (訓)農商務第一號(三) 三五
 - 小林區署名稱位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第五十六號(三) 五三七
- 小林區署名稱位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第五十七號(三) 五三八
- 小林區署名稱位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第七十九號(四) 一〇二
- 小林區署名稱位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第八十號(四) 一〇二
- 小林區署名稱位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第九十五號(八) 一八〇
- 小林區署名稱位置及管轄區域表中改正 (告)農商務第二百九號(八) 一八〇
- 小林區署名稱位置及管轄區域表中追加 (告)農商務第二百四十五號(一〇) 五七

〔林野〕

- 明治三十二年勅令第三百八十五號(臨時國有林野)特別經營ニ關スル職員ノ件中改正 (勅)第四百四號(三) 五七
- 國有林野法施行規則第七條中追加 (省)農商務第二十二號(一〇) 五三六
- 國有林野法施行規則中改正加除 (省)農商務第三十二號(三) 五八五
- 國有林野主產物年別賣拂規則 (省)農商務第二十六號(二) 五五一

〔臨時〕

- 臨時事件費支拂ニ關スル件 (法)第十二號(二) 六一
- 臨時軍事費豫算追加 (豫)十二月三十一日(二) 一三九
- 臨時事件費支拂ニ關スル法律ニ依リ發行スル大藏省證券ノ額面種類 (省)大藏第六號(三) 四七
- 臨時軍事費特別會計法入出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十號(四) 一〇七
- 臨時軍事費特別會計法入出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十九號(六) 二四八
- 明治三十二年勅令第三百五十一號(臨時林野下展處分調查ニ關スル職員ノ件)第二條中改正 (勅)第四十四號(三) 五七
- 臨時專用漁業免許處分調查ニ關スル職員ノ件 (勅)第七十六號(三) 九六
- 明治三十七年勅令第二十五號(臨時海軍軍法會議及海軍令關連軍法會議ニ於ケル主理員等ノ海軍警備ニ關スル件)中改正刪除 (勅)第四十五號(三) 五九
- 明治三十七年勅令第三十一號(臨時海軍監獄ニ關スル件)第三條改正 (勅)第四十六號(三) 五九
- 臨時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシメタル文官補員ノ件 (勅)第四十三號(三) 五七
- 明治三十三年勅令第三百八十五號(臨時國有林野)特別經營ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第二百二十三號(三) 一四六
- 臨時國有林作業ニ關スル職員ノ件 (勅)第二百二十四號(三) 一四七

- 國有林野主產物年別賣拂手續 (訓)農商務第二十一號(二) 二九三
- 國有林野產物賣拂規則 (省)農商務第三十四號(三) 五九六
- 國有林野及產物賣拂規則廢止 (省)農商務第三十七號(三) 六二六
- 不要存置國有林野賣拂規則改正 (省)農商務第三十三號(三) 五九三
- 國有林野及產物賣拂入札規則 (省)農商務第三十五號(三) 六〇七
- 國有林野及產物賣拂代金延期規則中改正 (省)農商務第二十九號(三) 五八四
- 國有林野地籍調査及國有林野木抄木下付規程 (省)農商務第三十號(三) 五八四
- 國有林野又ハ產物賣拂ニ關シ保證金又ハ延期金擔保トシテ提供スル記名有價證券ニ關スル件 (省)農商務第三十六號(三) 六二四
- 明治三十七年省令第三號(國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ拂受タルコトヲ得ル重要製産品ノ製造業者及木材業者ノ資格)第一條中追加 (省)農商務第三十八號(三) 六二六
- 林野下展處委員規則廢止 (訓)農商務第七號(四) 二二六
- 國有林野處分調查規程中改正加除 (訓)農商務第八號(四) 二二六
- 林野整理支局統計報告圖製手續中改正刪除 (訓)農商務第十六號(六) 三五一

○海軍局職員ニ臨時在韓帝國領事館附マ命スル件 (勅)第三百二十六號(一) 三三	○臨時在韓帝國領事館附海軍局職員手替ノ給與ニ關スル手續權限ノ件 (省)逓信第七十四號(二) 三五	○水路測量ノタメ韓國及清國遼東省ニ出張スル者旅費支給ノ件ヲ定メ明治三十二年海軍第七十五號(韓國水路測量旅費定額表)ヲ廢ス (達)海軍第三十三號(三) 三五	○明治二十九年韓國華僑ノタメニ被リタル帝國國民ノ損害賠償金額交付手續ノ件 (省)外務第一號(三) 一八一	○海軍採炭所官制中改正追加 (勅)第五十九號(三) 三三	○海軍服制中改正追加 (勅)第三十號(三) 三七	○海軍軍用文官從軍服制 (勅)第七十三號(三) 三三	○海軍服裝規則第二十條ノ二中追加 (達)海軍第四號(二) 三五	○海軍服裝規則中追加 (達)海軍第百二號(六) 三九	○海軍及澎湖島ニ在ル海軍軍人茶褐色ノ夏服ヲ着ルルコトヲ得 (達)海軍第五十五號(四) 三五	○澎湖及澎湖島ニ在ル海軍軍人茶褐色ノ夏服ヲ着ルルコトヲ得ル件廢止 (達)海軍第百四十七號(一〇) 一〇三	○明治二十八年勅令第百四十號(陸海軍人軍屬公務ニ起因セル傷疾疾病再發ノ者官費治療ノ件)中刪除 (勅)第百十六號(一〇) 三〇	○海軍下士卒ノ有スル疝瘻、腫狀有秋期限延期ノ件 (勅)第百二十號(一〇) 三三	○戰時又ハ事務ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシメタル文官補用ノ件 (勅)第百四十三號(三) 三七	○通信部内ノ官吏ニシテ戰時ニ際シ所屬部局以外ニ於テ臨時通信ノ事務ニ從事シ又ハ陸海軍特設ノ事務ニ從事シタル者ノ復職ニ關スル件 (勅)第百三十一號(一〇) 三〇	○海軍軍人ノ服役延期停止 (省)海軍第八號(一〇) 三三	○海軍文官任用用具中ノ膠鞋格檢査證明書添附ノ件 (達)海軍第百三十號(二) 三〇	○海軍下士卒ニシテ免役後復職證明書ヲ有シ在籍ニ關シ通知ノ件 (勅)海軍第三號(二) 三二
--	---	--	---	---------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	--	---	---	--	--	---	---------------------------------	---	---

○戰時ニ際シ陸海軍ニ召集セラルル休職ノ命セラルル者ノ權限ニ關スル件 (省)司法第二十七號(一〇) 三三	○海軍軍令部條例第八條中改正 (勅)第百五十三號(三) 三五	○海軍機務製造所條例 (勅)第百八十三號(三) 三五	○海軍機務製造所條例第三十條改正 (勅)第百三十二號(四) 三二	○海軍修理工場條例中追加 (勅)第百五十六號(三) 三五	○明治三十七年勅令第三十一號(臨時海軍陸隊)關スル件(第三條改正) (勅)第百四十六號(四) 三六	○海軍機務條例中改正刪除 (勅)第百十六號(二) 三六	○海軍船舶條例中改正追加 (勅)第百五十八號(三) 三五	○海軍軍艦條例改正 (勅)第百五十四號(三) 三五	○海軍省屬船規程第十一條中改正 (達)海軍第百七十九號(三) 三九	○海軍軍醫官服務規則中改正 (達)海軍第九十四號(七) 三五	○海軍監獄警備(同看守長)同看守配屬規程中改正 (達)海軍第四十號(三) 三四	○海軍給與令中追加 (勅)第百二十五號(二) 三四	○海軍給與令表中追加 (勅)第百四十八號(三) 六一	○海軍給與令中改正追加 (勅)第百二十九號(九) 二九	○海軍給與令中改正追加 (勅)第百八十八號(三) 四〇	○海軍給與令施行細則中改正追加 (達)海軍第六號(二) 三五	○海軍給與令施行細則中追加 (達)海軍第百三十一號(九) 三〇	○海軍給與令施行細則中改正追加 (達)海軍第百七十二號(二) 三二	○海軍給與令施行細則第十五條中改正追加 (達)海軍第百三十二號(三) 三三	○海軍戰時給與規則中改正追加 (勅)第百四十二號(三) 三五	○海軍戰時給與規則中追加 (勅)第百七十四號(五) 三九	○海軍戰時給與規則中刪除 (勅)第百八十九號(六) 三四	○海軍戰時給與規則施行細則中改正追加 (達)海軍第三號(一) 三四	○海軍戰時給與規則施行細則中追加 (達)海軍第二十二號(三) 三四	○海軍戰時給與規則施行細則第九條ノ二追加 (達)海軍第六十七號(五) 三六	○海軍文官進級俸取規則第四條中改正 (達)海軍第八號(三) 一〇	○海軍武官俸規則中改正刪除 (達)海軍第三十四號(三) 三五	○陸海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件制定明治三十一年勅令第四十六號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件)廢止 (勅)第百二十二號(一) 四〇	○海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省)海軍第一號(三) 三四	○海軍内國旅費規則中改正追加 (省)海軍第二號(三) 三五	○海軍内國旅費規則第七表改正 (省)海軍第三號(三) 三九	○海軍戰時旅費規則中改正追加 (達)海軍第四十四號(三) 三五	○海軍里租表中改正 (達)海軍第百七號(八) 八〇
--	-----------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	--	--------------------------------	---------------------------------	------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	--	------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	--	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	-------------------------------------	-----------------------------------	--	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	------------------------------

- 海軍召集諸費支出規程中改正加除 (省)海軍第十號(三) 五七六
- 明治三十七年勅令第七十九號(海軍特設船員) 航海加俸ニ關スル件)中改正追加 (勅)第六十一號(三) 七五
- 明治三十六年勅令第五號(海軍區)件)中改正 (勅)第二百三十二號(二) 三三六
- 各海軍區内ニ水雷艇隊設置 (達)海軍第四十七號(四) 五二
- 明治三十七年勅令第二十五號(臨時海軍軍法會議及海軍合團地軍法會議ニ於ケル主理、幹事、海軍醫官ニ關スル件)中改正加除 (勅)第四十五號(三) 五九
- 海軍合團地軍法會議廢止 (省)海軍第二十七號(一〇)三九
- 澎湖島馬公ニ海軍合團地軍法會議設置 (省)海軍第九號(四) 九五
- 澎湖島馬公ニ臨時海軍監獄設置 (省)海軍第十號(四) 九五
- 馬公海軍合團地軍法會議及馬公臨時海軍監獄廢止 (省)海軍第二十號(七) 六七
- 海軍工廠工務規程中改正加除 (達)海軍第三十二號(三) 三四
- 海軍工廠工務規程中追加 (達)海軍第五十號(四) 五九
- 海軍砲術練習所規則、海軍水雷砲術練習所規則、海軍機關砲術練習所規則及海軍主計官練習所規則中改正 (達)海軍第二十九號(三) 三三
- 海軍學校機關科學生海軍造船部工場修業規則第五條改正 (達)海軍第五十九號(一〇) 一〇五
- 海軍造船材料試驗規程中改正追加 (達)海軍第五十三號(四) 五九
- 海軍駐在員禮節服務規則中改正 (達)海軍第八十號(三) 二二九
- 海軍敬禮式中改正加除 (達)海軍第八十五號(三) 二三四
- 海軍軍屬敬禮式中改正加除 (達)海軍第六十八號(五) 六二
- 海軍文官考課表規則別表中追加 (達)海軍第六十六號(五) 六一
- 海軍武官考課表規則別表中追加 (達)海軍第六十五號(五) 六一
- 戰時海軍死亡者取扱規則中追加 (達)海軍第二號(一) 四
- 海軍戰利品取扱規程第三條改正 (達)海軍第六十九號(五) 六三
- 海軍氣象偵察規程改正 (達)海軍第六十號(五) 五九
- 海軍兵備品會計規程第三條中改正 (達)海軍第七十一號(二) 二二
- 海軍兵備品會計規程第三條中改正加除 (達)海軍第八十九號(三) 二二六
- 海軍兵備品會計規程第三條中追加 (達)海軍第九十三號(三) 二二九
- 明治三十年勅令第三十六號(會計規則物品會計規則)中海軍經理局所掌事項ノ件)中改正 (達)海軍第六號(八) 八〇
- 海軍各學生、生徒及練習生ニ授與スル證書、證狀書式中追加 (省)海軍第六十四號(五) 五九
- 海軍中少計候補採用ノ件 (省)海軍第六號(三) 三三
- 海軍少計候補採用ノ件 (省)海軍第十六號(五) 二二九

- 海軍少計候補採用ノ件 (省)海軍第二十六號(二) 二九七
- 海軍少計候補採用ノ件 (省)海軍第二十四號(八) 二八五
- 海軍水雷少計候補採用ノ件 (省)海軍第七號(三) 三三
- 海軍造船及海軍中技士採用ノ件 (省)海軍第二十一號(五) 二六七
- 本年ニ限り近衛、海軍入營兵共合地中神戶ヲ京都トス (省)陸軍第十六號(二) 五八
- 海軍監獄官改定 (達)海軍第七十八號(三) 二九
- 海軍探検所ノ管轄スル海軍探検山指定 (達)海軍第四十一號(三) 四四
- 宮崎崎外四海軍監獄廢止 (省)海軍第三十七號(一〇)三〇
- 海軍所屬艦船、軍用軍人、軍屬等ニ關スル軍事郵便物ノ取扱廢止 (省)通信第五百九十七號(一)三三七
- 遞信省所管汽船新設田丸ヲ海軍所管ニ移スノ件 (達)海軍第三百三十四號(九) 九二
- 海軍 [海軍]
 - 船舶職員試驗規定制定海軍試驗規程廢止 (省)通信第二十一號(三) 三三六
 - 澎湖列島防禦海面區域指定馬公要港防禦海面廢除 (省)海軍第十一號(四) 九二
 - 沖繩島防禦海面區域 (省)海軍第十二號(四) 九二
 - 奄美大島防禦海面區域 (省)海軍第十三號(四) 九二
 - 津浦海峽防禦海面區域指定函館防禦海面廢除 (省)海軍第十四號(四) 九二
- 基隆、沖繩島、奄美大島ノ各防禦海面廢除 (省)海軍第十九號(七) 二六七
- 海軍局職員ニ臨時在韓國帝國領事館附屬命令スル件 (勅)第二百二十六號(二) 三三
- 臨時在韓國帝國領事館附屬海軍局職員手當ノ給與ニ關スル手續指圖ノ件 (省)通信第七十四號(二) 五五
- 大阪海軍局本田出張所設置 (省)通信第六百四十三號(三)三〇
- 海務 [海務]
 - 高知海務移轉 (省)通信第六百六十一號(三)三〇
- 開港 [開港]
 - 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スル貨物ノ指定ニ關スル件)中改正 (勅)第二百十號(五) 二九七
- 開港 [開港]
 - 戒嚴宣告ノ件 (勅)第三百三十三號(四) 一五二
 - 戒嚴宣告ノ件 (勅)第六十號(五) 二〇四
 - 東京府内一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件 (勅)第二百五號(五) 二九三
 - 明治三十八年勅令第二百五號ノ施行ニ關スル件 (勅)第二百七號(五) 二九五

- 戒嚴禁止ノ件 (勅)第二百十九號(一〇) 三三
- 臺灣全島及澎湖島公要港境域内陸其沿海ノ戒嚴禁止 (勅)第九十三號(七) 二四九
- 臺灣戒嚴地司令官ノ發スル命令及告示發給方 (省)臺灣總督府第六十九號(五) 二五二
- 改名
- 戶口規則制定明治三十七年府令第六十三號(改名)ハ 陸員ノ許可ヲ受クシムルノ件)及人口異動ニ關スル 届出規則廢止 (藩)府第九十三號(三) 一八九
- 艦隊
- 艦隊條例第二十條中追加 (勅)第十五號(二) 三三
- 艦隊條例中追加 (勅)第二百五十九號(三) 三三六
- 明治三十七年府令第一號(新開條例ニ依リ艦隊艦 船軍隊ノ進退其他軍機等略ニ關スル事項配艦禁止) 廢止 (省)海軍第十一號(三) 五七九
- 明治三十七年府令第一號(臺灣新聞紙降令ニ依リ軍 艦、艦隊及艦船軍隊ノ進退其他軍機等略ニ關スル事 項配艦禁止)ノ件(廢止 (藩)府第九十四號(三) 三三六
- 艦船、艦艇
- 海軍艦船條例中改正(勅)第十六號(二) 三三六
- 海軍艦船條例中改正追加 (勅)第二百五十八號(三) 三三六
- 艦船修理試驗檢査規則第八十二條中改正 (藩)海軍第二十號(三) 三三
- 艦船修理試驗檢査規則樣式中改正 (藩)海軍第三十九號(三) 三四
- 艦艇郵便所規程中改正(藩)海軍第二十五號(三) 三二
- 海軍所屬艦船軍衙軍人軍屬等ニ關スル軍事郵便物 ノ取扱廢止 (省)通信第五百九十七號(二) 三三七
- 明治三十七年府令第一號(新開條例ニ依リ艦隊艦 船軍隊ノ進退其他軍機等略ニ關スル事項配艦禁止) 廢止 (省)海軍第十一號(三) 五七九
- 在滿洲遼東、韓國及樺太軍隊艦船等宛私用軍事郵便 物引受種類ノ件ヲ定メ明治三十七年府令第九十四號 (同件)ヲ廢ス (省)通信第六百二十九號(三) 三四〇
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正追加 (藩)海軍第二百二十九號(七) 八九
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正追加 (藩)海軍第八十六號(三) 三三五
- 艦艇類別標準中改正 (藩)海軍第一號(一) 四
- 艦艇類別標準改正 (藩)海軍第八十一號(三) 三三〇
- 艦艇類別等級別表 (藩)海軍第八十二號(三) 三三一
- 艦艇類別等級別表中追加 (藩)海軍第九十六號(三) 三三一
- 艦艇類別等級別表中追加 (藩)海軍第九十八號(三) 三三一
- 艦務
- 艦務用品經理規程別表中追加 (藩)海軍第七號(二) 七
- 艦務用品經理規程中追加 (藩)海軍第九號(三) 一一
- 艦務用品經理規程中追加 (藩)海軍第六十一號(五) 五九
- 艦務用品經理規程別表中改正 (藩)海軍第十號(八) 六一
- 艦務用品經理規程第二十六條中刪除 (藩)海軍第三百三十六號(九) 六二

- 監獄
- 監獄法施行規則ニ依リ規定シタル監獄人ノ手袋裝 束支給方及再規定申立人ノ負擔スル手袋費用ノ件 (省)大藏第二十七號(四) 二六八
- 非常特別刑法ニ依リ規定シタル監獄人ノ手袋裝束支 給方及負擔申立人ノ負擔スル手袋費用 (省)大藏第三十三號(五) 二六六
- 監獄(一)○監獄監督局ハセノ部稅務ノ項ニ關ス (勅)第九十九號(三) 三三〇
- 大坂稅務監督局大坂關稅局及中ノ島稅務監督局 (省)大藏第五百九十一號(三) 三三〇
- 領守府會計監督規程第二十一條中追加 (藩)海軍第七十號(二) 二二二
- 領守府會計監督規程第三條中改正 (藩)海軍第七十四號(二) 二二七
- 海軍駐在員監督服務規則中改正 (藩)海軍第八十號(三) 二二九
- 監獄
- 監獄看守及警備監獄學校ノカノ部看守 及學校ノ項ニ關ス (勅)第六十九號(三) 八九
- 監獄官制第三條中改正 (勅)第六十九號(三) 八九
- 明治三十六年府令第五號監獄警備、教師、師範、 師看守及女監取締官)中改正 (省)司法第六號(三) 一五〇
- 明治三十六年内務省訓令第二十九號(名簿原簿四人 身分帳在籍人名目錄放免原簿出監簿死亡帳假出獄票 樣式)中改正(勅)司法第七號(二) 二九三
- 監獄報告例中追加 (勅)司法第五號(二) 二六六
- 明治三十六年府令第十八號(監獄分監監獄)中廢止 (省)司法第十號(三) 三三三
- 内地ニ在ル陸軍監獄看守長看守及看守助備人ノ衣袴 品質ニ關スル件 (藩)海軍第十二號(三) 一八九
- 海軍監獄官制第七條中改正 (勅)第六十號(三) 七四
- 明治三十七年府令第三十一號(臨時海軍監獄)ニ關スル 件(第三條改正 (勅)第四十六號(三) 五九
- 海軍監獄書記、同看守長、同看守配屬表中改正 (藩)海軍第四十號(三) 四四
- 臺灣總督府監獄民事訴訟ニ付中國ノ代表ス (藩)府第五十七號(六) 八一
- 臺灣總督府監獄官制第十四條改正(明治三十二年勅令 第五十四號)臺灣總督府及看守長、看守定員ノ件(廢止 (勅)第三百五十一號(三) 三三三
- 臺灣總督府監獄教師師及女監取締官條令 (勅)第三百五十二號(三) 三三六
- 澎湖島公ニ臨時海軍監獄設置 (省)海軍第十號(三) 三三三
- 馬公海軍各團地軍法會議及馬公臨時海軍監獄廢止 (省)海軍第二十號(七) 二六五
- 監守
- 北海道森林監守服制中改正 (勅)第六十七號(五) 二〇九
- 北海道森林監守ノ冬服ニ關スル件 (勅)內務第十九號(五) 一三三

○ 役職監視者名稱位置中追加 (憲府)第六十四號(八) 九六	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 巡查看守遺贈料及遺族扶助料法中追加 (法)第二十八號(三) 八七	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 明治三十五年法律第二十九號(臺灣ニ在勤スル巡查看守遺贈料及遺族扶助料ニ關スル件)中追加 (法)第二十九號(三) 八九	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 巡查看守遺贈料補助料及用費料給與令中改正追加 (勅)第三十九號(三) 九三	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 臺灣總督府監獄官制第十四條改正明治三十二年勅令第五十四號(臺灣總督府監獄看守定員ノ件)廢止 (勅)第二百五十一號(三) 九五七	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 戰時ニ際シ陸海軍ニ召集セラレ休職ヲ命セラレタル看守ノ權限ニ關スル件 (省)司法第二十七號(〇) 五三四	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 明治三十六年省令第五號(監獄監獄長、監獄師、監獄司、看守及女監獄總定員)中改正 (省)司法第六號(三) 一五〇	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 巡查看守遺贈料及遺族扶助料法ニ依ル給與金ニシテ國庫ノ負擔ニ屬スルモノ支給ニ關スル件 (省)大藏第十六號(三) 一一一	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 看守採用規則中改正追加 (勅)司法第四號(三) 二四九	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 看守冬衣袴ノ地質支給員數及供用期限 (勅)司法第一號(三) 三四	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 内地ニ在ル國軍監獄看守長看守及看守並傭人ノ衣袴品賃ニ關スル件 (達)陸軍第十二號(三) 一九	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 海軍監獄番頭同看守長同看守配置表中改正 (達)海軍第四十號(三) 四四	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 間接税(〇)ノ部租税ノ項ニ關スル件	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 明治三十七年勅令第七十九號(海軍特設船務員ノ航海加俸ニ關スル件)中改正追加 (勅)第六十一號(三) 七五	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 軍艦航海心得 (達)海軍第六十九號(二) 一一三	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 航海者浮流欄柵水雷注意警戒ノ件 (省)海軍第四號(二) 四四	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 航海者沈没欄柵水雷注意警戒ノ件 (省)海軍第五號(二) 四五	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 航海補助法施行細則中追加 (省)通傳第五十六號(二) 五一九	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 韓國沿海及内河ノ航行ニ關スル約定書 (省)外務第三號(〇) 一七六	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 航路	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 航路標識管理所官制第六條中改正 (勅)第百三號(三) 一三五	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 港務	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 内務省官制中改正追加及土木監督局官制及明治三十七年勅令第八十四號(河川道路港灣調査ニ關スル職員ノ件)同第八十五號(内務省直轄臨時土木工事施行ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第八十七號(三) 一〇七	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 港務部高等官俸給令第二條中追加 (勅)第百十號(三) 一三〇	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務
○ 港務部職員服制中改正追加 (勅)第百十五號(三) 一三六	○ 看守	○ 航海	○ 航路	○ 港務

○ 明治三十五年勅令第七十三號(港務部設置ノ件)中改正追加 (勅)第九十一號(三) 一三三	○ 高等官等俸給令中追加 (勅)第八十五號(三) 一〇六	○ 海軍文官考課規則別表中追加 (省)海軍第六十六號(三) 六一
○ 高等官等俸給令中追加 (勅)第八十七號(三) 一〇八	○ 高等官等俸給令中追加 (勅)第九十八號(三) 一一九	○ 警備消防士特別任用令ニ依ル考課規則 (省)内務第十三號(三) 三二五
○ 高等官等俸給令中改正 (勅)第百四十一號(四) 一七一	○ 高等官等俸給令中改正 (勅)第二百三十七號(二) 三三九	○ 耕地耕作
○ 高等官等俸給令中追加 (勅)第二百三十七號(二) 三三九	○ 統監府及理事廳高等官等令 (勅)第二百七十一號(三) 三六四	○ 出水及池見鳥糞煙草收納所管内明治三十九年煙草耕作種類政別 (省)大藏第四十九號(二) 五三三
○ 北海道高等官俸給令第一條中刪除 (勅)第百一十一號(三) 一三一	○ 北海道高等官俸給令改正明治三十二年勅令第二五十六號(北海道高等官俸給ノ件)廢止 (勅)第百四十三號(四) 一七三	○ 東京煙草收納所外十七收納所管内明治三十九年煙草耕作種類政別 (省)大藏第五十六號(二) 五三三
○ 地方高等官俸給令改正 (勅)第百四十四號(四) 一七五	○ 文官高等試驗細則中改正 (關令)第一號(七) 一	○ 煙草耕作區域中改正 (憲府)第六十八號(九) 一〇七
○ 港務部高等官俸給令第一條中追加 (勅)第百十號(三) 一三〇	○ 高等教育會議規則第四條中追加 (勅)第四十九號(三) 六一	○ 明治三十九年煙草耕作區域 (憲府)第五十二號(七) 七七
○ 高等土地調查會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (省)陸軍總督府第十九號(三) 五九二	○ 高等土地調查會ニ於テ裁決セシ土地ノ業主 (省)陸軍總督府第十九號(三) 五九二	○ 耕地整理法中改正追加 (法)第三十一號(三) 九〇
○ 海軍武官考課規則別表中追加 (省)海軍第六十五號(五) 六一	○ 海軍武官考課規則別表中追加 (省)海軍第六十五號(五) 六一	○ 耕地整理ニ關シ地方長官ノ委任ノ件 (省)農商務第二十三號(二) 五四八
		○ 交代
		○ 下士卒定員補充交代規則第十八條中改正 (達)海軍第四十八號(四) 五三
		○ 下士卒定員補充交代規則第十八條中改正 (達)海軍第八十七號(三) 一三五
		○ 下士卒定員補充交代規則第十九條中改正 (達)海軍第九十七號(三) 一四一
		○ 交代
		○ 專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則 (勅)第百五十七號(三) 一九三

○ 新實業特別定額買渡及交付金下付規則第十七條ノ施行ニ關シ國稅徵收法施行規則中改正ノ件 (省) 大藏第三十二號(五) 三五

○ 新實業特別定額買渡及交付金下付規則中改正加除 (勅) 第三百十四號(二) 三〇一

○ 鹽及鹽類ノ輸出並交付金下付ニ關シ稅關事務取扱方 (勅) 大藏第四十二號(五) 一五二

○ 農畜補助金交付規則中改正 (省) 農商務第二十五號(二) 五五〇 (達) 陸軍第四十九號(二) 九八

○ 糧秣現品交付規則 (達) 陸軍第四十九號(二) 九八

【令】

○ 明治三十七八年戰役ニ從事シ戰死者ノハ氣傷後死後ニタル者請願勲章ノ合配ノ件 (省) 陸軍第八號(四) 六五八

○ 明治三十七八年戰役ニ從事シ戰死者ノハ氣傷後死後ニタル者請願勲章ノ合配ノ件 (省) 海軍第十五號(四) 九三〇

【軍務院】

○ 陸軍省官制中改正追加 (達) 官内第一號(三) 一

○ 陸軍省官制中改正追加 (達) 官内第二號(四) 八三

【學校】

○ 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法 (法) 第六十四號(四) 一六八

○ 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定方等ニ關スル件 (勅) 第三百二十九號(二) 三三三

○ 在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件 (勅) 第三百三十號(二) 三三三

○ 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料交付規則 (省) 文部第二十一號(二) 四四七 (省) 文部第二十號(二) 五〇三

○ 在外指定學校ニ關スル規程 (省) 文部第二十號(二) 五〇三

○ 市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金ニ依ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ノ仕拂還額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ關スル件 (法) 第四十四號(三) 一一一

○ 文部省直轄諸學校官制第一條中追加 (勅) 第九十六號(三) 一一七

○ 文部省直轄諸學校職員定員令中改正追加 (勅) 第九十七號(三) 一二八 (勅) 第九十四號(三) 一二六

○ 東京郵便電信學校官制廢止 (勅) 第四百七號(三) 六〇

○ 戰役中諸學校校馬馬糧增加ノ件 (勅) 陸軍第十四號(三) 一九

○ 陸軍士官學校校馬馬糧增加ノ件 (達) 陸軍第十四號(三) 一九

○ 明治三十九年召集スルハ士官候補生、中央幼年學校、豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得成一年志願兵志願者試験格 (省) 陸軍第十九號(五) 一九四五

○ 今回ノ戰役中諸學校入校中ノ主計候補生ニ係ル被服給與力増強ノ件 (達) 陸軍第三十九號(六) 七九

○ 陸軍大學校學生ニ關スル件 (勅) 第二百八十一號(三) 五九五

○ 陸軍大學校閉校解除ノ件 (達) 陸軍第六十二號(三) 三二六

○ 明治三十九年以後ニ於ケル陸軍大學校學生候補者ニ關スル件 (達) 陸軍第六十三號(三) 三二七 (達) 陸軍第六十三號(三) 三二七

○ 陸軍砲工學校校務開始 (達) 陸軍第五十七號(二) 三三〇

○ 陸軍省山嶽學校學生進修考 (省) 陸軍第三號(二) 四四

○ 海軍兵學校規則中改正 (達) 海軍第三十號(四) 四四

○ 海軍機關學校規則中改正 (達) 海軍第三十一號(四) 四四

○ 海軍大學校條例中改正別除 (勅) 第三百十七號(二) 三二〇

○ 海軍大學校規則第十八條改正 (達) 海軍第六十一號(一〇) 一〇六

○ 海軍大學校規則及海軍軍醫學校規則中改正 (達) 海軍第二十九號(三) 三三

○ 海軍兵學校生徒召募並志願者心得 (省) 海軍第八號(三) 五二

○ 海軍兵學校生徒召募並志願者心得中改正 (達) 海軍第二十五號(五) 二五七

○ 海軍機關學校生徒召募ノ件 (省) 海軍第十八號(五) 二一八

○ 海軍機關學校生徒召募ノ件中改正 (達) 海軍第二十三號(六) 二二五

○ 海軍機關學校生徒召募ノ件中改正 (達) 海軍第三十九號(三) 三三三

○ 南船學校機關科學生海軍造船部工員修業規則第五條改正 (達) 海軍第五十九號(一〇) 一〇五

○ 清國人ヲ入學セシムル公私立學校ニ關スル規程 (省) 文部第十九號(二) 五五九

○ 文部省直轄諸學校生徒ニシテ他學校ノ入學試験ヲ受ケルニハ該ノ學校長ノ許可ヲ要スル件 (省) 文部第十八號(二) 五三五

○ 判事檢事等試用試驗規則ニ依リ指定ノ私立法學院大學ニ關シ (省) 司法第四十九號(九) 九六八

○ 公立私立專門學校規程第八條改正 (省) 文部第十三號(五) 四九四

○ 實業學校設置廢止規則中別除 (省) 文部第十七號(一〇) 五二五

○ 私立醫學專門學校指定規則 (省) 文部第十二號(七) 四八三

○ 女子高等師範學校卒業生服務規則第六條中別除 (省) 文部第五號(四) 二七九

○ 小學校令施行規則第九十九條中改正 (省) 文部第七號(五) 三二六

○ 明治二十五年訓令第二號(市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料證書書式)ノ件中改正 (勅) 文部第二號(五) 二四四 (省) 文部第十一號(六) 四一六 (省) 文部第十五號(九) 五〇六 (省) 文部第十號(六) 四一三

○ 京師高等工業學校規程 (省) 文部第十號(六) 四一三

○ 大阪高等工業學校規程第一條改正 (省) 文部第十四號(九) 四九五 (省) 文部第八號(六) 四〇五

○ 長崎高等商業學校規程 (省) 文部第九號(六) 四〇七

○ 名古屋高等工業學校規程 (省) 文部第九號(六) 四〇七

○ 山口高等學校ヲ山口高等商業學校ト改稱ス (勅) 第四十號(三) 五〇四

○ 山口高等商業學校規程 (省) 文部第三號(三) 五八

○ 山口高等商業學校入學者指定 (省) 文部第三十七號(三) 二二八

○ 私立學校規則制定私立學校設置廢止規則廢止 (達) 府第八十八號(二) 一四五

○ 明治三十八年各高等學校入學試驗ニ關スル件 (省) 文部第七十一號(四) 九六九

- 東京府私立東京三一神學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第五十三號(三) 五三〇
- 東京府私立青山女學院英文專門科ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ルモノ指定 (告)文部第六十一號(三) 五三二
- 東京府私立香取館大學ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第七十二號(四) 九七一
- 東京府私立東京學院高等科ヲ專門學校令ニ依リ設置ノ件認可 (告)文部第七十九號(四) 九七五
- 東京府私立東京學院高等科入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ルモノ指定 (告)文部第八十號(四) 九七五
- 東京府私立東京法學院大學ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第九十五號(三) 九八三
- 東京府私立聖教社神學校ヲ專門學校令ニ依リ設置ノ件認可 (告)文部第九十三號(六) 九八四
- 東京府私立明治大學ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第九十五號(三) 九八七
- 東京府私立東京法學院大學ノ改稱認可 (告)文部第九十五號(三) 九八七
- 東京府私立東洋殖民學校ヲ專門學校令ニ依リ設置認可 (告)文部第九十三號(六) 九八四
- 東京府私立聖修學校ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第九十七號(九) 九八五
- 東京府私立岩倉鐵道學校ノ設置認可 (告)文部第九十四號(九) 九八五
- 東京府私立東京中學校ニ對スル撤兵令ニ依リ認定取消ノ件 (告)文部第四十七號(一〇) 三〇三
- 東京府私立日比谷中學校閉鎖 (告)文部第四十八號(一〇) 三〇四
- 東京府私立日比谷中學校ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第四十九號(一〇) 三〇四
- 東京府私立東京慈惠醫院醫學專門學校ヲ醫師免許規則第三條ニ依リ指定 (告)文部第五十號(一〇) 三〇三
- 東京府私立法政大學ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第五十二號(一〇) 三〇三
- 東京府私立明治聯合中學校ノ廢止認可 (告)文部第六十六號(一〇) 三〇三
- 東京府私立大成中學校ニ對スル撤兵令ニ依リ認定取消ノ件 (告)文部第六十七號(一〇) 三〇三
- 京都府古賀實業聯合高等中學校ヲ專門學校令ニ依リ設置ノ件認可 (告)文部第四號(一) 四九
- 京都府私立古賀實業聯合高等中學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第六號(一) 四九
- 京都府私立古賀實業聯合中學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第七號(一) 四九
- 京都府私立佛教大學ヲ專門學校令ニ依リ設置ノ件認可 (告)文部第十三號(一) 五二
- 京都府天田郡立女子工藝學校ノ開校延期認可 (告)文部第四十九號(三) 五二九
- 京都府私立佛教大學ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ルモノ指定 (告)文部第五十四號(三) 五三〇

- 京都府私立佛教大學ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第五十八號(三) 五三一
- 京都府私立佛教大學ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ルモノ指定 (告)文部第七十八號(四) 九七二
- 大阪府私立關西法學學校ノ改稱認可 (告)文部第一號(二) 四八
- 大阪府私立關西大學ニ對スル撤兵令上認定效力ノ件 (告)文部第二號(二) 四八
- 大阪府市立大阪高等商業學校ニ併置セラルル甲種商業科ノ改稱認可 (告)文部第五十九號(三) 五三二
- 大阪府私立關西大學ニ對スル撤兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第六十六號(三) 五三七
- 大阪府私立大阪商業學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十五號(八) 二八四
- 神奈川縣私立横浜高等女學校ノ設置認可 (告)文部第三十二號(三) 二八三
- 神奈川縣私立横浜高等女學校位置變更認可 (告)文部第三十六號(三) 二八四
- 長崎縣藤岡町村立對馬中學校ノ設置認可 (告)文部第九十三號(二) 二九二
- 長崎縣高等商業學校ノ位置及授業開始認可 (告)文部第九十五號(二) 二九二
- 新潟縣西頸城郡立能生水産補習學校ノ組織變更認可 (告)文部第五十二號(三) 五三〇
- 群馬縣立藤岡中學校及同安中學校ヲ分校トシ改稱ノ件認可 (告)文部第三十五號(二) 五三三
- 群馬縣立伊勢崎染織學校ヲ同縣立桐生織物學校ニ合併シ改稱ノ件認可 (告)文部第二十七號(三) 二三五
- 千葉縣香取郡村立真文農學校ノ廢止認可 (告)文部第七十七號(四) 九七二
- 千葉縣私立真文農學校ノ設置認可 (告)文部第三十九號(三) 二九六
- 千葉縣大多喜町立大多喜工業補習學校ノ組織變更取消及開校認可 (告)文部第六十二號(三) 三三三
- 明治三十四年告示第二百二十一號(奈良縣立工業學校本科ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第四十七號(三) 五二九
- 明治三十五年告示第九十二號(奈良縣立真林學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第四十八號(三) 五二九
- 奈良縣女子師範學校ノ設置認可 (告)文部第三十二號(二) 五三
- 奈良縣市立奈良女子職業學校ノ設置認可 (告)文部第八十一號(四) 九七三
- 三重縣立農業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五十七號(三) 五三一
- 愛知縣市立名古屋高等女學校ノ移轉認可 (告)文部第二十號(一) 五三
- 名古屋高等工業學校ノ位置及授業開始認可 (告)文部第七號(二) 四三九
- 靜岡縣濱松郡立中野豆腐學校ヲ撤兵令ニ依リ認定 (告)文部第三十四號(二) 五三一

- 靜岡縣引佐郡金指町外四箇村學校組合立引佐農業學校ノ改稱認可 (告)文部第五十五號(三) 五三〇
- 山梨縣立山梨縣第二中學校留分校ノ廢止認可 (告)文部第十八號(二) 五二
- 山梨縣郡組合立都留編織學校ヲ廢止ニ變更、改稱及移轉認可 (告)文部第三十號(二) 五三
- 山梨縣立山梨縣農林學校、秋田縣立和田工業學校及德島縣立農業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十八號(三) 一三三
- 明治三十五年告示第百號(山梨縣市立甲府商業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中改正 (告)文部第四十六號(三) 五三九
- 滋賀縣私立彦根工業學校ノ設置開校認可 (告)文部第十二號(二) 五二
- 滋賀縣私立第三佛敎中學ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第十四號(二) 五二
- 滋賀縣私立彰顯學館ノ設置開校認可 (告)文部第九十一號(五)二二九
- 滋賀縣坂田郡善照村外二箇村學校組合立山東實業補習學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第九十八號(五)二一九
- 宮城縣私立曹洞宗第二中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第四十三號(三) 五三八
- 宮城縣私立東嶺高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第六十六號(四) 九五九
- 宮城縣私立東北學院專門科ノ改稱認可 (告)文部第二十二號(七)二六九
- 宮城縣立農業學校ニ對スル徵兵令及文官任用令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第三十四號(八)一八三〇
- 福島縣立工業學校染織科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十五號(二) 五一
- 福島縣若松市立會津女子技藝學校ノ設置開校認可 (告)文部第八十九號(五)二四二
- 青森縣南津輕郡立農業學校ノ設置及開校認可 (告)文部第五十四號(二)一三三三
- 明治三十二年告示第四十七號同第四十八號(縣立秋田縣農業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定)ノ件)中加除 (告)文部第六十號(三) 五三一
- 藤井縣立藤井中學校大野分校ノ獨立、改稱及開校認可 (告)文部第三十號(三) 一三六
- 石川縣鹿島郡鹿屋村立農業補習學校ノ組織變更、改稱及開校認可 (告)文部第五十七號(二)一三三三
- 島根縣瀨戶郡立石東農業學校ノ改稱及位置變更認可 (告)文部第九十七號(五)二一九三
- 岡山縣私立金光中學校ノ設置開校認可 (告)文部第三十四號(三) 一三七
- 岡山縣私立金光中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第六十五號(四) 九五九
- 廣島縣立南船學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十三號(四) 九七一
- 廣島縣立南船學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第七十四號(四) 九七一

- 廣島縣私立信達中學校ノ設置開校認可 (告)文部第九十號(五)二一九二
- 山口縣私立曹洞宗第四中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第八號(二) 五〇
- 山口縣立工業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十三號(二) 五二
- 山口縣市立下關高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第八十六號(四) 九七七
- 和歌山縣和歌山市立和歌山商業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (告)文部第二十六號(三) 一三五
- 香川縣市立丸龜高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十六號(三) 五三二
- 香川縣木田郡立木田農學校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部第八十八號(四) 九七七
- 香川縣立工藝學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十二號(六)二四二
- 香川縣三豐郡立粟島航海學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十八號(六)二八九
- 愛媛縣立西條中學校今治分校ノ獨立改稱認可 (告)文部第十號(二) 五二
- 高知縣立農學校ノ改稱認可 (告)文部第三十一號(三) 一三六
- 明治三十年告示第六號(熊本縣市立熊本商業學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中加除 (告)文部第四十四號(三) 五二八
- 熊本縣立熊本農業學校球磨分校ノ獨立、改稱及開校認可 (告)文部第四十五號(三) 五二八
- 熊本縣立球磨農業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (勅)第二百八十一號(二) 三九五
- 明治三十九年以後ニ於ケル陸軍大學校學生候補者ニ關スル件 (達)陸軍第六十三號(二) 一三七
- 南船學校機關科學生海軍造船部工場修業概則第五條改正 (達)海軍第五十九號(一〇) 一〇五
- 海軍各學生、生徒及練習生ニ授與スル證書、證書書式中追加 (告)海軍第六十四號(五) 五九
- 陸軍大學校學生ニ關スル件 (勅)第二百八十一號(二) 三九五
- 明治三十九年以後ニ於ケル陸軍大學校學生候補者ニ關スル件 (達)陸軍第六十三號(二) 一三七
- 南船學校機關科學生海軍造船部工場修業概則第五條改正 (達)海軍第五十九號(一〇) 一〇五
- 海軍各學生、生徒及練習生ニ授與スル證書、證書書式中追加 (告)海軍第六十四號(五) 五九
- 下士兵卒家族救助令中追加 (勅)第三十七號(三) 五三

- 陸軍補給兵ヲ以テ下士ニ補充シ及補給ヲ兵卒トシス
(勅)第百九十八號(七) 二八六
- 海軍下士卒ノ有スル職階ニ依リテ其職務及待遇ノ件
(勅)第百二十號(一〇) 三三三
- 警備府住下士以下階級用職服及返納手續中改正
(省)陸軍第十八號(三) 五七五
- 下士卒定員補充交代規則第十八條中改正
(海)海軍第四十八號(四) 五五五
- 下士卒定員補充交代規則第十八條中改正
(海)海軍第八十七號(三) 一三五
- 下士卒定員補充交代規則第十九條中改正
(海)海軍第九十七號(三) 一四一
- 明治三十七年陸軍第百三十七號(經理部)士官及豫備
役候補被徵兵下士補充ノ件(廢止)
(海)陸軍第四十八號(二〇) 九八
- 陸軍補給被徵兵下士補充ノ件
(海)陸軍第五十二號(一) 一〇九
- 明治三十八年陸軍第五十二號(依)陸軍補給被徵兵下
士補充ノ件
(海)陸軍第五十二號(一) 一〇八
- 明治三十八年陸軍第百十六號(各兵科)陸軍下士ヲ
外ニ採用スルノ規定(追加)
(海)陸軍第五十四號(二) 一〇九
- 陸軍兵卒通稱規則中追加
(海)陸軍第三號(一) 一
- 潜水艦隊ノ定員タル下士卒ノ階級等ノ件
(海)海軍第十六號(三) 二
- 陸軍下士以下階級下ニ足布ヲ通用セシム
(海)陸軍第十八號(三) 七
- 編卒ツ兵卒ト爲スノ規定
(海)陸軍第三十七號(七) 七
- 海軍下士卒ニシテ免官免役後復職等ノ件(在籍
領守府ニ通知ノ件)
(海)海軍第二號(二) 二九二
- 三等兵曹及水兵其他同僚ノ制服アル下士卒ニシテ
連隊司令官及副連隊長者ノ階級等ニ應名記入ノ件
(海)海軍第九十號(三) 二九六
- 下士以下代用背蓋型式
(海)陸軍第六號(三) 八
- 陸軍補給被徵兵同和營官、准士官及下士等留地勤務
演習等ノ服装等式(省)海軍總務府第五十一號(三) 四六
- 明治三十七年勅令第七十九號(海軍)被徵兵(及)
航海加修ニ關スル件(中改正追加)
(勅)第六十一號(三) 七五
- 明治三十七年勅令第五十五號(陸軍)軍醫局醫官
選所職員ノ手當及年功加修ニ關スル件(中改正)
(勅)第六十五號(三) 八三
- [家族]
○下士兵卒家族救助令中追加
(勅)第三十七號(三) 三
- [河川]
○内務省官制中改正追加及土木監督官制及明治二十
七年勅令第八十四號(河川)道路港灣調査ニ關スル
員ノ件(同第八十五號(内務省)臨時土木工事施行
ニ關スル勅令)ノ件(廢止)
(勅)第八十七號(三) 一〇七

- 認可ヲ經ルラマシメザル河川工事ニ關スル件ヲ定メ明
治三十二年省令第十二號(同件)ヲ廢止
(省)内務第四號(三) 九七
- 明治三十二年省令第二十二號(河川)ニ關スル工事ニ
因リ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用補助ノ件(第二
條)改正
(省)内務第五號(三) 九六
- 明治三十六年省令第八號(河川)工事費ヨリ補助シタ
ル土木工事補助認可ニ關スル規定(追加)
(省)内務第六號(三) 九六
- 河川法施行ニ關シ認可ヲ經ルラマシメザル件
(勅)内務第四號(三) 七
- 明治三十四年勅令第二十號(河川)改修工事ニ關スル
スル官地受納通知ノトキ地方官區分報告ノ件(中
改正)
(勅)内務第十四號(四) 八五
- 河川法ニ依リテ工作物ノ除却及古用許可ノ取消ヲ要
スルトキ處分方
(勅)内務第七號(四) 八一
- 河川法ニ依リテ工作物ノ除却及古用許可ノ取消ヲ要
スルトキ通知ノ件
(勅)内務第八號(四) 八一
- 道賀川下流ニ河川法ヲ施行ス
(省)内務第七十三號(二) 三三八
- 三河縣ニ關スル木曾川築堤工事ノ内蔵江川切工事
ノ直接施行辦法
(省)内務第三十八號(三) 四三七
- [價格表記]
○大不列顛領民地バミミダ島價格表記書及箱物交
換約章(追加)
(省)通信第五十一號(三) 一六六
- 清水艦隊ノ定員タル下士卒ノ階級等ノ件
(海)海軍第十六號(三) 二
- 陸軍下士以下階級下ニ足布ヲ通用セシム
(海)陸軍第十八號(三) 七
- 編卒ツ兵卒ト爲スノ規定
(海)陸軍第三十七號(七) 七
- 海軍下士卒ニシテ免官免役後復職等ノ件(在籍
領守府ニ通知ノ件)
(海)海軍第二號(二) 二九二
- 三等兵曹及水兵其他同僚ノ制服アル下士卒ニシテ
連隊司令官及副連隊長者ノ階級等ニ應名記入ノ件
(海)海軍第九十號(三) 二九六
- 下士以下代用背蓋型式
(海)陸軍第六號(三) 八
- 陸軍補給被徵兵同和營官、准士官及下士等留地勤務
演習等ノ服装等式(省)海軍總務府第五十一號(三) 四六
- 明治三十七年勅令第七十九號(海軍)被徵兵(及)
航海加修ニ關スル件(中改正追加)
(勅)第六十一號(三) 七五
- 明治三十七年勅令第五十五號(陸軍)軍醫局醫官
選所職員ノ手當及年功加修ニ關スル件(中改正)
(勅)第六十五號(三) 八三
- [家族]
○下士兵卒家族救助令中追加
(勅)第三十七號(三) 三
- [河川]
○内務省官制中改正追加及土木監督官制及明治二十
七年勅令第八十四號(河川)道路港灣調査ニ關スル
員ノ件(同第八十五號(内務省)臨時土木工事施行
ニ關スル勅令)ノ件(廢止)
(勅)第八十七號(三) 一〇七
- 關領東印度價格表記書及箱物交換約章(追加)
(省)通信第三百五十五號(六) 一五九
- 韓國郵價府及同出所駐在清國本邦郵價府及同出所
ニ於テ價額表記書及箱物ノ取扱開始
(省)通信第四百四十八號(六) 一八七
- 外國宛價格表記郵便料金表中追加
(省)通信第五百三十三號(二) 一六七
- 外國宛價格表記郵便料金表中改正追加
(省)通信第九十七號(四) 二一〇
- 外國宛價格表記郵便料金表中改正
(省)通信第二百十六號(三) 二九〇
- 外國宛價格表記郵便料金表中追加
(省)通信第三百七號(六) 二五〇
- 外國宛價格表記郵便料金表中改正
(省)通信第六百十號(二) 三三八
- 價格表記書及箱物ヲ交換シ得ル國名及國名規定
事項(追加)
(省)通信第五十二號(三) 一六六
- 價格表記書及箱物ヲ交換シ得ル國名及國名規定事
項(追加)
(省)通信第三百六號(六) 二五六
- 價格表記書及箱物ヲ交換シ得ル國名及國名規定事
項(追加)
(省)通信第六百八號(六) 三三七
- [酒及酒類]
○酒母、醱及麹取締法
(法)第七號(一) 三七
- 酒母、醱及麹取締法施行規則
(勅)第七號(二) 三三

- 外國郵便爲替規則中改正 (省) 遞信第一號(三) 八一
- 外國郵便爲替規則第七條中追加 (省) 遞信第六號(三) 八四
- 外國郵便爲替規則第七條中改正追加 (省) 遞信第七號(三) 二〇六
- 外國郵便爲替規則第七條中刪除 (省) 遞信第三十八號(五) 三八一
- 外國郵便爲替規則第七條中刪除 (省) 遞信第三十九號(六) 四七三
- 明治二十三年省令第十五號(郵便爲替貯金管理支所設置ノ件)中刪除 (省) 遞信第四十九號(七) 四八五
- 海外出稼人ノ委託ノ通常郵便爲替貯金ノ最高金額ニ制限ヲ付セサル件 (省) 遞信第七十二號(〇) 五三一
- 野戰郵便局ニ於テ普通郵便及爲替事務ノ取扱ヲ爲スノ件 (省) 遞信第三號(三) 八二
- 明治三十七年府令第四號(臺灣島内ニ於テ提出スル郵便爲替及同拂戻ノ金額制限ノ件)廢止 (憲府) 第三十五號(六) 五八
- 明治三十四年告示第四百六十二號(郵便電信取扱所及郵便電信受取所ニ於テ電信爲替貯金及電信爲替通帳ノ別冊送付取扱ハサル件)同三十五年告示第九十四號(郵便爲替貯金ノ居宅郵便取扱所ノ件)中改正 (省) 遞信第五十八號(三) 五八七
- 郵便局所ニ於テ外國郵便局ニ對シテ國聯合郵便爲替貯金及電信爲替ノ提出ヲ拂渡業務開始ノ件ヲ定ム (明治三十六年告示第三百八十號(同件)ヲ廢ス (省) 遞信第二百四十九號(五) 二〇九
- 明治三十六年告示第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件)中改正 (省) 遞信第二百五十號(五) 二〇九
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件ヲ定ム明治三十六年告示第四百五十四號(同件)ヲ廢ス (省) 遞信第四百二十六號(七) 二七九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名、外國郵便局ノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣、本邦提出拂渡爲替一口ノ最高制限額等ヲ定ム明治三十六年告示第四百五十二號(同件)ヲ廢ス (省) 遞信第四百二十五號(七) 二七〇
- 明治三十六年告示第四百五十三號(萬國聯合電信爲替ノ提出及拂渡業務ヲ取扱フ郵便局名)中刪除 (省) 遞信第二百五十一號(五) 二三〇
- エリトレー伊太利植民地郵便爲替事務約定ニ加盟 (省) 遞信第四百六十七號(八) 二八七
- 埃地利郵政廳ノ媒介ニ依リ露西亞ト伊太利郵便爲替ノ交換開始 (省) 遞信第四百二十一號(七) 二七六
- 軍人軍屬ノ提出スル無料通常爲替ノ取扱開始局所ノ件 (省) 遞信第四百六十四號(八) 二八四
- 在韓國馬山郵便局軍人軍屬ノ提出スル無料通常爲替ノ取扱開始 (省) 遞信第三號(二) 六九
- 韓國安州郵便局定州出張所軍人軍屬ノ提出スル無料通常爲替ノ取扱開始 (省) 遞信第三百九十九號(七) 二七七
- 在韓國城津郵便局及義州郵便局出張所軍人軍屬ノ提出スル無料通常爲替ノ取扱開始 (省) 遞信第四百三十號(七) 二七六

- 在韓國安州郵便局何日里浦及下八里出張所軍人軍屬ノ提出スル無料通常爲替ノ取扱開始 (省) 遞信第五百十九號(〇) 二〇五
- 在韓國義州郵便局新義州出張所及城津郵便局城出出張所軍人軍屬ノ提出スル無料通常爲替取扱開始 (省) 遞信第五百三十五號(〇) 二二二
- 郵便爲替金ノ居宅郵便取扱局所ノ件 (省) 遞信第五百五十七號(三) 四三七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第二十九號(三) 一八九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第四十八號(三) 一六六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第六十一號(三) 一六九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第七十八號(三) 一七七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第八十一號(三) 五五五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第八十二號(三) 五五五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第八十七號(三) 五五七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第九十五號(三) 五六〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第二百二號(三) 五六三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第十九號(三) 五七一
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第六十八號(三) 五九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第八十五號(四) 二〇四
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第二百六十四號(五) 三二三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第二百七十號(五) 三二六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第三百六號(六) 五五六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第三百九十七號(七) 二七六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第四百四十五號(八) 一八七三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第四百五十四號(八) 一八七六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第四百七十三號(九) 一九八〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第四百九十一號(九) 一九八七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中改正 (省) 遞信第四百九十四號(九) 一九八九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表中追加 (省) 遞信第五百六十四號(〇) 三三三

○ 水邦ト外國郵便及電信爲替ノ交換スル國名表改正 追加 (告) 通信第六百五十四號(三)三四二	○ 水邦ト外國郵便及電信爲替ノ交換スル國名表追加 (告) 通信第六百五十七號(三)三四三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一號(一) 六七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二號(一) 六八	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第十一號(一) 七〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第十七號(一) 七二	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二十六號(三) 一五八	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四十號(三) 一六三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五十四號(三) 一六七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第六十三號(三) 一七〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七十七號(三) 一七六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第八十九號(三) 一七九	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百一號(三) 一八二	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百三十三號(三) 一八八	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百四十一號(三) 一九〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百五十五號(三) 一九〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百七十五號(三) 二〇〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百八十四號(四) 二〇三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第一百九十三號(四) 二〇八	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百零四號(四) 二一一	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百零八號(五) 二一四	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百二十一號(五) 二二一	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百三十七號(五) 二二四	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百四十七號(五) 二二七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百六十九號(五) 二三二	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第二百八十八號(五) 二三五	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第三百一十八號(五) 二五二
---	---	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第三百五十五號(五) 二五七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第三百七十一號(五) 二六〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第三百九十六號(五) 二七〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百零八號(五) 二七三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百十五號(五) 二七四	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百二十三號(五) 二七六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百三十五號(五) 二八〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百三十九號(五) 二八三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百五十號(五) 二八四	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百五十九號(五) 二八七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百六十三號(五) 二八八	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百七十二號(五) 二九七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百八十五號(五) 二九八	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第四百九十六號(五) 二九九	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五百三十一號(五) 三〇〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五百四十六號(五) 三〇二	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五百六十三號(五) 三〇三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五百七十二號(五) 三〇三	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五百八十五號(五) 三〇五	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第五百九十六號(五) 三〇六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第六百號(五) 三〇七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第六百五十七號(五) 三二七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第六百六十七號(五) 三三七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第六百八十八號(五) 三四〇	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第六百九十六號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七百三十一號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七百四十六號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七百六十三號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七百七十二號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七百八十五號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第七百九十六號(五) 三三六	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第八百號(五) 三三七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第八百五十七號(五) 三三七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第八百六十七號(五) 三三七	○ 外國爲替金ノ換算ニ適用ス (告) 通信第八百八十八號(五) 三四〇
--	--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--

- 外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第六百四十四號(二三四〇九)
- 外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第六百五十九號(二三四一五)
- 〔雁見〕
- 北海道管内ニ於テ雁見ノ捕獲禁止ノ件 (告) 農商務第三百二十七號(五三二六六)
- 目ノ部
- 〔豫算〕
- 明治三十七年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一四〇)
- 明治三十七年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一四六)
- 明治三十七年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 一月二十六日(一一四三)
- 明治三十八年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一四九)
- 明治三十八年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一四九)
- 明治三十八年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一五〇)
- 明治三十八年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一五〇)
- 臨時軍事豫算追加 (豫) 十二月三十一日(一一五〇)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(一一)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(一一)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 二月十五日(一一)
- 明治三十八年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルハキ契 (豫) 第五百五十九號(一一八〇)
- 明治三十八年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルハキ契 (豫) 第五百五十九號(一一八〇)
- 〔豫備〕
- 明治三十八年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルハキ契 (豫) 第五百五十九號(一一八〇)
- 明治三十七年度陸軍第三百三十六號(陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件)及同第三百七十一號(上長官以上ノ進級停年半減ノ件)廢止 (達) 陸軍第六十四號(一一三七)
- 明治三十七年度陸軍第三百三十七號(經理部士官及豫備役後備役兵下士補充ノ件)廢止 (達) 陸軍第四十八號(一一〇九)
- 豫備役後備役下士ヲ以テ陸軍平時編制ノ軍隊及要緊司令部ノ要員ニ充ツルヲ得ルノ件 (達) 陸軍第五十二號(一一〇七)
- 豫備役後備役軍曹伍長同相當官及豫備役上等兵等現役滿期後更ニ現役志願許可ノ件 (達) 陸軍第四十五號(一一〇五)
- 明治三十八年度陸軍第五十二號ニ依ル豫備役後備役下士採用力 (達) 陸軍第五十三號(一一〇八)

- 豫備役見習醫官採用ノ件 (告) 陸軍第六號(一一二)
- 豫備役將校同相當官、准士官及下士官等留地勤務(波野、鹿野、尾野等) (告) 海軍部府第五十一號(一一三二八)
- 〔豫防〕
- 傳染病豫防法中改正追加 (法) 第五十六號(一一八)
- 傳染病豫防法施行規則中改正追加 (省) 內務第十四號(一一八)
- 傳染病豫防法第十九條ノニ依ル手當金ニ關スル件 (省) 內務第二十一號(一一九)
- 傳染病豫防法制定暨種検査法廢止 (法) 第二十二號(一一七)
- 傳染病豫防法施行規則制定暨種検査法施行規則廢止 (省) 農商務第七號(一一六)
- 傳染病豫防事務取扱規程 (訓) 農商務第五號(一一二)
- 傳染病豫防心得 (告) 農商務第七十五號(九七六)
- 畜牛結核病豫防法施行規則中改正追加 (省) 農商務第九號(一一六)
- 明治三十四年勅令第三百三十九號(獸疫及畜牛結核病豫防ニ關スル費用負擔區分)第一條改正 (勅) 第五百五十二號(一一八)
- 獸疫豫防費用負擔區分中改正追加 (省) 第九十號(一一七)
- 獸疫豫防規則ニ依リ撲殺セル獸類ニ對シテ下付スル手當金標準額中改正 (告) 臺灣總督府第二百二十九號(一〇三三〇)
- 馬匹ノ流行性感冒及胸疫豫防ノ件 (告) 農商務第三百三十七號(一一三三)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(一一)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(一一)
- 山形地方裁判所米澤支部豫備事務ヲ取扱フ (省) 司法第三十一號(一一三七)
- 〔預金預入〕
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程第四條中改正 (訓) 大藏第五十五號(一一二七)
- 郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類 (告) 逓信第二百三十九號(一一〇五)
- 郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類中追加 (告) 逓信第五百三十二號(一一〇一一)
- 夕ノ部
- 〔臺灣〕
- 明治三十五年法律第二十九號(臺灣ニ在勤スル巡查看守退職料及遺族扶助料ニ關スル件)中追加 (法) 第二十九號(一一八九)
- 臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ偽造變造等ニ關スル件 (法) 第五十一號(一一三六)
- 明治三十八年法律第六十六號ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第五百五十七號(一一七一)

○非常特別稅法中砂糖酒稅、輸入稅及礦物酒稅ニ關スル規定ヲ廢止スルニ施行ス	(勅)第十三號(一)	三三
○郵便貯金法ヲ臺灣ニ施行ス	(勅)第六十五號(五)	三〇八
○保費金規則ヲ臺灣ニ施行ス	(勅)第七十八號(六)	三三三
○實用新案法ヲ臺灣ニ施行ス	(勅)第九十號(六)	三四五
○臺灣總督府官制中改正附加	(勅)第二百三十三號(二)	三三六
○臺灣總督府稅關官制第一條中改正	(勅)第二百三十三號(三)	三三六
○臺灣總督府稅關官制第四條中改正	(勅)第二百三十三號(四)	三三六
○臺灣總督府監獄官制第十四條改正明治三十二年勅令第五十四號(臺灣總督府監獄及看守官守定員ノ件)廢止	(勅)第二百五十一號(三)	三五七
○臺灣總督府監獄醫師及女監取締條例	(勅)第二百五十二號(三)	三五八
○臺灣總督府專賣局官制中改正追加	(勅)第八十九號(三)	一一〇
○臺灣總督府鐵道部官制第二條中改正	(勅)第七十二號(三)	一一三
○臺灣總督府評議會章程第一條中刪除	(勅)第二百三十五號(三)	一三六
○臨時臺灣土地調查規則廢止	(勅)第七十二號(三)	九〇
○臺灣總督府地方官制中改正	(勅)第九十號(三)	一一一
○臺灣總督府職員官等俸給令中刪除	(勅)第二百三十四號(一)	一三七
○臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正追加	(勅)第二百三十四號(二)	一三七
○臨時臺灣戶口調査ニ關スル職員ノ件	(勅)第七十五號(五)	三三〇
○臨時臺灣戶口調査規則	(勅)第三十九號(六)	三九九
○臨時臺灣戶口調査部職員職章	(勅)第六十六號(七)	一〇六
○人口與助ニ關スル届出規則制定明治三十二年府令第八十八號(臺灣ニ密留スル内地人ノ密留及出生死亡等ニ關スル届出力)廢止	(勅)第七十號(七)	一〇八
○臺灣ニ於ケル蕃人ノ子弟ヲ就學セシムルニ關スル件	(勅)第二十七號(三)	四五
○蕃地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スルノ件	(勅)第二百八十七號(三)	四〇〇
○臺灣全島及澎湖島馬公要港境域内並北濱海ノ戒嚴解除	(勅)第九十三號(七)	二四九
○臺灣土地登記規則	(律)第三號(六)	九
○臺灣土地登記規則施行期日	(勅)第三十號(六)	四五
○臺灣土地登記規則施行規則	(勅)第四十三號(七)	六三
○臺灣土地登記規則施行規則中改正追加	(勅)第六十一號(八)	九〇
○臺灣土地登記規則施行規則中追加	(勅)第七十五號(一〇)	一三八
○臺灣土地登記規則	(律)第五號(六)	一一
○臺灣土地登記規則施行規則	(勅)第四十五號(七)	六七
○臺灣土地登記規則施行規則中改正追加	(勅)第四十七號(七)	六九
○臺灣輸出稅及出港稅規則第二條中改正追加	(律)第十三號(三)	二九

○臺灣總督府官制	(律)第一號(四)	一一
○臺灣總督府官制施行規則	(勅)第二十號(四)	二二
○臺灣汽船職員規則中改正附加	(律)第十二號(一〇)	三七
○臺灣汽船職員規則施行細則	(勅)第七十八號(二)	一三九
○臺灣總督府郵便切手類價下置規則制定明治三十三年府令第九十七號(郵便切手類價下置ノ件)廢止	(勅)第三十四號(六)	四七
○臺北電氣傳信業所電氣使用規則	(勅)第十三號(三)	一〇
○臺北電氣傳信業所電氣使用規則中改正追加	(勅)第二十九號(五)	四四
○臺灣總督府通信郵便特別任用試驗規則中改正追加	(勅)第三號(三)	三
○臺灣總督府法院執達規則施行細則第三十六條中追加	(勅)第十四號(三)	一七
○臺灣總督府法院執達規則施行細則第六條中改正	(勅)第二十一號(四)	三七
○臺灣地方稅規則施行規則中刪除	(勅)第十號(三)	九
○臺灣地方稅規則施行規則中改正追加	(勅)第十二號(三)	一〇
○臺灣地方稅規則施行規則中追加	(勅)第三十六號(六)	一〇
○臺灣地方稅規則第九條ニ依リ管附スル金穀物件ノ受取ニ關シ取扱ノ件ヲ定メ明治三十六年府令第三十二號(同件)ヲ廢止	(勅)第八十七號(三)	一四
○臺灣保安林規則施行細則改正	(勅)第六十五號(五)	九〇
○臺灣總督府獎勵規則施行細則中改正	(勅)第七十三號(一〇)	一三七
○臺灣港内取締規則第四條中刪除	(勅)第五十八號(八)	八二
○舊地取締規則制定明治二十九年府令第三十號(舊地ニ出入スルハ許可ヲ經ルヲ要スルノ件)同三十年府令第五十八號(臺灣總督府下紅頭嶼ニ渡航セントスル者同前ノ許可ヲ受クルヲ要スルノ件)廢止	(勅)第七十二號(七)	一三五
○臺灣土地收用規則施行地ノ件	(勅)第二號(二)	一一
○臺灣土地收用規則施行地ノ件	(勅)第六十七號(五)	一〇七
○臺灣總督府監獄民事訴訟ニ付キ國ヲ代表ス	(勅)第五十七號(八)	八一
○臺灣土地登記規則施行前ニ生シタル業主權ノ移轉若ハ典權ノ消滅届出方	(勅)第六十二號(八)	九五
○神社、寺院又ハ木島ノ移轉ニ依ル寺廟等ノ所屬財產ノ賣渡、贈與、交換等ハ臺灣總督ノ許可ヲ受ク(キ)ノ件	(勅)第八十四號(二)	一五九
○明治三十七年府令第四號(臺灣島内ニ於テ掘出スル煤及同拂戻ノ金附制限ノ件)廢止	(勅)第三十五號(六)	五八
○臺北七濟院臺南慈惠院及澎湖普濟院規則第一條中追加	(勅)第二十二號(四)	三八
○臺灣總督府始政十年紀念繪葉書發行ノ件	(勅)第三十七號(六)	五七
○臺灣總督府及通商省ニ於テ發行スル繪葉書ノ種類、賣捌價格及發賣期日ヲ郵便局所前ニ揭示ノ件	(勅)第七十七號(二)	二九

- 臺灣總督府及逕信省ニ於テ發行スル繪葉書ノ種類實
捌價格及發賣期日ヲ郵傳局所前ニ揭示ノ件追加
(臺府)第八十五號(一) 一三九
- 臺灣總督府軍務局苗粟及薯中支局廢止
(臺府)第六十號(八) 九五
- 臺灣居住者徵兵身體検査ニ關スル願書格式
(告)臺灣總督府第五十號(三)三四七
- 明治三十七年 府令第一號(臺灣新聞紙條例ニ依リ軍
隊、艦隊及船舶軍隊ノ進退其他軍機事項ニ關スル事
項記帳禁止ノ件)廢止
(臺府)第九十四號(三) 三三六
- 戰時編制若クハ特設部隊ニ屬スル軍人軍屬臺灣及澎
湖島ニ駐屯中ノ糧食買支辨ノ件 (達)陸軍第十號(三) 一〇
- 戰時編制若クハ特設部隊ニ屬スル軍人軍屬臺灣及澎
湖島ニ駐屯中ノ糧食買支辨ノ件中追加
(達)陸軍第二十六號(四) 五二
- 臺灣及澎湖島ニ在ル海軍軍人茶褐色ノ夏服ヲ著用ス
ルコトヲ得ル件
(達)海軍第五十五號(四) 五五
- 臺灣及澎湖島ニ在ル海軍軍人茶褐色ノ夏服ヲ著用ス
ルコトヲ得ル件廢止
(達)海軍第四十七號(一〇) 一〇二
- 臺灣海軍府軍務部出張所設置
(告)臺灣總督府第四十七號(三)三四四
- 馬公海軍合同地軍法會議及馬公臨時海軍監獄廢止
(告)海軍第二十號(七)一六七五
- 基隆沖繩島奄美大島ノ各防禦海軍解除
(告)海軍第十九號(七)一六七五
- 臺灣戒嚴地司令官ノ發スル命令及告示登載方
(告)臺灣總督府第六十九號(五)一三三二
- 臺灣食糧專賣規則ニ依ル官鹽賣捌所ノ名稱位置ヲ定
メ食鹽賣捌所及鹽務總(支)區管轄區域ヲ廢ス
(告)臺灣總督府第三十三號(四)二二〇
- 臺灣食糧專賣規則ニ依ル食鹽賣捌定價ヲ定メ明治三
十二年告示第五十號同第九十二號(同件)ヲ廢ス
(告)臺灣總督府第三十四號(四)二二二
- 臨時臺灣糖務局糖業講習所設置
(告)臺灣總督府第七號(三) 一七九
- 臨時臺灣糖務局臺南支局各出張所廢止
(告)臺灣總督府第八十二號(七)一七六一
- 臺灣事業公債證書二種見本ノ件
(告)大藏第二十一號(一) 四〇
- 臺灣總督府軍務局臺中支局出張所ノ名稱位置改正
(告)臺灣總督府第七十一號(五)一三三三
- 臺灣總督府軍務局及軍賣支局ノ出張所中廢止
(告)臺灣總督府第八十八號(八)一八八八
- 臺灣總督府始政十年紀念繪葉書第一回發行ノ種類發
賣價格及發賣期日
(告)臺灣總督府第七十三號(六)一六〇七
- 臺灣總督府始政十年紀念郵便繪葉書ニ捺捺日附印雜
形
(告)臺灣總督府第七十六號(六)一六二六
- 臺灣總督府始政十年 紀念繪葉書第二回發行ノ種類
發賣價格及發賣期日
(告)臺灣總督府第七十六號(一〇)一三三七
- 臺灣總督府郵傳及電信局出張所名稱中改正
(告)臺灣總督府第四十六號(三)三四四

- 臺灣總督府農事逕信委員逕信手續中格式改正
(告)臺灣總督府第五十三號(三)三四三〇
- 明治二十四年訓令第七十九號(租稅其他ノ缺損額重
帳ヲ備置キ整理報告セシム)廢止
(訓)大藏第四十九號(五) 二四二
- 稅務統計彙報格式中改正削除 (訓)大藏第四十八號(五) 二二六
- 稅務統計彙報帳本提出期限表中改正追加
(訓)大藏第五十二號(六) 二四五
- 土地彙報規則施行規則中改正追加
(省)大藏第十二號(三) 一〇三
- 國有林野地籍彙報及圖面附本抄本下付規程
(省)農商務第三十號(三) 五八四
- 大木營
(告)十二月二十日(三)三四三五
- 大木營閉鎖
(告)十二月二十日(三)三四三五
- 大木營陸軍部職員及勳員シタル諸部團隊ニ屬スル軍
人官中階級式ニ際シ軍裝許可ノ件 (陸軍)第九號(三) 一〇
- 大使館通譯官ニ關スル件 (勅)第二百四十九號(三) 五五九
- 在倫敦帝國公使館ヲ帝國公使館ニ改メ
(告)外務第七號(三)三三八四
- 東京帝國大學官制中改正
(勅)第九十三號(三) 一一四
- 明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學講座ノ
件)中改正追加 (勅)第七十號(三) 八九
- 東京帝國大學農科大學農學實科林學實科及獸醫學實
科ヲ文官任用令ニ依リ認定ノ件中追加
(告)文部第七十七號(七)一六七七
- 京都帝國大學官制中改正
(勅)第九十四號(三) 一一五
- 明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學講座ノ
件)中改正追加 (勅)第七十一號(三) 九〇
- 明治三十七年律令第六號(大租權整理ニ關スル件)施
行規則第十一條改正 (臺府)第十七號(三) 一八
- 大租權補償金額公示ノ件 (告)臺灣總督府第二十號(三) 五九三
- 大租權補償金額公示ノ件 (告)臺灣總督府第三十八號(五)二二三
- 大租權補償金額トシテ交付スヘキ公債證書ノ價格
(告)臺灣總督府第十一號(三) 一八〇
- 委任仕御命令官代理規程別表中追加
(達)海軍第二百號(三) 一四二
- 明治二十五年省令第四號(民事訴訟ニ付國ヲ代表ス
ル件)中改正 (省)內務第十號(三) 一〇一
- 鹽務局民事訴訟ニ付中國ヲ代表ス
(省)大藏第十九號(三) 二二六

○ 臺灣總督府監獄民事訴訟ニ付中國ノ代書ス
(臺府)第五十七號(八) 八一

〔代書〕

○ 代書人取締規則中改正追加
(臺府)第八十三號(二) 一八八

〔代金引換〕

○ 明治三十七年告示第百三十五號郵便及電信受取所ノ取扱事務ヲ定メ明治三十六年告示第百六十二號郵便及電信受取所ニ於テ取扱フ事務ノ件(同三十七年告示第百六十四號及第百三十五號)臺北寄附郵便電信受取所及與全島郵便受取所代金引換郵便物ノ交付事務取扱開始ノ事
(省)臺灣總督府第五十一號(五) 一三七

○ 外國代金引換郵便物交換國名表追加
(省)逓信第三十七號(三) 一六一

○ 外國代金引換郵便物交換國名表改正
(省)逓信第五十六號(三) 一六八

○ 外國代金引換郵便物交換國名表追加
(省)逓信第五百六十二號(三) 一三三

○ 外國代金引換郵便物交換國名表改正
(省)逓信第六百九號(二) 一三七

〔退還〕

○ 逓信看守退還料及遺族扶助料法追加
(法)第二十八號(三) 一七

○ 明治三十五年法律第二十九號(臺灣ニ在勤スル逓信看守退還料及遺族扶助料ニ關スル件)追加
(法)第二十九號(三) 一八九

○ 逓信看守退還料及遺族扶助料法ニ依ル給與金ニシテ國庫ノ負擔ニ關スルモノ支給ニ關スル件
(省)大藏第十六號(三) 一一一

○ 在外指定學校職員退還料及遺族扶助料法
(法)第六十四號(三) 一九八

○ 在外指定學校職員退還料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定方等ニ關スル件
(勅)第二百二十九號(二) 一三三

○ 在外指定學校職員退還料及遺族扶助料等支給規則
(省)文部第二十一號(二) 一四七

○ 明治二十五年訓令第二號(市町村立小學校職員退還料及遺族扶助料計算式ノ件)中改正
(訓)文部第二號(五) 二四四

〔貸與〕

○ 北海道地方費ニ歸屬シタル福災救助貸與金取扱要領
(訓)大藏第二十七號(三) 一六四

○ 明治三十七年府令第十五號(森林、原野及畜物ノ貸與シ又ハ賣渡シニ關シ廳長ヲシテ取扱ハシムル事項ノ件)中改正
(臺府)第八號(三) 一四

〔帶廻〕

○ 明治二十二年勅令第百二十二號(警察官及消防官帶廻ノ件)中改正
(勅)第百四十九號(四) 一七九

〔隊附) (隊外)〕

○ 明治三十三年陸軍第百十六號(各兵科隊附下士ノ隊外ニ採用スルノ規定)追加
(陸)陸軍第五十四號(二) 一〇九

〔誕生〕

○ 皇太子妃殿下御分嫡王子御誕生 (省)宮内第一號(一) 一

○ 新嘉坡王妃殿下御分嫡王子御誕生 (省)宮内第三號(三) 七

○ 博愛王妃殿下御分嫡王子御誕生 (省)宮内第五號(五) 一三

○ 擔保附社債信託法
(法)第五十二號(三) 一六六

○ 擔保附社債信託法施行規則
(勅)第百八十五號(六) 二四三

○ 擔保附社債信託法施行細則
(省)大藏第三十五號(五) 一三七

○ 擔保トシテ政府ニ納ムル外國債證券ノ價格算定ニ關スル件
(勅)第二十號(二) 五九

○ 國有林野又ハ森林賣拂ニ關シ保證金又ハ延納金擔保トシテ提供スル記名有價證券ニ關スル件
(省)農商務第三十六號(三) 六一四

○ 官廳賣捌所業務擔當人指定
(省)臺灣總督府第七十號(五) 一三三

○ 官廳賣捌所業務擔當人中變更
(省)臺灣總督府第百二十五號(三) 一三九

○ 炭庫採炭所ノ管轄スル海軍炭山指定
(達)海軍第四十一號(三) 一四

○ 炭庫
(達)海軍第四十七號(四) 一五

○ 臺灣軍區内ニ水櫃橋炭庫設置
(達)海軍第四十七號(四) 一五

〔建物〕

○ 東京市區改正土地建物處分規則第一條追加
(法)第六十五號(三) 一〇〇

○ 特別保險建屋物損失ノ件 (省)內務第百四十六號(一) 一七

○ 特別保險建屋物指定中社債擔保ノ件
(省)內務第百六十九號(二) 一三七

○ 明治三十二年省令第十四號(土地、建物及商業登記簿ノ原本又ハ抄本ノ請求等ニ關スル手續料ノ件)追加
(省)司法第二十號(七) 四八

○ 明治三十二年府令第八十三號(建物及商業登記簿ノ原本抄本等請求手續料ノ件)追加
(臺府)第四十四號(七) 一六七

○ 北海道拓殖銀行法中改正追加
(法)第五十號(三) 一四四

○ 種牛收場種豚場下規程制定種豚場下規程廢止
(省)農商務第八號(三) 一五四

○ 種草賣買局及製鐵所掘置運轉資本補足ニ關スル件
(法)第十七號(三) 一六六

○ 種草賣買局及製鐵所掘置運轉資本補足ニ關スル法律ニ依リ發行スル證券ノ名稱及其額面額額
(省)大藏第九號(三) 一〇一

- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三十三號(三) 一〇一
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第二百四十四號(二)四二五
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第二百五十二號(七)二六三
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第二百八十三號(七)二六五七
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第二百九十三號(七)二六六六
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百零六號(八)二七〇四
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百零八號(八)二七〇六
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百十四號(八)二七〇八
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百二十六號(八)二七〇八
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百二十九號(八)二八〇〇
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百六十二號(九)二八九四
- 煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ額面種類、枚數及記番號 (省)大藏第三百八十八號(九)二九二六
- 大藏省臨時建築部官制制定臨時煙草製造準備局官制及臨時專賣ノ準備ニ要スル建築事務ニ關スル職員ノ件 (勅)第二百一十一號(九)二九八
- 煙草專賣局職員特別任用令中追加 (勅)第六十九號(五) 二二〇
- 明治三十七年勅令第七十號(煙草製造所ノ現業ニ從事スル判任官及職員ノ勳勉手當ニ關スル件)中改正 (勅)第六十六號(三) 八三
- 明治三十七年勅令第五十五號(煙草專賣局煙草製造所職員ノ手當及年功加俸ニ關スル件)中改正 (勅)第六十五號(三) 八二
- 明治三十七年勅令第六十一號(煙草專賣局見習員ニ關スル件)第一條中改正 (勅)第三十六號(三) 五二
- 煙草製造專賣ニ要スル諸物件、勞力供給ノ購買等ニ關スル隨意契約ノ件制定明治三十七年勅令第六十六號(煙草製造專賣ニ要スル外國產煙草、器具機械其他材料購入ノ場合ニ於ケル隨意契約ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十九號(三) 四〇一
- 煙草專賣規則改正 (省)大藏第四號(三) 三五
- 煙草專賣規則第十七條中追加 (省)大藏第三十四號(五) 三二六
- 煙草專賣規則中改正追加 (省)大藏第四十五號(九) 四九二
- 臺灣煙草專賣規則 (律)第一號(四) 一
- 臺灣煙草專賣規則施行規則 (臺灣)第二十號(四) 三二
- 煙草販賣所名稱、位置ヲ定メ明治三十七年省令第二十九號(煙草販賣所名稱、位置)ヲ廢ス (省)大藏第十號(三) 一〇三
- 煙草製造所分工場名稱位置中追加 (省)大藏第十七號(三) 一一三
- 煙草販賣所名稱位置中改正 (省)大藏第二十五號(四) 二六四

- 出水及鹿兒島縣煙草收納所管内明治三十九年煙草排作種類改別 (省)大藏第四十九號(二) 五三三
- 東京葉煙草收納所外十七收納所管内明治三十九年煙草排作種類改別 (省)大藏第五十六號(三) 五三三
- 煙草排作區域 (臺灣)第五十二號(七) 七七
- 煙草排作區域中改正 (臺灣)第六十八號(九) 一〇七
- 明治三十八年度煙草專賣局作業費入歳出科目表 (勅)大藏第十八號(三) 四七
- 明治三十八年度煙草專賣局作業費入歳出科目表中正加除 (勅)大藏第五十一號(六) 二四五
- 煙草專賣局作業費出支辨別費支給規則中追加 (勅)大藏第三十四號(四) 一〇六
- 煙草製造專賣創業費所屬物品出納順序ヲ定メ臨時煙草製造準備局物品出納順序ヲ廢ス (勅)大藏第十一號(二) 二二
- 煙草專賣局所屬物品出納順序中改正追加 (勅)大藏第十六號(三) 五九
- 煙草專賣法施行ノ際現存外國製造紙捲煙草及葉捲煙草ノ名稱及數單中告示 (省)大藏第五十三號(三) 五六一
- 煙草製造所及同分工場開闢ノ件 (省)大藏第二十五號(三) 八九
- 鹿兒島縣煙草製造所移轉 (省)大藏第三十五號(三) 一〇三
- 兩切紙捲煙草、オリメントノ定價及煙草元賣捌人ノ割引歩合 (省)大藏第六十四號(三) 四七九
- 兩切紙捲煙草、オリメントノ定價及煙草元賣捌人ノ割引歩合 (省)大藏第四十八號(五) 二五〇
- 製造煙草定價及煙草元賣捌人ノ割引歩合 (省)大藏第九十八號(六) 三三三
- 輸入紙捲煙草定價及賣渡價格 (省)大藏第二百五十五號(六) 三九九
- 輸入紙捲煙草定價及賣渡價格 (省)大藏第二百九十一號(七) 二六五
- 輸入製造煙草定價及賣渡價格 (省)大藏第二百九十二號(七) 二六五
- 輸入製造煙草定價及賣渡價格 (省)大藏第三百九十五號(九) 二九四
- 輸入製造煙草定價及賣渡價格 (省)大藏第四百六號(九) 二九四
- 煙草專賣局製造葉捲煙草ノ定價及煙草元賣捌人並煙草小賣人ニ對スル賣渡價格 (省)大藏第三百三十六號(五) 二四〇
- 輸入製造煙草定價及煙草元賣捌人並煙草小賣人ニ對スル賣渡價格 (省)大藏第七十號(五) 二七四
- 口付紙捲煙草及兩切煙草ノ名稱及定價 (省)臺灣總督府第三十二號(四) 二一九
- 刻煙草ノ名稱及定價 (省)臺灣總督府第八十五號(七) 二七三
- 兩切紙捲煙草、オリメントノ定價 (省)臺灣總督府第九十九號(八) 二八八
- 臺灣刻煙草ノ名稱等級及定價 (省)臺灣總督府第四百十七號(三) 三四四
- [拿捕] 明治三十八年九月五日後ニ拿捕シタル船舶及其船貨ノ釋放ニ關スル件 (勅)第二百二十八號(二) 三三三

レノ部

- 後備歩兵隊隊旗取扱方ヲ定メ明治二十八年陸軍第六十九號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第四十三號(九) 八五
- 〔練習〕
- 海軍機關術練習所條例第三十條改正 (勅)第三百二十二號(四) 一五二
- 海軍砲術練習所規則海軍水雷術練習所規則海軍機關術練習所規則及海軍主計練習所規則中改正 (達)海軍第二十九號(三) 三三
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書、體狀書式中追加 (省)海軍第六十四號(五) 九九
- 遊學漁業練習生規程中改正 (省)農商務第二百二十九號(五)二三六七
- 〔練炭〕
- 海軍練炭製造所條例 (勅)第二百八十三號(三)三三九六
- 〔療養〕
- 陸軍軍人軍屬肺癆療養者給與規則中改正追加 (勅)第十四號(二) 三三
- 陸軍軍人軍屬肺癆療養者給與規則中改正 (省)陸軍第二號(一) 七
- 陸軍軍人軍屬肺癆療養者給與規則細則中追加 (省)陸軍第十三號(七) 八二

ソノ部

- 〔總督〕
- 臺灣總督府ハタノ部臺灣ノ項ニ載ス
- 〔相續〕
- 相續稅法 (法)第十號(一) 四
- 相續稅法施行規則 (勅)第六十八號(三) 八四
- 相續稅審查委員ニ日常及旅費支給ノ件 (省)大藏第二十號(三) 二七
- 〔訴訟〕
- 收入印紙ヲ以テ手数料、罰金、科料、過料、刑事追徴金、訴訟費用及非訟事件費用ヲ納メシムルコトヲ得ルノ件制定明治三十四年勅令第三百四十五號(政府ニ納ムヘキ手数料ハ登記印紙ヲ以テスルヲ得ルノ件)廢止 (勅)第二百二十七號(二) 三三
- 明治二十五年省令第四號(民事訴訟ニ付平國ヲ代表スル件)中改正 (省)內務第十號(三) 一〇一
- 國務局民事訴訟ニ付平國ヲ代表ス (省)大藏第十九號(三) 三六
- 民事訴訟特別手續 (律)第九號(八) 一九
- 刑事訴訟特別手續制定明治三十二年律令第九號(水島人並濟國人ノ犯罪豫審ニ關スル件)同第二十六號(刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關スル件)及同三十四年律令第四號(刑事訴訟手續ニ關スル件)廢止 (律)第十號(八) 三

レノ部

- 臺灣總督府監獄民事訴訟ニ付平國ヲ代表ス (業府)第五十七號(八) 八二
- 廳長ヲ以テ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中追加 (業府)第五十一號(三) 六
- 〔捐俸〕
- 陸軍武官捐俸給與規程第六條中追加 (達)陸軍第二十七號(四) 三二
- 海軍武官捐俸給與規程第四條中改正 (達)海軍第八號(三) 一〇
- 海軍武官捐俸規則中改正(別) (達)海軍第三十四號(三) 三
- 〔租稅〕
- 非常特別稅法中改正追加 (法)第一號(二) 一
- 非常特別稅法施行規則中改正追加 (勅)第一號(二) 一
- 非常特別稅法ニ依リ輸入稅ヲ増徴シ及課税ヘキ物品ノ從價稅目ニ關スル件制定明治三十七年勅令第九十號(同件)廢止 (勅)第十三號(二) 四
- 非常特別稅法中砂糖酒稅、輸入稅及輸物酒稅ニ關スル規定ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第十三號(二) 三
- 非常特別稅法施行規則ニ依ル通行稅拂込方 (省)大藏第一號(二) 一
- 非常特別稅法ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當旅費支給方及異議申立人ノ負擔スヘキ費用 (省)大藏第三十三號(五) 三六
- 非常特別稅法中砂金採取地稅ノ課稅手續方(同件) (勅)大藏第一號(二) 一

ソノ部

- 非常特別稅法ニ依ル輸入稅收額證明規程 (達)會計検査院第一號(三) 四七
- 國債證券及貯蓄債券ノ利子所得稅免除ニ關スル件 (法)第十九號(三) 六七
- 所得稅法中改正追加 (法)第三十四號(三) 九
- 所得稅法施行規則中改正追加 (勅)第五十五號(三) 九
- 地租條例中改正(別)除明治三十一年法律第四號(傳染病院等ノ敷地地租免除ノ件)同三十三年法律第十九號(府縣郡市町村其他公共團體ノ所有地免租ノ件)廢止 (法)第三十三號(三) 九
- 地租條例施行規則第二條中追加 (勅)第三百三十一號(四) 一五
- 地租條例第四條第一項第一號及第二號ニ依ル公共團體及期間指定ノ件 (勅)第五百十九號(五) 二〇
- 國稅徵收法中改正追加 (法)第四十六號(三) 二六
- 國稅徵收法施行規則第二十四條中改正 (勅)第六十七號(三) 八
- 間接國稅犯則者處分法施行規則中改正(別) (勅)第九號(二) 三
- 間接國稅犯則者處分法施行規則第一條中追加 (勅)第三百三十五號(四) 一五
- 明治三十二年勅令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿簿式)中追加 (勅)大藏第四號(二) 八
- 國稅ニ關スル帳簿簿式中改正追加 (勅)大藏第八號(二) 一九
- 國稅ニ關スル簿帳簿式(同) (勅)大藏第二十四號(三) 五

○ 明治三十二年訓令第六十號(租稅)現況報告様式)中改正追加 (訓)大藏第九號(一) 一九	○ 税金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歳入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件 (省)大藏第七號(三) 四七
○ 租稅ニ關スル現況報告様式)中追加 (訓)大藏第二十五號(三) 五八	○ 明治三十六年省令第十五號(其書地租延納出願方)中追加 (省)大藏第四十七號(一〇) 五三
○ 賣藥稅法制定賣藥印紙稅規則廢止 (法)第七十一號(五) 二二五	○ 內國稅徵收費科目中追加 (訓)大藏第四十四號(五) 二二五
○ 賣藥稅法施行規則 (勅)第百五十五號(五) 一八九	○ 明治三十四年訓令第七十九號(租稅其他ノ缺損額還帳ノ備置手續報告セシム)廢止 (訓)大藏第四十九號(五) 二四一
○ 賣藥稅檢査手續、賣藥印紙交換規則及明治十九年省令第三十一號(無印紙ノ賣藥ヲ買受ケ讓受ケ預置申又ハ所持スル者料料處分ノ件)廢止 (省)大藏第三十一號(五) 三二五	○ 明治三十七年訓令第十一號(市町村ニ備フヘキ國稅金收納簿其他一人別徵稅元帳様式)中改正 (訓)大藏第六十四號(五) 二六四
○ 明治三十三年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數)中改正 (省)大藏第二十九號(四) 二九九	○ 國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ租稅其他歳入金ノ種目 (省)大藏第四十四號(三) 二一八
○ 鹽專賣法第三十八條ニ依リ間接國稅犯則者處分法中此稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏ノ件 (勅)第百三十六號(四) 一五四	○ 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムル件 (法)第三十五號(三) 九八
○ 鹽專賣法第四十四條ニ依リ鹽稅徵收ニ關スル件 (勅)第百三十七號(四) 一五五	○ 稅關ニ於ケル內國稅賦課徵收ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 七一
○ 鹽專賣法第三十八條ノ施行ニ付中間國稅犯則者處分法施行規則ヲ准用ス (省)大藏第二十四號(四) 二六四	○ 北海道一級町村二級町村ヲシテ租稅外國庫歲入ヲ徵收セシムルニ付其帳簿準據方 (訓)大藏第十九號(三) 五三
○ 鹽專賣特別定價賣渡及交付金下付規則第十七條ノ施行ニ關シ國稅徵收法施行細則准用ノ件 (省)大藏第三十二號(五) 三二五	○ 鹽專賣地方稅規則施行規則中改正 (省)第十號(三) 九
○ 鹽稅徵收ニ關スル事務取扱方 (訓)大藏第四十號(五) 一三三	○ 鹽專賣地方稅規則施行規則中改正 (省)第十二號(三) 一〇
○ 租稅其他ノ歳入金ノ代用證券取扱ニ關スル件 (勅)第三十四號(三) 五〇	

○ 鹽專賣地方稅規則施行規則中追加 (省)第三十六號(六) 五八	○ 小學校教科用圖書翻刻發行規則中改正追加 (省)文部第四十六號(一〇) 四三
○ 鹽專賣地租規則施行規則中改正追加 (省)第四十七號(七) 六九	○ 師範學校高等女學校修身科ノ作法ニ關シ其教科用ノ目的トスル圖書ニ對シ檢定ヲ行ハス (省)文部第十一號(一) 五二
○ 鹽專賣地方稅規則第九條ニ依リ寄附スル金穀物件ノ受納ニ關シ職員取扱ノ件ヲ定メ明治三十六年府令第三十二號(同件)ヲ廢ス (省)第八十七號(三) 一四四	○ 小學校教科用圖書翻刻發行ノ申請書提出者アルトキ (訓)文部第一號(四) 一一一
○ 女子高等師範學校卒業生服務規則第六條中刪除 (省)文部第五號(四) 二七九	○ 小學校教科用圖書ノ翻刻發行ヲ爲サントスル者申請書提出期限 (省)文部第六十九號(四) 九六九
○ 臺灣總督府國語學校第三附屬高等女學校ノ生徒及卒業者取扱ノ件 (省)文部第六號(四) 二七九	○ 小學校教科用圖書翻刻發行許可ノ件 (省)文部第九十六號(四) 二九三
○ 陸地測量部修葺所生進集事手續 (省)陸軍第十二號(七) 二六七	○ 翻刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書中定價最尙輕ノ件 (省)文部第九號(一) 五〇
○ 水路測量ノタメ韓國及濟南盛京省ニ出張スル者旅費支給ノ件ヲ定メ明治三十一年 陸軍第七十五號(韓國水路測量旅費定額表)ヲ廢ス (陸)海軍第三十三號(三) 三五	○ 翻刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書ノ定價 (省)文部第六十三號(三) 三三七
○ ツノ部	○ 教育圖書供給規程改正 (陸)海軍第四十六號(三) 四六
○ 小學校教科用圖書翻刻發行規則第八條改正 (省)文部第三號(三) 五七	○ 明治三十七年告示第六十一號(教科用圖書採定及其拂下價格)中追加 (省)臺灣總督府第四十八號(五) 二三四
○ 小學校教科用圖書翻刻發行規則及小學校教科用圖書翻刻發行規則補則廢止 (省)文部第四號(四) 二七六	○ 學務課出版圖書拂下定價ノ件中追加 (省)臺灣總督府第五十二號(五) 三三八
○ 小學校教科用圖書翻刻發行規則 (省)文部第六十八號(四) 九九九	○ 學務課出版圖書拂下定價ノ件中追加 (省)臺灣總督府第六十二號(五) 三三〇
	○ 學務課出版圖書拂下定價ノ件中追加 (省)臺灣總督府第四十九號(三) 三三五
	○ 學務課出版圖書拂下定價中刪除 (省)臺灣總督府第五十二號(三) 三三〇

○ 國有林野地籍調査及圖面繪成、抄本下付規程 (省) 農商務第三十號(三) 六六四

〔通譯〕

○ 大使館通譯官ニ關スル件 (勅) 第三百四十九號(三) 三三五六
 ○ 領事官特別任用令及明治三十七年勅令第四十二號 (外務通譯生ヲ外務書記生ニ任用ノ件) 中改正 (勅) 第三百五十號(三) 三五五六

〔通商〕

○ 日本印度間ノ通商ニ關スル條約 (勅) 三月十五日(三) 六六六

〔通航〕

○ 船頭等間ノ通航規程 (省) 內務第十一號(四) 二五五五

〔通信〕

○ 明治三十六年勅令第二百五十二號(通信官署職員定員) 中改正 (勅) 第三百二號(三) 三三三三
 ○ 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署職員定員) 中改正 (勅) 第三百七十七號(三) 三三八三
 ○ 通信官署經費渡切規則 (勅) 第六十二號(三) 六六六六
 ○ 通信官署經費渡切規則施行細則 (省) 逓信第三十號(四) 三三〇一
 ○ 統監府通信官署官制 (勅) 第三百六十八號(三) 三三八一
 ○ 統監府通信官署職員官等給與令 (勅) 第三百七十四號(三) 三三八八
 ○ 統監府通信官署職員特別任用令 (勅) 第三百七十八號(三) 三三八二

○ 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件) 明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受取ニ關スル件) 及通信官署經費渡切規則ヲ統監府通信官署ニ準用スルノ件 (勅) 第三百八十號(三) 三五九四

○ 在外通信官署官吏在勤手當給與年額表中追加 (省) 逓信第四十五號(三) 四七七七
 ○ 在外通信官署官吏增加在勤手當給與年額表中追加 (省) 逓信第七十一號(四) 四〇〇一
 ○ 在外通信官署官吏增加在勤手當給與年額表改正 (省) 逓信第七十五號(三) 四〇〇六
 ○ 通信官署經費渡切規則ニ依ル交付區別ノ件 (省) 逓信第七十四號(四) 四〇九六
 ○ 通信官署經費渡切規則ニ依ル交付區別ノ件 附除 (省) 逓信第二百十七號(四) 二二九〇
 ○ 通信官署經費渡切規則ニ依ル交付區別ノ件中削除 (省) 逓信第四百五號(三) 二七七八
 ○ 通信官署經費渡切規則ニ依ル交付區別ノ件中削除 (省) 逓信第四百七號(三) 二七三三
 ○ 通信官署經費渡切規則ニ依ル交付區別ノ件中削除 (省) 逓信第四百五十一號(三) 二八七五
 ○ 統監府通信官署特別任用試驗規則中改正追加 (省) 逓信第三號(三) 三三三三

○ 明治三十七年省令第三十六號(帝國軍用通信所發在韓國帝國郵便局經由ノ電報料金受取人ヨリ徴收ノ件) 中削除同第十八號(在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受取人ヨリ追徴ノ件) 廢止 (省) 逓信第四十八號(三) 四七六八

○ 日韓通信業務合同紀念郵便切手發行ノ件 (省) 逓信第四十七號(三) 四七六八

○ 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所、電信取扱所ノ名稱位置及取扱事項ノ件 (省) 逓信第二百六號(四) 二二七七

○ 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所、電信取扱所ノ名稱位置及取扱事項ノ件中改正 (省) 逓信第三百七十號(三) 三三五六

○ 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所、電信取扱所ノ名稱位置及取扱事項ノ件中削除 (省) 逓信第五百九十二號(二) 三三六八

○ 公衆通信用電信線、電話線ノ移轉出願方 (省) 逓信第四十一號(六) 六六六六

○ 「コルサコ」軍用通信所公衆電報取扱開始 (省) 逓信第五百七十號(四) 三三三三

○ 軍用通信所公衆電報取扱開始 (省) 逓信第六百三號(二) 三三七七

○ 韓國新義州及黃州軍用通信所公衆電報取扱開始 (省) 逓信第六百四十一號(二) 三三〇九

○ 韓國可成軍用通信所閉鎖 (省) 逓信第五百七十五號(四) 三三三三

○ 臺灣總督府通信委員通信手續中機式改正 (省) 臺灣總督府第五百十三號(二) 三三三〇

〔通行〕

○ 官設鐵道ニ於テ徵收シタル通行税ノ拂戻金一時給與ノ件 (勅) 第三百五十五號(三) 三三三三

○ 非常特別稅法施行規則ニ依ル通行稅拂込方 (省) 大藏第一號(二) 一一一

○ 織物消費稅及通行稅ニ關スル帳簿並現況報告書格式ヲ定メ明治三十七年勅令第二十二號(毛織物消費稅ニ關スル帳簿及現況報告書格式)ヲ廢ス (勅) 大藏第十號(二) 二二二二

○ 明治三十二年省令第二百二號(食鹽發賣及通行稅機式) 中改正削除 (省) 大藏第二十五號(五) 四四四四

○ 明治三十四年省令第二十五號(保稅倉庫法ニ依ル道路ノ件) 中改正 (省) 大藏第三十七號(六) 三三三三

○ 保稅倉庫法ニ依ル道路ノ件中追加 (省) 大藏第五十七號(三) 三五五五

〔追徴金〕

○ 收入印紙ヲ以テ手数料、罰金、料料、過料、利率追徴金、訴訟費用及非訟事件費用ヲ納メシムルコトヲ得ルノ件 制定明治二十四年勅令第二百四十五號(政府ニ納ムルキ手續料ハ登記印紙ヲ以テスルヲ得ルノ件) 廢止 (勅) 第二百二十七號(二) 三三三三

〔ツペルツリン〕

○ 血清、痘苗「ツペルツリン」及治療液代價納付ニ關スル件 制定明治二十九年勅令第二百五十九號(血清及痘苗代價納付ニ關スル件) 廢止 (勅) 第三百八十一號(六) 三三三三

○ 年俸 ○ ホノ部俸給ノ項ニ載ス

〔年金〕

○今回ノ職役ニ依リ勳章年金證書受領者届出ノ件 (省)大藏第百二十二號(四) 六五八

〔年期〕

○國有林野主産物年期費規則 (省)農商務第百二十六號(二) 五五一

ナノ部

〔内務〕

○内務省官制中改正加除及土木監督官制及明治二十七年勅令第八十四號(河川遊路港灣調査ニ關スル職員ノ件)同第八十五號(内務省直轄臨時土木工事施行ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第八十七號(三) 一〇七

○内務省土木出張所業務規程 (訓)内務第十號(四) 八二

○内務省土木出張所業務規程中追加 (訓)内務第十七號(四) 八六

○内務省土木出張所業務規程第三條中追加 (訓)内務第十八號(五) 一三三

○内務省土木出張所名稱及分掌區域 (省)内務第五十七號(四) 五九七

○内務省及所管廳物品取扱規程中改正削除 (訓)内務第十二號(四) 八五

○内國稅ハノノ部租稅ノ項ニ載ス (省)大藏第百三十三號(三) 一〇六

○貴族院多額納稅者議員補選選舉 (昭)五月二十日(五) 五

〔苗代〕

○共同苗代設置ノ件 (訓)農商務第九號(四) 一三〇

ヲノ部

〔烙印〕

○明治二十七年陸運第百三十四號(軍馬賣却ノト烙印印ノ件)廢止 (達)陸運第百三十四號(七) 八六

ムノ部

〔務)〕

○陸前國金華山燈臺ニ設置ノ霧笛修繕中吹鳴停止 (告)逓信第四百十四號(七) 二七四

○陸前國金華山燈臺ノ霧笛修繕竣工 (告)逓信第四百五十八號(八) 二七八

○北見國稚内燈臺ノ霧笛吹鳴停止 (告)逓信第六百三十號(三) 三〇六

○麥ノ買收權ニ就キ注意ノ件 (訓示)農商務六月二十三日(六) 一

ウノ部

○陸運部運輸規程第十七條中改正 (達)陸運第三號(二) 二

○陸運部運輸規程第十七條中改正 (達)陸運第三號(二) 二

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

○陸運部運輸規程第十七條中追加 (省)大藏第百三十四號(五) 三二六

明治三十八年 索引 水(年金) 年(期) ナ(内務) 内(國) 納(稅) 苗(代) ヲ(烙印) ム(務) 麥(ウ) 運(輸) 一三二

- 明治三十二年省令第四十八號(在清國本邦郵便局置
下郵便切手ノ件)ノ野戰郵便局ニ適用セシム
(省)通信第四號(三) 一八
- 普通郵便事務ヲ取扱フ野戰郵便局所在地ニ郵便切手
細賣捌所ヲ置クコトヲ得ルノ件
(省)通信第六十八號(一〇) 五三〇
- 明治三十三年律令第十二號(福騰根圃池及食鹽賣下
代金延納ニ關スル件)中改正
(律)第七號(六) 一六
- 收入印紙賣下賣捌規則制定明治三十三年府令第十三
號(同件)廢止
(省)府第五十號(七) 七五
- 臺灣官廳賣捌規則ニ依ル官廳賣捌所ノ名稱位置ヲ定
ムノ件
(省)臺灣總督府第三十三號(四) 二二〇
- 臺灣官廳賣捌規則ニ依ル官廳賣捌所ノ名稱位置ヲ定
十二年告示第五十號同第九十二號同件ヲ廢ス
(省)臺灣總督府第三十四號(四) 二二三
- 官廳賣捌所業務擔當人指定
(省)臺灣總督府第七十號(五) 二五三
- 官廳賣捌所業務擔當人指定中變更
(省)臺灣總督府第四號(九) 二〇〇〇
- 官廳賣捌所業務擔當人中變更
(省)臺灣總督府第二百二十五號(一〇) 二二九
- 臺灣總督府郵便切手類賣下賣捌規則制定明治三十三年
府令第九十七號(郵便切手類賣下捌引ノ件)及同第
百三號(郵便切手賣下所標札交付ノ件)廢止
(省)府第三十四號(六) 二〇七

- 臺灣總督府及逓信省ニ於テ發行スル繪葉書ノ種類賣
捌價格及發賣期日ヲ郵便局所前ニ揭示ノ件追加
(省)府第八十五號(二) 一八九
- 國有林野主產物年期賣捌規則
(省)農務第二十六號(二) 五五二
- 國有林野及產物賣捌代金延納規則中改正
(省)農務第二十九號(三) 五八三
- 不要存置國有林野賣捌規則改正
(省)農務第三十三號(三) 五九五
- 國有林野產物賣捌規則
(省)農務第三十四號(三) 五九六
- 國有林野及產物賣捌入札規則
(省)農務第三十五號(三) 六〇七
- 國有林野又ハ產物賣捌ニ關シ保證金又ハ延納金擔保
トシテ提供スル記名有價證券ニ關スル件
(省)農務第三十六號(三) 六一四
- 國有林野及產物賣捌規則廢止
(省)農務第三十七號(三) 六一六
- 國有林野主產物年期賣捌手續
(省)農務第二十一號(二) 二九五
- 沈没船舶賣捌ノ場合ニ於ケル買受人資格ニ關スル件
(勅)第二百二十八號(四) 一四九
- 賣捌規則中改正前條
(省)府第二十六號(五) 四一
- 農務省官制中改正前條
(勅)第九十八號(三) 二一九

〔實業〕

ノノ部

○農務省官制中改正前條

(勅)第九十八號(三) 二一九

- 農務省官制中改正追加
(勅)第九十七號(七) 二五五
- 農務省主管ノ國有林産物品ノ問屋發賣者ニ委託セ
テ賣捌切手ニ依ル賣捌ヲ為スコトヲ得ルノ件
(勅)第三十二號(三) 四九
- 農務省官制第四條中改正
(勅)第九十七號(七) 二五五
- 農務省試驗場規程中追加
(勅)農務第三號(三) 六
- 臺灣總督府農事通信委員通信手續中機式改正
(省)臺灣總督府第五十三號(三) 四三〇
- 農業省○農業學校ハカノ部學校ノ項ニ據ス
明治三十八年度工業、商業及農業教員養成所ニ據ス
又ハ半生徒ノ員數
(省)文部第四十二號(三) 五八
- 農會令改正
(勅)第二百二十五號(一〇) 三三三
- 農會令施行規則改正
(省)農務第二十四號(二) 五八八
- 農會補助金交付規則中改正
(省)農務第二十五號(二) 五九〇
- 明治三十三年省令第十二號(北海道ニ於ケル郡農會
及北海道農會ヲ組織スルノ件)中改正
(省)農務第二十七號(三) 五八一
- 臺灣總督府農會令第六號第三項ノ條件ヲ具シテ
ノ件
(省)農務第二百九十號(三) 三三三
- 香川縣農會ハ農會令第六號第三項ノ條件ヲ具備セ
ルノ件
(省)農務第二百九十七號(三) 三三三

- 農務省官制中改正追加
(勅)第九十七號(七) 二五五
- 農務省主管ノ國有林産物品ノ問屋發賣者ニ委託セ
テ賣捌切手ニ依ル賣捌ヲ為スコトヲ得ルノ件
(勅)第三十二號(三) 四九
- 農務省官制第四條中改正
(勅)第九十七號(七) 二五五
- 農務省試驗場規程中追加
(勅)農務第三號(三) 六
- 臺灣總督府農事通信委員通信手續中機式改正
(省)臺灣總督府第五十三號(三) 四三〇
- 農業省○農業學校ハカノ部學校ノ項ニ據ス
明治三十八年度工業、商業及農業教員養成所ニ據ス
又ハ半生徒ノ員數
(省)文部第四十二號(三) 五八
- 農會令改正
(勅)第二百二十五號(一〇) 三三三
- 農會令施行規則改正
(省)農務第二十四號(二) 五八八
- 農會補助金交付規則中改正
(省)農務第二十五號(二) 五九〇
- 明治三十三年省令第十二號(北海道ニ於ケル郡農會
及北海道農會ヲ組織スルノ件)中改正
(省)農務第二十七號(三) 五八一
- 臺灣總督府農會令第六號第三項ノ條件ヲ具シテ
ノ件
(省)農務第二百九十號(三) 三三三
- 香川縣農會ハ農會令第六號第三項ノ條件ヲ具備セ
ルノ件
(省)農務第二百九十七號(三) 三三三

ノノ部

〔皇太子〕

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第一號(一) 一

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第二號(二) 一

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第三號(三) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第四號(四) 一八一

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第五號(五) 二二三

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第六號(六) 二二三

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第七號(七) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第八號(八) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第九號(九) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第十號(十) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第十一號(十一) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第十二號(十二) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第十三號(十三) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第十四號(十四) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第十五號(十五) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第十六號(十六) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第十七號(十七) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第十八號(十八) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第十九號(十九) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第二十號(二十) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第二十一號(二十一) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第二十二號(二十二) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第二十三號(二十三) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第二十四號(二十四) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第二十五號(二十五) 七

○皇太子殿下ノ王男子御命名
(省)宮内第二十六號(二十六) 七

○皇太子妃殿下御分嫡王男子御誕生
(省)宮内第二十七號(二十七) 七

- 外國貨幣ハクノ部貨幣ノ項ニ載ス
○外國小包郵便料金、外國電報料金及外國新聞電報料金ハクノ部小包、テノ部電報ノ項ニ載ス
- 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助ニ關スル件 (法)第六十三號(三) 一九七
- 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助ニ關スル件 (律)第二號(五) 七
- 在外國帝國憲法留地特別會計法第三條中改正 (法)第十六號(三) 六五
- 外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル件 (法)第四十七號(三) 一三〇
- 外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正加除 (勅)第六十四號(三) 八〇
- 外國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正加除 (省)外務第三號(三) 九七
- 外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券兌換券偽造變造及搬送ニ關スル件制定明治三十七年勅令第七十七號(同件)廢止 (法)第六十六號(三) 二〇〇
- 明治三十八年法律第六十六號ヲ廢止ニ施行ス (勅)第五十七號(三) 七二
- 明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官沒ハ領事官執行ノ件 (省)外務第一號(三) 八五
- 明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官沒ハ領事官長同分署長執行ノ件 (省)內務第二號(三) 九七
- 逋信省外國留學生規程第一條中追加 (勅)第五百一十一號(四) 一八三
- 本年施行スルハ判事檢事聘用第一回試驗及辭職士既驗ニ於テハ外國語ノ試驗ヲ行ハス (省)司法第十五號(四) 二六六
- 在外國通信官署官吏增加在勤手當給與年額表中追加 (省)逋信第七十一號(三) 〇五三
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正追加 (勅)第二百十八號(三) 〇三二
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則表中追加 (省)逋信第二號(三) 八二
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與細則中追加 (省)逋信第四十四號(六) 四七七
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與細則表中追加 (省)逋信第六十七號(三) 〇五〇
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與細則表中追加 (省)逋信第七十號(三) 〇五二
- 外國人取扱規則中改正 (逋府)第九十五號(三) 三三七
- 外國旅券規則中改正加除 (省)外務第五號(三) 〇八七
- 外國旅行券規則中改正加除 (逋府)第六十九號(三) 〇一七
- 外國旅行券規則中追加 (逋府)第七十六號(三) 〇二八
- 外國郵便爲替規則中改正 (省)逋信第一號(三) 八一
- 外國郵便爲替規則第七條中追加 (省)逋信第六號(三) 八四
- 外國郵便爲替規則第七條中改正追加 (省)逋信第七號(三) 二〇六
- 外國郵便爲替規則第七條中刪除 (省)逋信第三十八號(五) 三八一
- 外國郵便爲替規則第七條中刪除 (省)逋信第三十九號(六) 四七三

- 明治三十七年省令第五號外國電報ニ對スル制限ノ件(中追加) (省)逋信第十一號(三) 二〇八
- 外國電報ニ對スル制限ノ件(中追加) (省)逋信第五十五號(九) 五二九
- 外國電報ニ對スル制限ノ件廢止 (省)逋信第六十九號(三) 〇五〇
- 外國電信取扱制限表中追加 (省)逋信第十號(三) 七〇
- 外國電信取扱制限表中刪除 (省)逋信第四百十號(三) 五八〇
- 外國電信取扱制限表中刪除 (省)逋信第五百九十號(三) 一三三七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名、外國源宛テノ爲替金ヲ表示スルハ貨幣、本邦源出拂渡爲替一〇ノ最高制限額等ヲ定メ明治三十六年省令第四百五十二號(同件)ヲ廢ス (省)逋信第四百二十五號(七) 二七〇
- 郵便局所ニ於テ外國郵便局ニ對シ萬國聯合郵便爲替效書簿及其媒介爲替ノ提出拂渡業務開始ノ件ヲ定メ明治三十六年省令第三百八十號(同件)ヲ廢ス (省)逋信第二百四十九號(五) 二二〇九
- 外國電報ノ本邦官尾料及本邦中繼料中改正 (省)逋信第五百四十五號(三) 〇三二五
- 萬國電信條約附屬細則中各國同意規定事項ニ關シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定中追加 (省)逋信第五百二十四號(三) 〇三〇七
- 明治三十六年省令第四百五十四號(郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件)中改正 (省)逋信第二百五十號(三) 〇三〇九
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件ヲ定メ明治三十六年省令第四百五十四號(同件)ヲ廢ス (省)逋信第四百二十六號(七) 二七五八
- 民間製造ノ郵便端書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セ (省)逋信第五十九號(三) 一六九
- 民間製造ノ郵便端書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セ (省)逋信第二百六十二號(五) 〇三三
- 民間製造ノ郵便端書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セ (省)逋信第三百八十一號(六) 〇五五
- 明治三十三年省令第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)中追加 (省)逋信第六十號(三) 一六九
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件(中追加) (省)逋信第二百二十七號(五) 二二九
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中改正 (省)逋信第二百六十一號(五) 二二三
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中追加 (省)逋信第三百十六號(六) 〇五二
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中追加 (省)逋信第四百九十九號(五) 一九九
- 外國ニ郵送シ得サル物品ノ件中追加 (省)逋信第六百四號(三) 〇三七
- 外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (省)逋信第三十七號(三) 一六一

- 外國代金引換郵便物交換國名表改正 (告) 通信第五十六號(三) 一六八
- 外國代金引換郵便物交換國名表追加 (告) 通信第五百六十二號(一〇三三三) 一六八
- 外國代金引換郵便物交換國名表改正 (告) 通信第六百九十九號(一一三三六) 一六八
- 外國宛價格表郵便料金表追加 (告) 通信第五十三號(三) 一六七
- 外國宛價格表郵便料金表改正追加 (告) 通信第六百九十七號(四) 一一〇
- 外國宛價格表郵便料金表改正 (告) 通信第二百十六號(五) 二二九〇
- 外國宛價格表郵便料金表追加 (告) 通信第三百七號(六) 二二六〇
- 外國宛價格表郵便料金表改正 (告) 通信第六百十號(一) 三三七八
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第二百九號(三) 一五八
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第四百八號(三) 一六六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第六十一號(三) 一六九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第七十八號(三) 一七七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第八十一號(三) 一五五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第八十二號(三) 一五五
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第八十七號(三) 一五七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第九十五號(三) 一六〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第二百二號(三) 一六三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第二百十九號(三) 一七二
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第六十八號(三) 一五九〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第八十五號(四) 二一〇四
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第二百六十四號(五) 二二二二
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第二百七十號(五) 二二二六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第三百號(六) 二二五六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第三百九十七號(七) 二二七六
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第四百四十五號(八) 二八七三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第四百五十四號(八) 二八七六

- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第四百七十三號(九) 二九八〇
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第四百九十一號(九) 二九八七
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第四百九十四號(九) 二九八九
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第五百六十四號(一〇三三三) 一三三三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表改正 (告) 通信第六百五十四號(一三三三三) 一三三三
- 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名表追加 (告) 通信第六百五十七號(一三三三三) 一三三三
- 官制
- 宮内省官制第四十條改正 (達) 宮内甲第二號(五) 九七
- 東宮御官制改正 (達) 宮内甲第三號(一〇) 九五
- 皇親院官制改正追加 (達) 宮内甲第一號(一) 一
- 外務省及領事官制中改正追加 (勅) 第二百四十四號(三) 三三三
- 内務省官制中改正追加及土木監督官制及明治二十七年勅令第八十四號(河川道路港灣測量ニ關スル職員ノ件) 同第八十五號(内務省直轄臨時土木工事施行ニ關スル職員ノ件) 附止 (勅) 第八十七號(三) 一〇七
- 傳染病研究所官制改正血清院官制、痘苗製造所官制及明治二十九年勅令第二百二十四號(血清院ニ關シテノ件) 同三十年勅令第二百二十九號(痘苗製造所ニ關シテノ件) 附止 (勅) 第八十八號(三) 一〇八
- 大藏省官制中追加 (勅) 第五十號(三) 一六二
- 大藏省官制中改正追加及鹽務兼ノ準備ニ關スル職員ノ件 附止 (勅) 第八十二號(三) 一〇一
- 大藏省官制第九條改正 (勅) 第二百三十八號(二) 三三〇〇
- 稅關官制中改正 (勅) 第十七號(二) 一五
- 稅關官制第四條中改正 (勅) 第五十四號(三) 六九
- 稅務監督官制中改正追加 (勅) 第十八號(二) 一七
- 稅務監督官制第二條中改正 (勅) 第十九號(二) 一八
- 鹽務局官制 (勅) 第八十三號(三) 一〇三
- 大藏省臨時建築部官制制定臨時建築部官制及臨時建築部ニ關スル職員ノ件 附止 (勅) 第二百一十一號(九) 二九八
- 臨時國債整理局官制 (勅) 第二百三十六號(二) 三三八
- 關稅試驗所官制第八條追加 (勅) 第二百八十五號(三) 三九九
- 海軍探候所官制中改正追加 (勅) 第五十九號(三) 七三
- 海軍監獄官制第七條中改正 (勅) 第六十號(三) 七四
- 監獄官制第三條中改正 (勅) 第六十九號(三) 八九
- 文部省官制中改正 (勅) 第九十二號(三) 一一四
- 東京帝國大學官制中改正 (勅) 第九十三號(三) 一一四
- 京都帝國大學官制中改正 (勅) 第九十四號(三) 一一五
- 文部省直轄學校官制第一條中追加 (勅) 第九十六號(三) 一二七
- 農商務省官制中改正附則 (勅) 第九十八號(三) 一二九
- 農商務省官制中改正追加 (勅) 第九十九號(三) 一二九

○ 製鐵所官制第二條中改正	(勅)第七十五號(三)	九九	○ 地方官官制改正明治三十三年勅令第二百四十三號	(府縣)警視三關スル件(廢止)	(勅)第四百十號(四)	一六三
○ 花邊検査所官制	(勅)第七十四號(三)	九四	○ 地方官官制ニ依リ事務官五人ヲ區ク縣指定	(省)內務第七十四號(四)	六〇九	
○ 嶺山監督官制改正	(勅)第九十九號(三)	一三〇	○ 北海運鹽官制改正	(勅)第三百十九號(四)	一五七	
○ 農事試験場官制第四條中改正	(勅)第九十九號(三)	一三〇	○ 警視廳官制中改正加除	(勅)第三百三十八號(四)	一五七	
○ 特許局官制中改正追加	(勅)第九十九號(三)	一三〇	○ 北海運鹽部官制廢止	(勅)第三百六號(三)	二七	
○ 臨時博覽會事務局官制廢止	(勅)第七十六號(五)	一三三	[官等]			
○ 通信省官制中改正削除	(勅)第一百號(三)	一三三	○ 高等官官等俸給令中加除	(勅)第八十五號(三)	一〇六	
○ 航路標識管理官制第六條中改正	(勅)第一百號(三)	一三三	○ 高等官官等俸給令中加除	(勅)第七號(三)	二八	
○ 東京郵便電信學校官制廢止	(勅)第一百號(三)	一三三	○ 高等官官等俸給令中改正追加	(勅)第八號(三)	二九	
○ 鐵道作業局官制中改正	(勅)第一百號(三)	一三三	○ 高等官官等俸給令中改正	(勅)第四十一號(四)	一七一	
○ 統監府及理事官制	(勅)第二百六十七號(三)	二七六	○ 高等官官等俸給令中改正	(勅)第二百二十二號(九)	三〇〇	
○ 統監府通信官官制	(勅)第二百六十八號(三)	二七六	○ 高等官官等俸給令中追加	(勅)第二百三十七號(二)	三三九	
○ 臺灣總督府官制中改正削除	(勅)第二百三十三號(二)	二二六	○ 在外公館職員官等令第一條中改正	(勅)第二百四十七號(三)	三五〇	
○ 臺灣總督府地方官官制中改正	(勅)第九十號(三)	一一二	○ 明治三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官等俸給ノ件)中削除	(勅)第九十九號(三)	二九	
○ 臺灣總督府稅關官制第一條中改正	(勅)第三十三號(三)	五〇	○ 判事檢察官官等俸給令中改正加除	(勅)第一百七十七號(三)	一三九	
○ 臺灣總督府稅關官制第四條中改正	(勅)第二百二十七號(四)	一四九	○ 判事檢察官官等俸給令第二條中改正	(勅)第二百三十三號(九)	二九二	
○ 臨時臺灣土地調查局官制廢止	(勅)第七十二號(三)	九〇	○ 統監府及理事官官等令	(勅)第二百七十一號(三)	三八四	
○ 臺灣總督府事務官官制中改正追加	(勅)第八十九號(三)	一一〇	○ 統監府通信官等俸給令	(勅)第二百七十四號(三)	三八八	
○ 臺灣總督府鐵道部官制第二條中改正	(勅)第七十二號(三)	一一三				
○ 臺灣總督府國庫傳習所官制廢止	(勅)第二十六號(三)	四五				
○ 臺灣總督府監獄官制第十四條改正明治三十二年勅令第五十四號(臺灣總督府監獄及監守守定員ノ件)廢止	(勅)第二百五十一號(三)	三五七				

○ 統監府總務長官及統監府書記官ノ任用分限及官等ニ關スル件	(勅)第二百七十五號(三)	三八九	○ 明治三十五年省令第十三號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中追加	(省)內務第十九號(六)	三五九	
○ 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正追加	(勅)第一百六號(三)	一八八	○ 明治三十五年勅令第十八號(出納官吏身元保証金等ニ關スル取扱方)中追加	(勅)內務第十三號(四)	八五	
○ 臺灣總督府職員官等俸給令中削除	(勅)第二百三十四號(二)	三三七	○ 明治三十二年勅令第十九號(工場ニ於ケル賃借届出並警察官吏隨檢及職工數報告ノ件)中改正	(勅)內務第二十號(七)	二六三	
[官吏官制] ○ 會計官吏ハクノ部會計ノ項ニ屬ス			○ 明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ付キ官吏指定)中追加	(省)大藏第二十三號(四)	二六四	
○ 國庫法第三十八條ニ依リ間接國稅則者處分法中收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フハ官吏ノ件	(勅)第三百三十六號(四)	一五四	○ 不動產登記ノ囑託ニ付キ官吏指定中追加	(省)大藏第四十號(八)	四八七	
○ 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正追加	(勅)第二百十八號(二)	三一一	○ 明治三十三年勅令第十六號(稅關及稅務監督局收入官吏配屬方)第一條中追加	(勅)大藏第二十號(三)	五四	
○ 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加	(省)通信第二號(三)	八二	○ 稅關及稅務管理局收入官吏配屬方中追加	(勅)大藏第三十三號(四)	一〇六	
○ 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加	(省)通信第四十四號(六)	四七七	○ 鐵道登錄官吏指定	(勅)大藏第七十號(二)	二九一	
○ 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加	(省)通信第六十七號(二)	五三〇	○ 通常物品出納命令會計官吏表中追加	(省)海軍第七號(七)	四八二	
○ 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中追加	(省)通信第七十號(二)	五三二	○ 明治三十六年通令第三十四號(委任仕辦命令官歳入徵收官收入官吏ノ件)中改正	(達)海軍第三十八號(三)	四三	
○ 通信省部内ノ官吏ニシテ戰時ニ際シ所屬部局以外ニ於テ臨時通信ノ事務ニ從事シ又ハ陸海軍特設ノ事務ニ從事シタル者ノ從歸ニ關スル件	(勅)第二百二十一號(二)	三二〇	○ 委任仕辦命令官歳入徵收官收入官吏ノ件別表中追加	(達)海軍第九十九號(三)	一四一	
○ 不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件追加	(省)內務第三號(三)	九七				

○在外通借官署官吏在勤手當給與年額表中追加 (省)通借第四十五號(六) 四七七	○在外通借官署官吏在勤手當給與年額表中追加 (省)通借第七十一號(一〇) 五三二	○在外通借官署官吏在勤手當給與年額表改正 (省)通借第七十五號(二) 五五五	○土地登記ノ囑託ニ就キ官吏指定 (省)通借第八十四號(七) 二七六二	○神宮御遷拜當日諸官員ノ休暇ヲ賜フノ件 (省)內閣第二號(二) 三三三	○神宮御遷拜當日諸官員ノ休暇ヲ賜フノ件 (省)通借第九十四號(二) 三三九	○官廳事務所業務擔當人指定 (省)通借第九十七號(三) 三三三	○官廳事務所業務擔當人指定中變更 (省)通借第九十八號(三) 三三三	○官有 明治三十四年勅令第十四號(官有土地水面ニ關スル 部分存続條件)附加 (勅)內閣第六號(三) 三九	○明治三十四年勅令第二十號(河川修工事ニ就キ要 スル官有地契納通知ノ下キ地方廳處分報告ノ件)中 改正 (勅)內務第十四號(四) 八五	○官國幣社(〇)ノ部社ノ項ニ載ス (省)通借第九十八號(三) 三三三	○官幣大社(海軍神社)例祭當日參列ヲ許サルノ者 (省)通借第九十八號(三) 三三三
○明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官沒八領事官 執行ノ件 (省)外務第一號(三) 八五	○明治三十八年勅令第四十號(陸海軍人軍需公務ニ 起因セル傷病疾病再發ノ者官費治療ノ件)中削除 (勅)第二百十六號(一〇) 三三〇	○關稅定率法附屬輸入稅表中改正附加 (法)第二號(二) 二九	○關稅法施行規則第七十九條中改正 (勅)第八十二號(六) 三三六	○關稅法施行規則第七十三條中改正追加 (勅)第二百二十三號(一〇) 三三一	○選舉 宇治山田御發遣選舉 (省)宮內第九號(二) 三三二	○管理 航路總機關管理所官制第六條中改正 (勅)第三百三號(三) 二二五	○明治三十三年勅令第十六號(稅關及稅務管理當局收入 官吏配力)附加 (勅)大藏第三十三號(四) 一〇六	○稅關及稅務管理當局收入官吏配力中追加 (勅)大藏第七十號(二) 二九二	○明治三十三年省令第十五號(郵便爲替貯金管理支所 設置ノ件)中削除 (省)通借第四十九號(七) 四八五		

○管海 ○獎勵勳章ハ管海官廳ニ於テ檢査ヲ受ケント (省)通借第十八號(三) 二二五	○勳章 ○明治三十六年勅令第二百八十三號(勳章優待及獎章 優待ノ保障金ニ使用スルヲ得ルノ件)附加 (勅)第三十一號(二) 四	○日本勳章銀行法中追加 (法)第四十八號(三) 一五〇	○第六回內閣勳章博覽會開設延期ノ件 (勅)第二百八十四號(三) 三九	○軍法 ○明治三十七年勅令第二十五號(臨時海軍軍法會議及 海軍合同地軍法會議ニ於テ主理、議事、海軍事務ニ 關スル件)中改正附加 (勅)第四十五號(三) 九	○澎湖島爲公ニ海軍合同地軍法會議設置 (省)海軍第九號(四) 九	○爲公海軍合同地軍法會議及爲公臨時海軍軍法會議 (省)海軍第二十七號(七) 二六七	○海軍合同地軍法會議廢止 (省)海軍第二十七號(一〇) 三三九	○軍令 ○海軍司令部條例第八條中改正 (勅)第二百五十三號(二) 三五九	○軍機軍略 ○明治三十七年省令第一號(新聞紙條例ニ依リ軍隊ノ 進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止)廢止 (省)陸軍第十九號(二) 五七四	○明治三十七年省令第一號(新聞紙條例ニ依リ艦隊艦 船軍隊ノ進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止) 廢止 (省)海軍第十一號(三) 五七九	○明治三十七年省令第一號(新聞紙條例ニ依リ艦隊艦 船軍隊ノ進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止) 廢止 (省)海軍第十一號(三) 五七九	○明治三十七年省令第一號(新聞紙條例ニ依リ軍隊ノ 進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止)廢止 (省)陸軍第十九號(二) 五七四	○明治三十七年省令第一號(新聞紙條例ニ依リ軍隊ノ 進退其他軍機軍略ニ關スル事項記載禁止)廢止 (省)陸軍第十九號(二) 五七四	○外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件 中改正 (省)通借第五十七號(二) 三三二	○在滿洲遼東、韓國及樺太軍隊艦船等宛私用軍事郵便 物引受種類ノ件ヲ定メ明治三十七年省令第九十四號 (同伴)ヲ廢ス (省)通借第六百二十九號(三) 四〇六
---	---	--------------------------------	---------------------------------------	---	-------------------------------------	--	------------------------------------	--	--	---	---	---	---	---	---

○軍艦編規則中加除 (省)海軍第九號(三) 五七四	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第八十八號(六) 七〇
[軍艦編送] ○驅逐隊及驅逐艦員勤務令 (勅)第二百六十號(三) 三六六	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第九十八號(七) 七六
○驅逐隊條例 (海)海軍第九十二號(三) 一三六	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第三號(八) 九
○驅逐艦隊海軍水雷艇水雷隊二關スル諸般ノ取扱方 (海)海軍第八十四號(三) 一四四	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第十四號(八) 八三
○軍艦通水手續中改正削除 (海)海軍第七十七號(三) 一三六	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第十八號(八) 八三
○軍艦航海心得 (海)海軍第六十九號(二) 一三三	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第二十四號(九) 八七
○三等兵曹及水兵其他同僚ノ制服アル下士卒ニシテ驅逐隊司令附及驅逐艦定員者ノ帽徽章ニ艦名記入ノ件 (海)海軍第九十號(三) 一三六	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第二十六號(九) 八九
○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第五號(二) 一五	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第四十三號(九) 九四
○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第五十一號(四) 五四	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第五十二號(一〇) 一〇三
○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第七十六號(六) 六七	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第五十四號(一〇) 一〇四
○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第七十八號(六) 六七	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第五十八號(一〇) 一〇四
○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第八十號(六) 六八	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第六十八號(一一) 一一三
○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第八十三號(六) 六九	○軍艦及水雷艇類別等級別表中追加 (海)海軍第七十五號(一一) 一一七

○明治三十三年海軍第二百二十二號(軍艦及水雷艇類別等級別表)廢止 (海)海軍第八十三號(三) 一三〇	○戰利軍艦「ボビエタ」命名 (海)海軍第五十六號(一〇) 一〇四
○艦艇類別標準改正 (海)海軍第八十一號(三) 一三〇	○戰利軍艦「アサヒ」命名 (海)海軍第六十二號(一一) 一一一
○艦艇類別等級別表 (海)海軍第八十二號(三) 一三二	○戰利軍艦「ガイダマック」命名 (海)海軍第六十四號(一一) 一一三
○臨時軍事費ヲ以テ製造スルハ中驅逐艦二十五隻命名 (海)海軍第七十七號(三) 一三三	○驅逐艦三隻信號符字點附 (海)海軍第九十五號(三) 一四〇
○英國ニ於テ製造ノ第二號甲鐵艦命名 (海)海軍第四十二號(三) 四	○驅逐艦三隻信號符字點附 (海)海軍第二十一號(三) 二四
○戰利軍艦「アリロール」外三隻命名 (海)海軍第七十三號(六) 六六	○軍艦石見外四隻信號符字點附 (告)遞信第六十七號(三) 一七
○戰利軍艦「ビエドワフ」命名 (海)海軍第七十四號(六) 六六	○軍艦石見外四隻信號符字點附 (海)海軍第七十五號(六) 六六
○臨時軍事費ヲ以テ製造スルハ中驅逐艦二隻命名 (海)海軍第八十一號(六) 六八	○軍艦相模外四隻信號符字點附 (海)海軍第九十七號(七) 七六
○英國風社ニ於テ製造ノ第一號甲鐵艦命名 (海)海軍第九十一號(七) 七〇	○驅逐艦文月信號符字點附 (海)海軍第一百二十三號(九) 八七
○戰利軍艦「ハルマウキート」外四隻命名 (海)海軍第七十一號(八) 八一	○軍艦肥前信號符字點附 (海)海軍第三十八號(九) 九三
○戰利軍艦「シールヌイ」命名 (海)海軍第七十二號(九) 八七	○驅逐艦山彦信號符字點附 (海)海軍第四十一號(九) 九三
○戰利軍艦「レトウフツ」命名 (海)海軍第七十七號(九) 九二	○軍艦周防信號符字點附 (海)海軍第五十五號(一〇) 一〇四
○臨時軍事費ヲ以テ製造スルハ中驅逐艦二隻命名 (海)海軍第四十二號(九) 九四	○驅逐艦松雲信號符字點附 (海)海軍第六十三號(一一) 一一三
○抽獲驅逐艦「シネアリヌイ」命名 (海)海軍第五十三號(一〇) 一〇四	○驅逐艦波波信號符字點附 (海)海軍第六十五號(一一) 一一三
	○軍艦石見外四隻信號符字點附 (告)遞信第三百四號(六) 五五九
	○軍艦相模外四隻信號符字點附 (告)遞信第四百二十四號(七) 七三〇
	○軍艦相模外四隻信號符字點附 (告)遞信第四百六十一號(八) 八七九

- 軍艦支月及海軍所屬汽船客貨外六隻積載符字點附 (告) 逕信第四百七十六號(九)一九八三
- 軍艦更前積載符字點附 (告) 逕信第四百七十六號(九)一九八三
- 軍艦更前外二隻及海軍所屬汽船二河川九外一艘積載符字點附 (告) 逕信第五百七號(九)一九九七
- 軍艦山邊積載符字點附 (告) 逕信第五百五十九號(一〇)三三三
- 軍艦周防積載符字點附 (告) 逕信第五百七十一號(一〇)三三三
- 軍艦敷波積載符字點附 (告) 逕信第五百七十六號(一〇)三三三
- 軍艦金谷積載符字點附 (告) 逕信第五百七十八號(一〇)三三三
- 軍艦筑波積載符字點附 (告) 逕信第五百七十七號(一〇)三三三
- 軍艦天城積載符字點附 (告) 逕信第五百七十九號(一〇)三三三
- 軍艦更前外四隻及水雷艇三隻積載符字點附 (告) 逕信第五百八十二號(一〇)三三三
- 驅逐艦曉ヲ帝國軍艦籍ヨリ除却 (海) 海軍第五百一十一號(一〇)一〇三三
- 陸軍軍醫官從軍服制中追加 (勅) 第六十三號(五)二〇七
- 明治三十七年陸軍第二十號(從軍軍醫服制ノ件)中追加 (海) 海軍第五百一十一號(一〇)一〇三三
- 海軍軍醫官從軍服制 (勅) 第六十三號(五)二〇七
- 海軍軍醫官從軍服制ニ依リ從軍年加算ノ件 (海) 海軍第五百一十一號(一〇)一〇三三
- 陸軍軍人ノ服役延期禁止 (省) 陸軍第十五號(一〇)三三三
- 海軍軍人ノ服役延期禁止 (省) 海軍第八號(一〇)三三三
- 明治三十八年勅令第四百十號(陸海軍人軍屬公務ニ起因セル傷病疾病再發ノ者實費治療ノ件)中削除 (勅) 第二百十六號(一〇)三三〇
- 陸海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件制定明治三十一年勅令第四百十六號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件)廢止 (勅) 第二百二十三號(一〇)三三〇
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省) 陸軍第三號(一〇)三三〇
- 海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省) 海軍第一號(一〇)三三〇
- 陸軍軍人戰時中押取付付ラレ、場合服裝ノ件 (海) 陸軍第四號(一〇)三三〇
- 大本營陸軍部職員及勅員シタル諸部團隊ニ屬スル軍人官中階級式ニ際シテ軍裝許可ノ件 (海) 陸軍第九號(一〇)三三〇
- 薩海及澎湖島ニ在ル海軍軍人茶鍋色ノ夏服ヲ著用スルコトヲ得ル件 (海) 海軍第五十五號(四)三三〇
- 臺灣及澎湖島ニ在ル海軍軍人茶鍋色ノ夏服ヲ著用スルコトヲ得ル件廢止 (海) 海軍第四百七十七號(一〇)一〇三三
- 陸軍軍人軍屬離職後者給與規則中改正追加 (勅) 第十四號(一〇)三三〇
- 陸軍軍人軍屬離職後者給與規則則改正 (省) 陸軍第二號(一〇)三三〇
- 陸軍軍人軍屬離職後者給與規則則中追加 (省) 陸軍第十三號(一〇)三三〇
- 陸軍軍人軍屬著作規則 (海) 陸軍第五十五號(一〇)三三〇
- 海軍軍屬禮式中改正削除 (省) 海軍第六十八號(五)三三〇

- 勳員部隊ニ屬スル陸軍軍人休職規則第三條中削除 (海) 陸軍第十三號(一〇)三三〇
- 勳員部隊ニ屬スル陸軍軍人休職規則第二條中追加 (海) 陸軍第十六號(一〇)三三〇
- 臨時編制者ノ特設部隊ニ屬スル軍人軍屬旅費及澎湖島ニ駐屯中ノ糧食實費支拂ノ件 (海) 陸軍第十號(一〇)三三〇
- 臨時編制者ノ特設部隊ニ屬スル軍人軍屬離職後及澎湖島ニ駐屯中ノ糧食實費支拂ノ件追加 (海) 陸軍第十六號(一〇)三三〇
- 海軍所屬船艇積載符字點附(軍人軍屬等)ニ屬スル軍艦郵便物ノ取扱停止 (告) 逕信第五百九十七號(一〇)三三〇
- 在韓國馬山郵便局軍人軍屬ノ搬出スル無料積載符字點附取扱開始 (告) 逕信第三號(一〇)三三〇
- 韓國安州郵便局定州出張所軍人軍屬ノ搬出スル無料積載符字點附取扱開始 (告) 逕信第三百九十九號(七)二七七
- 在韓國咸興郵便局及義州郵便局軍艦前出張所軍人軍屬ノ搬出スル無料積載符字點附取扱開始 (告) 逕信第四百三十號(七)二七六
- 軍人軍屬ノ搬出スル無料積載符字點附取扱開始(附)所ノ件 (告) 逕信第四百六十四號(八)二八八
- 在韓國定州郵便局何日里浦及下八里出張所軍人軍屬ノ搬出スル無料積載符字點附取扱開始 (告) 逕信第五百十九號(一〇)三三〇
- 在韓國咸興郵便局新義州出張所及咸興郵便局咸興出張所軍人軍屬ノ搬出スル無料積載符字點附取扱開始 (告) 逕信第五百三十五號(一〇)三三〇
- 海軍軍醫官服役規則中改正 (海) 第九十四號(七) 七五
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (省) 海軍第二十四號(六)一八五
- 臨時軍醫費積算追加 (海) 十二月三十一日(一)三三〇
- 臨時軍醫費特別會計積算入帳出科目表申請 (海) 陸軍第十九號(四)一〇七
- 臨時軍醫費特別會計積算入帳出科目表中増設 (海) 陸軍第三十五號(二)一〇一
- 臨時軍醫費ヲ以テ製造スル軍醫用器二十五隻命名 (海) 海軍第十七號(三) 一一
- 臨時軍醫費ヲ以テ製造スル軍醫用器二隻命名 (海) 海軍第八十一號(六) 六六
- 臨時軍醫費ヲ以テ製造スル軍醫用器二隻命名 (海) 海軍第四十二號(九) 九四
- 在滿洲樺太、韓國及樺太軍隊艦船等宛私用軍事郵便物引受種類ノ件ヲ定メ明治三十七年告示第九十四號(同件)ヲ廢ス (省) 逕信第六百二十九號(三)四〇六
- 明治三十七年告示第九十四號(外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件)中改正 (省) 逕信第五百七十七號(一〇)三三〇
- 外征軍隊等宛内地發私用軍事郵便物引受種類ノ件中改正 (省) 逕信第五百七十五號(一〇)三三〇

〔軍需〕

○ 勳章軍需品取扱手續停止 (告)陸軍第二十一號(一〇)三九元

〔軍用〕○ 軍用通信所ハノノ部通信ノ項ニ關ス

○ 官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電油供給依託規則 (奏)第六十三號(六) 六

〔軍樂〕

○ 陸軍月山學校軍樂生徒召募 (告)陸軍第三號(二) 四

〔軍裝〕

○ 大本營陸軍部職員及勳員シタル諸部團隊ニ關スル軍人官中階級式ニ際シ軍裝許可ノ件 (達)陸軍第九號(三) 一〇

〔軍旗〕

○ 後備步兵隊軍旗取扱方ヲ定メ明治三十八年陸軍第六十九號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第四十三號(九) 八

〔軍馬〕

○ 陸軍馬檢査規則 (達)陸軍第四十七號(二〇) 九

○ 陸軍馬檢査規則中追加 (達)陸軍第五十六號(三) 二九

○ 明治三十九年陸軍第七十七號(軍馬補充部支那)等級並派出部出張所ノ位置中削除 (達)陸軍第十一號(三) 一九

○ 明治三十七年陸軍第三百四十四號(軍馬改訂)ト平格印ノ件)廢止 (達)陸軍第四十四號(九) 八

〔勳章〕

○ 明治三十七八年戰役勳章者勳章報告手續 (達)陸軍第九一五二號(二) 一〇九

〔勳章〕

○ 今回ノ戰役ニ依リ勳章年金證書受領者届出ノ件 (告)大藏第四百二十二號(四) 六五六

〔區制〕

○ 明治三十七年末調査北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (告)内務第三百三十六號(七) 二二三

〔貨幣〕

○ 外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造鑄造及模造ニ關スル件制定明治三十七年勅令第七十七號(同件)廢止 (法)第六十六號(三) 二〇〇

○ 明治三十八年法律第六十六號ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第五十七號(三) 七一

○ 明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官沒ハ領事官執行ノ件 (省)外務第一號(三) 八五

○ 明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官沒ハ警察署長同分署長執行ノ件 (省)内務第二號(三) 九七

○ 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名、外國銀宛テノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣、本邦提出渡爲替一口ノ最高制限額等ヲ定メ明治三十六年告示第四百五十二號(同件)ヲ廢ス (告)逓信第四百二十五號(七) 一七三〇

○ 明治三十八年二月中内外貨幣比較表 (告)大藏第一號(二) 六

○ 明治三十八年三月中内外貨幣比較表 (告)大藏第二十二號(三) 八八

○ 明治三十八年四月中内外貨幣比較表 (告)大藏第五十一號(三) 四四四

○ 明治三十八年五月中内外貨幣比較表 (告)大藏第九十號(四) 六四

○ 明治三十八年六月中内外貨幣比較表 (告)大藏第二百二十五號(三) 二二三

○ 明治三十八年七月中内外貨幣比較表 (告)大藏第三百八十二號(二) 二七

○ 明治三十八年八月中内外貨幣比較表 (告)大藏第三百四十七號(七) 二六

○ 明治三十八年九月中内外貨幣比較表 (告)大藏第三百四十四號(六) 二七

○ 明治三十八年十月中内外貨幣比較表 (告)大藏第三百五十九號(九) 二八九

○ 明治三十八年十一月中内外貨幣比較表 (告)大藏第四百九號(一〇) 一〇

○ 明治三十八年十二月中内外貨幣比較表 (告)大藏第四百五十二號(一二) 三三

○ 明治三十九年一月中内外貨幣比較表 (告)大藏第五百四十六號(一三) 三九

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第一號(二) 六七

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第二號(二) 六八

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第十一號(二) 七〇

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第十七號(二) 七二

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第二十六號(三) 一五六

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第四十號(三) 一六二

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第五十四號(三) 一六七

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第六十三號(三) 一七〇

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第七十七號(三) 一七六

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第八十九號(三) 一八七

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第一百一號(三) 一九二

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第一百三十三號(三) 一九八

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第一百四十一號(三) 二〇〇

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第一百七十五號(三) 二〇三

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第一百八十四號(三) 二〇三

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第九十三號(三) 二〇八

○ 外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告)逓信第三百號(三) 二一一

- 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十四號(三) 三一
- 明治三十七年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十七號(三) 四七
- 明治三十八年度歲入科目表 (訓)大藏第七號(二) 一〇
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第三十六號(四) 一〇七
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第三十七號(四) 一〇七
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十六號(五) 二六
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十七號(五) 二六
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第五十號(五) 二四一
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第五十四號(六) 二四六
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第五十九號(七) 二五三
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第六十一號(八) 二五九
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第六十二號(八) 二五九
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第六十三號(九) 二六四
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第六十五號(九) 二六四
- 明治三十八年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第七十二號(三) 二九九
- 內國稅徵收費科目中追加 (訓)大藏第四十四號(五) 二二五
- 明治三十八年度煙草專賣局作業歲入歲出科目 (訓)大藏第十八號(三) 四七
- 明治三十八年度煙草專賣局作業歲入歲出科目表中改正加除 (訓)大藏第五十一號(六) 二四五
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第一號(二) 二八
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二號(二) 二八
- 明治三十六年度歲入歲出科目表中取消 (訓)陸軍丙第三號(二) 二九
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第四號(三) 三三
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第六號(三) 三三
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第七號(三) 三三
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第八號(三) 六五
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第九號(三) 六六

- 明治三十八年度歲入歲出科目表 (訓)陸軍丙第五號(三) 三三
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十一號(四) 一〇八
- 明治三十七年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十二號(四) 一〇九
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十三號(四) 一一〇
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十四號(五) 二四二
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十五號(五) 二四二
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十六號(五) 二四三
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十七號(五) 二四三
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十八號(六) 二四七
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十號(七) 二五五
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十一號(七) 二五五
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十二號(七) 二五五
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十三號(八) 二五九
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十四號(八) 二六〇
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十五號(八) 二六一
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十六號(八) 二六一
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十七號(九) 二六五
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十八號(九) 二六五
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第二十九號(九) 二六六
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十號(一〇) 二八七
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十一號(一〇) 二八八
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十二號(一一) 二九〇
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十三號(一一) 三〇〇
- 明治三十八年度歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第三十四號(一二) 三〇〇
- 臨時軍事費特別會計歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十號(四) 一〇七
- 臨時軍事費特別會計歲入歲出科目表中追加 (訓)陸軍丙第十九號(六) 二四八

- 臨時軍事特別會計貸入貸出科目表中増設 (勅)陸軍內第三十五號(三) 三〇一
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第二號(三) 六七
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第十三號(三) 二五〇
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第十四號(三) 二五〇
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第十七號(三) 二五〇
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第二十號(三) 二五〇
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第二十二號(三) 二五〇
- 明治三十八年度貸入貸出及森林資金貸入貸出科目表 (勅)農商務第二十三號(三) 二五〇
- 關通和蘭電信會社西國電信條約ニ加入 (告)逓信第四百四十四號(八) 一八五
- 「ユニオン」火災保險株式會社ニ對シテ新條約ノ停止 (告)農商務第十號(二) 一五七
- 大藏生命保險株式會社ニ對シテ新條約ノ停止 (告)農商務第四十八號(三) 一五五
- 在東京市日本生保株式會社ニ對シテ新條約ノ停止 (告)農商務第五十二號(二) 一四七
- 相互生命保險會社ニ對シテ新條約ノ停止 (告)農商務第二百四十六號(二〇) 一〇五八
- 在外國帝國專管居留地特別會計法第三條中改正 (法)第十六號(三) 六五
- 海軍工廠資金會計法制定海軍造船材料資金會計法及海軍造船材料資金會計法 (法)第十五號(三) 六四
- 海軍工廠資金會計規則制定海軍造船材料資金造船材料資金會計規則 (勅)第五十一號(三) 六三
- 北海道官設鐵道用品資金會計法 (法)第十八號(三) 六七
- 臨時軍事特別會計貸入貸出科目表中増設 (勅)陸軍內第十九號(三) 二四八
- 臨時軍事特別會計貸入貸出科目表中増設 (勅)陸軍內第十九號(三) 二四八
- 臨時軍事特別會計貸入貸出科目表中増設 (勅)陸軍內第三十五號(三) 三〇一
- 明治三十七年度各特別會計貸入貸出豫算追加 (豫)十二月三十一日(二) 一四八
- 明治三十七年度各特別會計貸入貸出豫算追加 (豫)十二月三十一日(二) 一四八
- 明治三十八年度各特別會計貸入貸出豫算追加 (豫)十二月三十一日(二) 一四七
- 明治三十八年度各特別會計貸入貸出豫算追加 (豫)二月十五日(二) 一五七

- 專賣局作業會計規則第九條中改正 (勅)第三十九號(三) 四七
- 作業及鐵道會計規則第二十二條中追加 (勅)第六十八號(五) 二〇九
- 通商物品會計規則中追加 (勅)海軍第四十三號(三) 四四
- 通商物品出納命令會計官更表中改正追加 (勅)海軍第三十七號(三) 四三
- 通商物品出納命令會計官更表中追加 (勅)海軍第九十四號(二) 一四〇
- 海軍兵備品會計規則第三條中改正 (勅)海軍第七十一號(二) 一二四
- 海軍兵備品會計規則第三條中改正 (勅)海軍第七十一號(二) 一二四
- 海軍兵備品會計規則第三條中追加 (勅)海軍第八十九號(三) 一五八
- 明治三十年總算百三十六號(會計規則物品會計規則) 中海軍總務局所掌事項ノ件中改正 (勅)海軍第六十六號(八) 八〇
- 鐵守府會計監督規程第二十一條中追加 (勅)海軍第七十號(二) 一二三
- 鐵守府會計監督規程第三條中改正 (勅)海軍第七十四號(二) 一二七
- 會計事務規程中改正追加 (勅)農商務第四號(三) 九九
- 大林區會計事務規程中改正追加 (勅)農商務第二十五號(三) 一〇三
- 明治三十七年勅令第二十五號(臨時海軍軍法會議及海軍合同地軍法會議ニ於ケル主理、總務、海軍警察ニ關スル件)中改正 (勅)第四十五號(三) 五九
- 澎湖島公ニ海軍合同地軍法會議設置 (告)海軍第九號(四) 九五
- 馬公海軍合同地軍法會議及馬公臨時海軍監獄設置 (告)海軍第二十號(七) 一六五
- 海軍合同地軍法會議設置 (告)海軍第二十七號(二〇) 一〇三九
- 高等教育會議規則第四條中追加 (勅)第四十九號(三) 六一
- 長岡商業會議所ノ設立認可 (告)農商務第五十九號(三) 五三九
- 明治三十二年省令第四十一號(宗教ノ宣布者及宗教會堂設置所ノ類設立廢止等ノ場合届出ニ關スル件)中第五條追加 (省)內務第二十三號(三) 一六一
- 鐵山鑛業(鐵區) (勅)第九十九號(三) 一三〇
- 鐵山鑛業事務官特別任用ノ件 (勅)第二百二十五號(三) 一四七
- 鐵山鑛業事務官長職務ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件 (勅)農商務第十五號(三) 一五〇
- 鑛業法制定鑛業條例廢止 (法)第四十五號(三) 一一一
- 鑛業法施行細則 (省)農商務第十七號(六) 四一七

- 鐵業抵當法 (法)第五十五號(三) 一八五
- 鐵業抵當法施行期日 (勅)第百八十八號(六) 二四四
- 鐵業抵當登記取扱手續 (省)司法第十九號(六) 四〇四
- 鐵業登記令 (勅)第百八十三號(六) 三三七
- 鐵業登記令施行細則 (省)農商務第十八號(六) 四四七
- 鐵業登記事務年末取扱期日ノ件 (勅)農商務第二十四號(三) 三〇三
- 鐵業及砂鐵採取業ニ關スル手数料ノ件制定明治三十三年勅令第百五十號(同件)廢止 (勅)第百八十四號(六) 二三八
- 鐵業特設電話規則 (省)通信第八十四號(三) 三三二
- 鐵業警察規則制定從前ノ同規則廢止 (省)農商務第十九號(六) 四六六
- 鐵山監督署長鐵業ニ關スル願許受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件 (勅)農商務第十五號(六) 二五〇
- 鐵業稅賦課ノ標準トスル鐵業製造物ノ價格設定 (省)農商務第二十五號(二) 六四〇
- 鐵業登記官更指定 (省)海軍第七號(七) 四八二
- [組合]
- 酒造組合法 (法)第八號(二) 四〇〇
- 酒造組合法施行規則 (勅)第八號(二) 三九六
- 政府ニ於テ產業組合ヨリ物品ノ買入ヲナストキ贈答契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅)第二百一號(六) 二八九
- 鐵區登錄官更指定 (省)農商務第二十五號(二) 六四〇
- [雇傭]
- 明治三十七年勅令第百七十號(煙草製造所ノ現業ニ從事スル判任官及雇員ノ勤勉手當ニ關スル件)中改正 (勅)第六十六號(三) 八三
- 内地ニ在ル陸軍監獄看守長看守及看守並傭人ノ衣務品費ニ關スル件 (省)陸軍第十二號(三) 一八九
- 雇員傭人規則中改正 (省)海軍第十八號(三) 一三三
- 雇員傭人規則中改正 (省)海軍第四十九號(四) 五三三
- 雇員傭人規則表中追加 (省)海軍第八十五號(六) 七〇
- 雇員傭人規則第三條表中改正 (省)海軍第百十五號(六) 八二

- 雇員傭人規則表中改正 (省)海軍第百四十四號(九) 九四〇
- 雇員傭人規則表中改正追加 (省)海軍第百七十六號(三) 二二七
- 雇員傭人規則別表中削除 (省)海軍第百八十八號(三) 二二六
- 雇員傭人規則中追加 (省)海軍第百九十三號(二) 二二九
- 雇員傭人給與規則表中削除 (省)海軍第十九號(三) 二二三
- 雇員傭人給與規則第十條中削除 (省)海軍第五十二號(四) 五四〇
- [野戰]
- 野戰郵便局ニ於テ普通郵便及爲替事務ノ取扱ヲ爲スノ件 (省)通信第三號(三) 八二
- 普通郵便事務ヲ取扱フ野戰郵便局所在地ニ郵便切手郵便所ヲ附シコトヲ得ルノ件 (省)通信第六十八號(二) 五三〇
- 明治三十二年省令第四十八號(在清國本邦郵便局賣下郵便切手ノ件)野戰郵便局ニ適用セズ (省)通信第四號(三) 八二
- [養成]
- 實業教員養成規程中改正追加 (省)文部第十六號(一〇) 五三四
- 工業、商業及農林教員養成所生徒募集 (省)文部第四十二號(三) 五二八
- [約定]
- 大不列顛領民地ハイミズ島價格表記書及箱物交換約定ニ加照 (省)通信第五十一號(二) 二六六
- 韓南沿海及内河ノ航行ニ關スル約定書 (省)外務第三號(六) 二七七
- [藥劑]
- 明治三十六年省令第五號(監獄醫、救護師、教師、藥劑師、看守及監獄總定員)中改正 (省)司法第六號(三) 一五〇
- 明治三十八年第二回藥劑師試驗施行地及期日 (省)文部第十號(六) 二四四
- 明治三十九年第一回藥劑師試驗施行地及期日 (省)文部第六十五號(二) 三三八
- マノ部
- [前金渡]
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件制定明治三十一年勅令第四十六號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件)廢止 (勅)第二十二號(二) 四〇
- 陸軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省)陸軍第三號(二) 一一
- 海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件 (省)海軍第一號(三) 五四
- [附料]
- 陸軍給與令中改正追加明治三十七年勅令第七十六號(戰役中附料增加ノ件)廢止 (勅)第二百五十五號(一〇) 三〇八
- 服用糧食品陸軍各部隊ノ附料ニ換給スルノ件 (勅)第二百二十二號(一〇) 三三二
- ケノ部
- [檢事]
- 判事檢事官等俸給令中改正追加 (勅)第百十七號(三) 一五九

- 判事檢事官俸給令第二條中改正 (勅)第百三十三號(三) 二九一
- 判事檢事官俸給令第三條中改正 (省)司法第三號(三) 二九八
- 判事檢事官俸給令第四條中改正 (省)司法第三號(三) 二九八
- 判事檢事官俸給令第五條中改正 (省)司法第三號(三) 二九八
- 本年施行スル判事檢事官俸給令第一回試驗及附隨士試驗ニ於テハ外國籍ノ試驗ヲ行ハス (省)司法第十五號(四) 二七六
- 判事檢事官俸給令依リ指定ノ私立法學院大學 (省)司法第四十九號(九) 二九八
- 東京控訴院檢事官ノ執行スル事件 (命令)審判廳九月九日(七) 三
- [檢査]
- 花邊檢査所官制 (勅)第七十四號(三) 九四
- 花邊檢査所規則 (勅)第百六十一號(四) 二〇五
- 花邊檢査所施行細則 (省)農商務第十六號(三) 三三六
- 花邊檢査所施行細則中追加 (省)農商務第二十一號(八) 四八九
- 花邊檢査所處務規程 (勅)農商務第六號(四) 一一五
- 花邊檢査所位置 (省)農商務第七十四號(四) 九七七
- 花邊檢査所防制定額種檢査法廢止 (法)第二十二號(三) 七七
- 花邊檢査所手帳料ニ關スル事件 (勅)第三十八號(三) 三三
- 花邊檢査所防制定額種檢査法施行規則廢止 (省)農商務第七號(三) 六〇
- 花邊檢査所手帳、賣納印紙交換規則及明治十九年省令第三十一號(無印紙ノ賣納ヲ買受クニ關スル)廢止及ハ所持スル賣納料廢止ノ件(廢止) (省)大藏第三十一號(五) 三二五
- 徵兵檢査規則第三條中改正 (省)陸軍第五號(三) 三三七
- 明治三十五年陸軍第六十三號(明治三十五年度以降計算ノ檢査及責任解除委託ノ件)中追加 (達)陸軍第五十號(二) 一〇七
- 艦船檢査規則第八十二條中改正 (達)海軍第二十號(三) 一三
- 艦船檢査規則檢査式改正 (達)海軍第三十九號(三) 四
- 兵器檢査規則檢査式改正 (達)海軍第九十九號(七) 六六
- 兵器檢査規則檢査式改正 (達)海軍第五十號(一〇) 一〇三
- 海軍文官任用員中ノ際檢査檢査證明書添附ノ件 (達)海軍第三十號(九) 九〇
- 海軍文官任用員中ノ際檢査檢査證明書添附ノ件 (省)農商務第六號(三) 六〇
- 遊洋漁船檢査規程制定遊洋漁業船檢査規程廢止 (省)農商務第十號(三) 一六五
- 檢査員職務規程中改正追加 (勅)農商務第十號(四) 一三〇
- 生絲檢査所處務規程中改正追加 (勅)農商務第十二號(六) 二五〇
- 發動機檢査規程ニ於テ檢査ヲ受ケルノ件 (省)逓信第十八號(三) 三三
- 發動機檢査規程 (省)逓信第十九號(三) 三三
- 船檢査法施行細則第八十七條刪除 (省)逓信第十六號(三) 三三

- 船檢査規程第二十四條中追加 (省)逓信第十七號(三) 三三
- 船檢査規程中追加 (勅)逓信第一號(四) 三三
- 船檢査規程施行細則追加 (省)逓信第四百三十八號(二) 八六三
- 明治三十三年省令第五百四十一號(船檢査規程施行細則)中改正 (省)逓信第五百八十八號(二) 三三
- 羽後國酒田ノ船檢査臨時執行地ニ關スル事件 (省)逓信第二十一號(二) 七四
- 陸奥國青森ノ船檢査臨時執行地ニ關スル事件 (省)逓信第三十四號(三) 一六〇
- 越前國直江津ノ船檢査臨時執行地ニ關スル事件 (省)逓信第八十六號(三) 五九六
- 羽後國酒田ノ船檢査臨時執行地ニ關スル事件 (省)逓信第五百三十九號(一〇) 二二二
- 内地移出来ノ檢査標本ノ地方別ト爲スルノ件 (省)逓信第四百四十號(三) 三三
- 内地移出来ノ檢査標本第一條中追加 (省)逓信第三十三號(六) 四七
- 内地移出来檢査所中追加 (省)逓信第七十二號(六) 一六〇七
- 臺灣居住者徵兵身體檢査ニ關スル取替檢査式 (省)臺灣總督府第五十號(三) 三三
- [檢定]
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (省)文部第三十五號(三) 三二七
- 師範學校高等女學校檢査規程ノ作法ニ關シ其教科用ノ目的トシテ圖畫ニ對シ檢定ヲ行ハス (省)文部第十一號(二) 五二
- 教科書ノ檢定又ハ編纂ニ關シ文法上附屬スル事項 (省)文部第五十八號(三) 三三
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第五號(二) 四九
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第三十三號(三) 三三
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第七十五號(四) 九七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第七十六號(四) 九七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第八十七號(四) 九七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第一號(三) 四三
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第十四號(七) 一六七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第二十一號(七) 一六七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第六十一號(三) 三三
- 東京府私立青山女學院英文專門科ノ入學者ニ關シ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第六十一號(三) 三三

- 東京府私立東京學院高等科入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ルモノノ指定 (告)文部第八十號(四) 九七三
- 京都府私立佛敎大學ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ルモノノ指定 (告)文部第五十四號(三) 五〇〇
- 京都府私立佛敎大學ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ルモノノ指定 (告)文部第七十八號(四) 九七二
- 長崎高等商業學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ得タルコトヲ得ル者ノ指定 (告)文部第六十六號(六) 四三九
- 名古屋高等工業學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ルモノノ指定 (告)文部第八十號(四) 九七九
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試験檢定ニ關シノ指定ノ件)中改正追加 (告)文部第二十五號(八) 一八七
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試験檢定ニ關シノ指定ノ件)中追加 (告)文部第四十五號(九) 二九六
- 養育小學校、養育公學校教員檢定及免許ニ關スル規程中改正追加 (奏)第五十三號(七) 七九
- 〔檢査〕
- 臨時軍馬檢査規則 (達)陸軍第四十七號(二〇) 九六
- 臨時軍馬檢査規則中追加 (達)陸軍第五十六號(二二) 二九
- 臨時陸軍檢査部檢査所開設 (告)陸軍第十八號(九) 一九五
- 臨時陸軍檢査部本部出張所開設 (告)陸軍第十三號(七) 二七四
- 水島砲臺島嶼ニ入港スル船舶檢査ノ件 (告)海軍總督府第三百三號(八) 一八九
- 船舶檢査規則中改正追加 (省)內務第十五號(六) 三九五
- 檢査官設置ノ縣指定 (告)內務第一百十號(二) 三三〇
- 檢査官設置ノ縣指定 (告)內務第二百四十四號(七) 二六二
- 檢査官設置ノ縣指定 (告)內務第三百七十七號(七) 二六三
- 檢査官設置ノ府縣指定 (告)內務第四百八十八號(九) 一八九
- 檢査官設置ノ府縣指定 (告)內務第四百八十八號(三) 三六九
- 〔憲兵〕
- 憲兵檢例第二十一條中改正 (勅)第二百十三號(二〇) 三〇一
- 乘馬兵科ノ者ヲシテ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件 (勅)第二百八號(九) 二九五
- 明治三十七年陸軍第三百三十七號(經理部士官及豫備役後備隊兵下士補充ノ件)廢止 (達)陸軍第四十八號(二〇) 九八
- 〔默納〕
- 默納軍醫部取扱手續廢止 (告)陸軍第二十一號(二〇) 三〇九
- 〔建築〕
- 大藏省臨時建築部官制制定臨時標準製造準備局官制及標準ノ準備ニ要スル建築事務ニ關スル職員ノ件 (勅)第二百一十一號(九) 二九八
- 建築ノ準備ニ要スル建築事務ニ關スル職員ノ件 (勅)第十二號(二) 三三
- 建築ノ準備ニ要スル建築事務ニ關スル職員ノ件第二條中改正 (勅)第八十四號(三) 一〇五
- 大藏省所屬建築規程中追加 (訓)大藏第三十八號(三) 一三三

- 購買資糧備ニ要スル建築事務ニ關スル物品出納順序檢査ノ件 (訓)大藏第十三號(三) 三三
- 政府ニ於テ建築工作其他直接事業ニ要スル材料ニ關スル隨意契約ノ件制定明治二十九年勅令第三百十七號(陸軍兵營及軍醫軍取扱所ノ建築材料ヲ御料局ヨリ買受ケルトキ隨意契約ノ件)及同第三百五十四號(通信省ニ於テ鐵道電信電話事業ニ要スル材料ヲ御料局ヨリ買受ケルトキ隨意契約ノ件)廢止 (勅)第二百二號(九) 二九二
- 〔現役〕
- 豫備役後備隊軍曹伍長同相當官及豫備役上等兵等現役滿期後更ニ現役志願許可ノ件 (達)陸軍第四十五號(二〇) 九五
- 〔現金〕
- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署用納員現金出納ニ關スル件)明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受拂ニ關スル件)及通信官署經費渡切規則ヲ統監府通信官署ニ適用スルノ件 (勅)第二百八十號(三) 三九四
- 出納員現金取扱規則第一條中改正 (省)逓信第二十三號(三) 二四七
- 豫備整理公債發行及端數現金請求ニ關スル手續 (省)大藏第五十二號(二) 五三三
- 〔原野〕
- 明治三十七年府令第十五號(森林、原野及產物ノ貸渡シ又ハ賣渡シニ關シ郡長ヲシテ取扱ハシムル事項ノ件)中改正 (奏)第八號(三) 四
- 警視廳官制中改正追加 (勅)第三百三十八號(四) 一五六
- 在韓國帝國公使館ニ警視ヲ置クノ件 (勅)第二十四號(二) 四二
- 明治三十二年勅令第三號(警視特別任用ノ件)中追加 (勅)第四百六號(四) 一七七
- 明治三十六年勅令第二號(警視廳ニ臨時防戩職員ヲ置クノ件)中改正追加 (勅)第八十號(六) 三三〇
- 地方官官制改正明治三十三年勅令第二百四十三號(府縣ノ警視ニ關スル件)廢止 (勅)第四百十號(四) 一六三
- 警視總監東京郵便局長ノ執行スルハハ附件 (命令)衛戍總督九月六日(九) 三
- 〔警察〕
- 警察官及消防官服制中改正 (勅)第四百八十八號(四) 一七九
- 明治二十二年勅令第二百二十三號(警察官及消防官帶劔ノ件)中改正 (勅)第四百十九號(四) 一七九
- 統監府及理事廳警察官特別任用令 (勅)第二百七十七號(三) 三九一
- 警地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其連族ニ一時金ヲ給スルノ件 (勅)第二百八十七號(三) 四〇〇
- 明治三十八年法律第六十六號第十條ノ旨後ハ警察署長同分署長執行ノ件 (省)內務第二號(三) 九七
- 明治三十二年勅令第十九號(工場ニ於ケル賃借屋出並警察官吏檢査及職工數點者報告ノ件)中改正 (訓)內務第二十號(九) 二六三

○ 警部警務規則制定前ノ同規則改正
 ○ 那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域改正追加 (省) 農務第九十九號(天) 四六六
 (省) 內務第二十二號(三) 四二五
 ○ 那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域改正 (省) 內務第四十一號(三) 四三八
 ○ 那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域改正 (省) 內務第八十八號(五) 二二四
 ○ 那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域改正 (省) 內務第五十五號(一〇) 一〇〇三
 ○ 那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域改正追加 (省) 內務第六十六號(二) 二二六
 ○ 那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域改正追加 (省) 內務第七十號(二) 二二七
 [警部]
 ○ 外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正追加 (勅) 第六十四號(三) 八〇
 ○ 外國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正追加 (省) 外務第三號(三) 九五
 ○ 警部消防士特別任用令改正 (勅) 第四百七十七號(四) 一六八
 ○ 臨時取締ノヲシテ廳府縣ニ警部ヲ置クノ件 (勅) 第四百二十九號(四) 一五〇
 ○ 警部消防士特別任用令ニ依ル考試規則 (省) 內務第十三號(五) 三二五
 [警守]
 ○ 内地ニ在ル陸軍監獄看守長看守及警守並附人ノ衣袴品賃ニ關スル件 (總) 陸軍第十二號(三) 一九

○ 明治三十七年勅令第二十五號(臨時海軍軍法會議及海軍合團地軍法會議ニ於ケル主理、録事、海軍警守ニ關スル件)中改正刪除 (勅) 第四十五號(三) 五九
 [警部]
 ○ 福岡縣福岡測候所管内ニ縣立正式警報信號機設置 (省) 文部第二十九號(三) 一三五
 ○ 和歌山縣東牟婁郡太池村警報信號機修繕竣工 (省) 文部第三十八號(三) 一五八
 ○ 和歌山縣海草郡大崎村警報信號機破損 (省) 文部第八十五號(四) 九七七
 ○ 和歌山縣海草郡磯津村ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第三十三號(八) 一八二
 ○ 和歌山縣海草郡大崎村縣立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第四十四號(九) 一九六
 ○ 和歌山縣海草郡磯津村ニ縣立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第五十九號(二) 三三七
 ○ 三重縣四日市高砂町ニ縣立正式警報信號機ヲ正式トス (省) 文部第三十九號(三) 一五八
 ○ 北海道士小樽區南極町及訓路米町ニ縣立正式警報信號機ヲ正式トス (省) 文部第六十二號(四) 九五五
 ○ 北見國宗谷郡稚内ニ縣立正式警報信號機ヲ正式トス (省) 文部第三十八號(九) 一九六
 ○ 高知縣土佐郡潮江村ニ縣立正式警報信號機設置 (省) 文部第六十三號(四) 九五八

○ 高知縣土佐郡潮江村ニ縣立正式警報信號機設置 (省) 文部第七十號(四) 九六九
 ○ 高知縣土佐郡下知村農人町縣立正式警報信號機修繕 (省) 文部第四十三號(二) 九六五
 ○ 岡山縣生志町縣立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第六十七號(四) 九五九
 ○ 美濃縣下三宮縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第八十三號(四) 九七四
 ○ 富山縣魚津町ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第八十四號(四) 九七六
 ○ 山形縣加茂町ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第九十二號(三) 九八二
 ○ 山形縣加茂町ニ縣立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第九十九號(七) 一〇六八
 ○ 佐賀縣四浦郡四山村ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第一百二號(天) 一〇四七
 ○ 新潟縣直江津町及兩津町正式警報信號機ニ白圓蓋設置 (省) 文部第一百三號(天) 一〇四八
 ○ 新潟縣若狹町ニ町立正式警報信號機設置 (省) 文部第一百四號(天) 一〇三八
 ○ 新潟縣津波町ニ町立正式警報信號機設置 (省) 文部第一百十一號(天) 一〇四二
 ○ 新潟縣津波町ニ町立正式警報信號機設置 (省) 文部第一百十八號(七) 一〇六七
 ○ 新潟縣能生町水産學校構内ニ町立正式警報信號機設置 (省) 文部第二百二十三號(七) 一〇六五

○ 山口縣德山町ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第二百四號(七) 一〇六〇
 ○ 山口縣厚狹郡宇部村ニ村立正式警報信號機設置 (省) 文部第二百二十七號(八) 一〇八七
 ○ 山口縣德山町郡立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第四百一十一號(九) 一九五五
 ○ 島根縣渡田町ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第二百二十六號(八) 一〇七七
 ○ 島根縣渡田町縣立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第四百二十二號(九) 一九六五
 ○ 長崎縣藤井町ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第二百二十九號(八) 一〇八九
 ○ 長崎縣外浦町官立正式警報信號機修繕竣工 (省) 文部第五百十三號(二) 一三三三
 ○ 宮崎縣宮崎郡丹島村正式警報信號機破損 (省) 文部第五百五十五號(二) 一三三三
 ○ 沖繩縣那覇郡ニ縣立正式警報信號機破損 (省) 文部第六十號(三) 一三三七
 ○ 佐賀縣西浦郡警報信號機指示ノ停止解除 (省) 臺灣總督府第二十六號(三) 五九五
 ○ 宜蘭縣下陸津警報信號機破損 (省) 臺灣總督府第五十九號(三) 一三三六
 ○ 鳳山縣打狗稅關背後ノ丘山ニ建設セル警報信號機破損 (省) 臺灣總督府第八十一號(七) 一三七一
 ○ 鳳山縣打狗警報信號機修繕竣工 (省) 臺灣總督府第一百五號(九) 一〇〇〇

○ 蘇聯東石港所在警報信號機破損 (告) 蘇聯總督府第九十一號(七) 二七六	○ 蘇聯東石港警報信號機修繕竣工 (告) 蘇聯總督府第九十八號(九) 二〇〇一	○ 瀨水港原布袋警報信號機標示 (告) 蘇聯總督府第九十五號(八) 二八八七	○ 蘇聯東石港警報信號機修繕竣工 (告) 蘇聯總督府第九十八號(九) 二〇〇一
○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六
○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六
○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六	○ 委任經理部隊ニ係ル動員及復員下令ノ年度ニ於ケル 被服定額ノ算定及決算並復舊ニ充用セラル被服ノ應 用ニ關スル規程 (勅) 第五百二十三號(三) 一四六

○ 國債證券價格計算ニ關スル件 (法) 第二十號(三) 六六	○ 停年計算規則第六條中追加 (達) 海軍第三百三十三號(三) 一四三	○ 電話ニ關スル料金計算ノ件 (憲府) 第十八號(三) 一九	○ 國債證券價格計算ニ關スル件 (法) 第二十號(三) 六六
○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 國債證券價格計算ニ關スル件 (法) 第二十號(三) 六六
○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 國債證券價格計算ニ關スル件 (法) 第二十號(三) 六六
○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 豫算外國庫ノ買入トナルハハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外) 十二月三十一日(二) 一	○ 國債證券價格計算ニ關スル件 (法) 第二十號(三) 六六

- 各廳長ニ於テ即決官設シタル刑ノ執行ハ各廳間互ニ
廻托ヲ為スコトヲ得 (省)第五十五號(七) 八〇
- 收入印紙ヲ以テ手續料、罰金、科料、過料、刑罰追徴金、
訴訟費用及非訟事件費用ヲ納ムルコトヲ得ルノ
件制定明治三十四年勅令第二百四十五號(政府三第
ノハキ)手續料ハ登記印紙ヲ以テスルヲ得ルノ件(應
止) (勅)第二百二十七號(二) 三三
- 刑事訴訟特別手續制定明治三十二年律令第九號(水
島入道清國入ノ犯罪豫備ニ關スル件)同第二十六號
(刑事事件ノ再審ノ既及非當上告ニ關スル件)及同三
十四年律令第四號(刑事訴訟手續ニ關スル件)廢止
(律)第十號(八) 三二
- 區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件 (省)司法第十號(三) 一五三
- 區裁判所刑事事務取扱ノ件 (省)司法第十三號(三) 一五四
- 區裁判所刑事事務取扱ノ件 (省)司法第十五號(三) 一五五
- 區裁判所民事及刑事事務取扱ノ件 (省)司法第十六號(三) 一五五
- 熊本地方裁判所管内御船區裁判所山鹿區裁判所及高
橋區裁判所刑事事務ノ取扱ノ件 (省)司法第二十五號(七) 四九四
- 奈良地方裁判所管内高田區裁判所ノ刑事事務奈良區
裁判所取扱ノ件 (省)司法第二十二號(八) 四八八
- 林山地方裁判所管内大洲區裁判所刑事事務ノ取扱
ノ件 (省)司法第二十二號(八) 四八八
- 盛岡地方裁判所管内花巻區裁判所刑事事務ノ取扱
ノ件 (省)司法第三十號(二) 一五九
- 佐賀地方裁判所管内武雄區裁判所刑事事務ノ取扱ノ
件 (省)司法第三十四號(二) 一六〇
- 佐賀地方裁判所管内刑部事務取扱ノ件 (省)司法第三十五號(三) 一六〇
- 福岡地方裁判所管内飯塚區裁判所刑事事務ノ取扱ノ
件 (省)司法第三十六號(三) 一六一
- 實業教員養成規程中改正追加 (省)文部第十六號(一〇) 一五四
- 明治三十三年省令第十五號(教員免許狀ノ有セザル
者ヲ教員ニ採用ノ件)第四條中改正(省)文部第一號(一) 一三
- 明治二十五年訓令第二號(市町村立小學校教員退職
料及遺族扶助料證書式ノ件)中改正 (訓)文部第二號(四) 一三四
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行
(省)文部第三十五號(三) 一三七
- 明治三十六年省令第三十號(教員無試驗檢定ニ關シ
指定ノ件)中改正追加 (省)文部第二十五號(八) 一三七
- 教員無試驗檢定ニ關シ指定ノ件中追加 (省)文部第四十五號(七) 一九六
- 明治三十八年開校スヘキ師範學校中學校高等女學校
教員養成試驗會ニ關スル件 (省)文部第九十九號(五) 二一九
- 明治三十八年開校スヘキ實業學校教員養成試驗會
ニ關スル件 (省)文部百號(五) 二二〇
- 工業商業及農業教員養成所生徒募集
(省)文部第四十二號(三) 一五八

- 臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規
程中改正追加 (勅)第五十三號(七) 一五九
- 臺灣總督府臺灣教師及女監取締條例
(勅)第二百五十二號(三) 一五六
- 明治三十六年省令第五號(臺灣、教師、教師、
訓、看守及女監取締定員)中改正 (省)司法第六號(四) 一五〇
- 市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金令ニ依
ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ノ任師選任ノ標準ニ關
スル件 (法)第四十四號(三) 一一一
- 高等教育會議規則第四條中追加 (勅)第四十九號(三) 一〇二
- 小學校教育會議規則 (省)文部第十一號(六) 四二六
- 師範學校教育會議規則 (省)文部第十一號(六) 四二六
- 教育圖書供給規程改正 (訓)文部第三號(一〇) 一六八
- 教科書ノ檢査又ハ編纂ニ關シ文法上許容スヘキ事項
(省)文部第五十八號(三) 一三三
- 口譯協約 (省)外務第六號(二) 一三三
- 傳染病研究所官制改正 血清製法官制、痘苗製造所官
制及明治二十九年勅令第二百二十四號(血清製法ニ
關シ)同三十二年勅令第二百二十九號(痘苗製
造所ニ關シ)同三十二年勅令第二百二十九號(痘苗製
造所ニ關シ)廢止 (勅)第八十八號(三) 一〇八
- 傳染病研究所官制改正 血清製法官制、痘苗製造所官
制及明治二十九年勅令第二百二十四號(血清製法ニ
關シ)同三十二年勅令第二百二十九號(痘苗製
造所ニ關シ)同三十二年勅令第二百二十九號(痘苗製
造所ニ關シ)廢止 (勅)第八十八號(三) 一〇八
- 傳染病研究所痘苗、血清製法規則制定 痘苗製法下規
則及血清製法下規則廢止 (省)內務第十六號(六) 三八六
- 血清、痘苗、ヘルクリン、及治療液代價納付ニ關ス
ル件制定明治二十九年勅令第二百五十九號(血清及
痘苗代價納付ニ關スル件)廢止 (勅)第八十一號(六) 三三五
- 血清製法血清製法下規則中改正 (省)內務第九號(三) 一〇一
- 明治三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官
制)中刪除 (勅)第九號(三) 一三九
- 傳染病研究所痘苗、血清製法規則制定 痘苗製法下規
則及血清製法下規則廢止 (省)內務第十六號(六) 三八六
- 傳染病研究所移轉 (省)內務第六十號(二) 三三五
- 明治三十四年勅令第三百二十九號(歐亞及畜牛結核病
預防ニ關スル費用負擔區分)第一條改正 (勅)第五十二號(四) 一六六
- 畜牛結核病預防法施行規則中改正追加 (省)農商務第九號(五) 一五六
- 畜牛結核病檢査講習生規則中改正 (省)農商務第六號(三) 一六〇
- 傳染病研究所官制改正 血清製法官制、痘苗製造所官
制及明治二十九年勅令第二百二十四號(血清製法ニ
關シ)同三十二年勅令第二百二十九號(痘苗製
造所ニ關シ)同三十二年勅令第二百二十九號(痘苗製
造所ニ關シ)廢止 (勅)第八十八號(三) 一〇八
- 傳染病研究所痘苗、血清製法規則制定 痘苗製法下規
則及血清製法下規則廢止 (省)內務第十六號(六) 三八六
- 血清、痘苗、ヘルクリン、及治療液代價納付ニ關ス
ル件制定明治二十九年勅令第二百五十九號(血清及
痘苗代價納付ニ關スル件)廢止 (勅)第八十一號(六) 三三五
- 血清製法血清製法下規則中改正 (省)內務第九號(三) 一〇一

劇藝

- 明治二十五年省令第三號(審判廳審判目)中追加 (省)内務第十八號天 五九三
- 遊藝團物品目追加 (府)第八十號二二 一三五
- 陸軍所用ノ紙類ニハ陸軍ノ二字ヲ附記セシム (逓)陸軍第三十四號七 七二

フノ部

- 府縣
- 地租條例中改正別除明治三十一年法律第四號(傳染病院等ノ敷地地租免除ノ件)同三十三年法律第十九號(府縣郡市町村其他公共團體ノ所有地免租ノ件)廢止 (法)第三十三號三 九三
- 臨時取締ノタメ府縣ニ警部ヲ置クノ件 (勅)第二百二十九號四 一五〇

文官

- 文官試験規則中改正追加 (勅)第九十一號七 二四七
- 文官高等試驗細則中改正 (閣)第一號七 一
- 文官懲戒令中改正追加 (勅)第二百七十九號三 五九三
- 海軍軍用文官從軍服制 (勅)第四百七十三號三 二二二
- 戰時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシムタル文官補用ノ件 (勅)第四百三十三號三 五七
- 文官俸給支給細則第九條中改正 (省)大藏第三十號三 三三四

海軍文官進級俸給取扱規則第四條中改正

- 海軍文官進級俸給取扱規則第四條中改正 (逓)海軍第八號三 一〇
- 海軍文官考課規則別表中追加 (告)海軍第六十六號五 六一
- 海軍文官任用用具中ノ際價格檢査證明書添附ノ件 (逓)海軍第三百十號九 九〇
- 福島縣立工業學校染織科ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十五號二 五一
- 山口縣立工業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十三號二 五三
- 山梨縣立山梨縣農林學校、秋田縣立和田工業學校及德島縣立農業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十八號三 一三五
- 宮崎縣兒湯郡立農業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第四十號三 五三七
- 明治三十四年告示第二百二十一號(奈良縣立工業學校本科ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第四十七號三 五二九
- 三重縣立農業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五十七號三 五三一
- 明治三十二年告示第四十七號同第四十八號(縣立秋田縣農業學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定)ノ件)中追加 (告)文部第六十號三 五三一

- 熊本縣立球磨農學校ヲ撤兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十四號四 九六八
- 廣島縣立面橋學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十三號四 九七一
- 香川縣立工藤學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十二號六 一四四
- 香川縣三豐郡立粟島航海學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十八號八 一八二
- 東京帝國大學農科大學農學實科農學實科及獸醫學實科ヲ文官任用令ニ依リ認定ノ件)中追加 (告)文部第九十七號七 一六七
- 宮城縣立農學校ニ對スル撤兵令及文官任用令ニ依リ認定效力ノ件 (告)文部第九十四號八 一八〇

文具

- 鹽務局特別用文具使用規程 (訓)大藏第三十一號四 六六
- 陸軍武官俸給規程第六條中追加 (逓)陸軍第二十七號四 五二
- 海軍武官俸給規程中改正別除 (逓)海軍第三十四號三 三六
- 海軍武官考課規則別表中追加 (告)海軍第六十五號五 六一
- 明治三十七年陸軍第三百三十六號(陸軍武官進級令及陸軍預備後備武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件)及同第三百七十一號(上長官以上ノ進級停年半減ノ件)廢止 (逓)陸軍第六十四號三 一三七

分統

- 皇太子妃殿下御分統王男子御誕生 (告)宮内第一號二 一
- 齋藤王妃殿下御分統王男子御誕生 (告)宮内第三號三 七七
- 博多王妃殿下御分統王男子御誕生 (告)宮内第五號五 一三三
- 櫻草製造所分工場名稱位置中追加 (省)大藏第十七號三 一一三
- 櫻草製造所及同分工場開闢ノ件 (告)大藏第二十五號三 八九
- 明治三十六年告示第十八號(監獄分監設置)中廢止 (告)司法第十號三 五三三

服制

- 陸軍戰時服制制定明治三十七年勅令第二十九號(戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル陸軍服制ニ關スル件)廢止 (勅)第九十六號七 二五三
- 陸軍軍服從軍服制中追加 (勅)第六十三號三 二〇七
- 海軍軍服中改正追加 (勅)第三十號三 四七
- 海軍軍服文官從軍服制 (勅)第七十三號三 二二二
- 三等兵曹及水兵其他同僚ノ服制アル下士卒ニシテ驅逐隊司令附及驅逐艦定員者ノ帽徽章ニ艦名記入ノ件 (逓)海軍第九十號三 一三六
- 服制ノ地質ニ關スル件 (勅)第三十一號三 四九

○ 海軍部職員服制中改正追加 (勅)第百十五號(三) 一三六	○ 海軍駐在員監看服制中改正 (海)第百八十號(三) 一三九
○ 北海軍艦隊林隊等服制中改正 (勅)第百六十七號(五) 一四〇	○ 女子高等師範學校卒業生服制規程第六條中刪除 (省)文部第五號(四) 一七九
○ 警察官及消防官服制中改正 (勅)第百四十八號(四) 一五九	
〔服裝〕	
○ 陸軍服制規程中追加 (海)第百三十五號(七) 一七一	
○ 陸軍軍人職時中袴袴付付ラレ、場合服制ノ件 (海)第百四號(二) 一三	
○ 海軍服制規程第二十條ノ二中追加 (海)第百四號(三) 一三	
○ 海軍服制規程中追加 (海)第百三號(八) 一五	
○ 明治三十七年陸軍第二十號(海)軍服制ノ件(中追加) (海)第百三十三號(七) 一七	
〔服役〕	
○ 國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (勅)第百五十三號(四) 一八七	
○ 國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (省)陸軍第八號(四) 一七二	
○ 國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (省)陸軍第十四號(二〇) 一七三	
○ 第三國民兵役ニ在ル者服役延期ノ件 (海)陸軍第九號(四) 一七〇	
○ 陸軍軍人ノ服役延期停止 (省)陸軍第十五號(二〇) 一七三	
○ 海軍軍人ノ服役延期停止 (省)海軍第八號(二〇) 一七三	
○ 海軍軍人職時中袴袴付付ラレ、場合服制中改正 (海)第百九十四號(七) 一七五	
○ 海軍駐在員監看服制中改正 (海)第百八十號(三) 一三九	
○ 女子高等師範學校卒業生服制規程第六條中刪除 (省)文部第五號(四) 一七九	
〔服藥〕	
○ 明治三十六年陸軍第七十五號(定時)間外服藥ノ按手ニ 給與日限ノ件(中追加) (海)第百十九號(九) 一八六	
〔服地〕	
○ 服制ノ地實ニ關スル件 (勅)第三十一號(三) 一四九	
○ 巡邏冬衣袴ノ地實支給與員數及使用期限 (勅)第百三十二號(三) 一八一	
○ 看守冬衣袴ノ地實支給與員數及使用期限 (勅)第百三十二號(三) 一八一	
〔物品物件〕	
○ 非常特別稅法ニ依リ輸入稅ヲ増徴シ及課スヘキ物品 ノ從價稅目ニ關スル件(制定)明治三十七年勅令第九十 號(同件)關止 (勅)第百二十九號(二) 一四	
○ 農商務省主管ノ國有林產物品ヲ問屋營業者ニ委託シ テ賣渡契約ニ依リ賣拂フ爲メコトヲ得ルノ件 (勅)第三十二號(三) 一四九	
○ 政府ニ於テ產業組合ヨリ物品ノ買入ヲカストキ國庫 契約ニ依リコトヲ得ルノ件 (勅)第百一號(六) 一六九	
○ 內務省及所管國庫物品取扱規程中改正前條 (勅)第百三十二號(四) 一五	

○ 煙草製造專賣創業對所屬物品出納順序ヲ定メ臨時煙 草製造所屬物品出納順序ヲ廢ス (勅)第百三十二號(二) 一三	○ 煙草製造專賣ニ要スル 贈物件、勞力供給ノ 贈與等ニ 關スル 贈與契約ノ 件制定(明治三十七年勅令第百十六 號)煙草製造專賣ニ要スル外國產煙草、番直機其他 材料購入ノ 場合ニ於ケル 贈與契約ニ關スル 件(廢止) (勅)第百八十九號(三) 一四〇
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 増補ノ 件 (勅)第百三十三號(三) 一三	〔不動産〕
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 不動産登記法第十一條中改正 (法)第三十九號(三) 一〇三
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 明治三十五年省令第十三號(不動産登記ノ 囑託ニ付 キ官吏指定)中追加 (省)內務第三號(三) 九七
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 不動産登記ノ 囑託ニ付キ官吏指定中追加 (省)內務第十九號(六) 三九四
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ 囑託ニ付キ 官吏指定)中追加 (省)大藏第二十三號(四) 二六四
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 不動産登記ノ 囑託ニ付キ官吏指定中追加 (省)大藏第四十號(八) 一八七
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	〔扶助〕
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法 (法)第六十四號(三) 一八八
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料等支給規程 (省)文部第二十二號(二) 一五七
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル 學 校職員ノ 資格及在職年數算定方等ニ關スル 件 (勅)第百二十九號(二) 一三三
○ 贈與專賣準備ニ要スル 贈與專賣ニ關スル 物品出納順序 (勅)第百三十三號(三) 一三	○ 明治二十五年勅令第二號(市町村立小學校教員退職 料及遺族扶助料證書式ノ 件)中改正 (勅)文部第二號(五) 一四四

- 巡查看守退障料及遺族扶助料法中追加 (法)第二十八號(三) 八七
- 巡查看守退障料及遺族扶助料法ニ依ル給與金ニシテ 國庫ノ負擔ニ關スルモノ支給ニ關スル件 (省)大藏第十六號(三) 二二
- 明治三十五年法律第二十九號(臺灣)ニ在勤スル巡查 看守退障料及遺族扶助料ニ關スル件(中追加) (法)第二十九號(三) 八九
- [浮標]
- 武藏國横濱港口水收燈船附近ニ掛燈浮標設置 (省)逓信第百二十二號(三) 五七三
- 武藏國東京海灣羽根田洲ノ南端川崎浮標交換 (省)逓信第百八十七號(六) 五五三
- 能登國七尾海灣七甲浮標漂流 (省)逓信第百九十四號(四) 二〇九
- 能登國七尾海灣粗出漁火、大嶺漁火及森田漁浮標設置 區ニ設置 (省)逓信第百七十七號(五) 二八四
- 佐渡國二見海灣大栗寺中ノ湖及高瀬浮標設置 (省)逓信第百二十五號(二) 七五
- 佐渡國二見海灣内大栗寺湖及高瀬浮標漂流 (省)逓信第百七十號(九) 一九七九
- 佐渡國二見海灣内大栗寺湖及高瀬浮標設置 (省)逓信第百五十六號(一〇) 三三三
- 播磨國播磨灘鹿ノ瀬浮標漂流 (省)逓信第百六十四號(三) 三六六
- 播磨國播磨灘鹿ノ瀬浮標設置 (省)逓信第百三十七號(三) 四〇八
- 長門國木山掛燈浮標燈火消滅 (省)逓信第十三號(一) 七三
- 長門國木山掛燈浮標燈火點火 (省)逓信第十六號(一) 七二
- 長門國下關海峽中ノ洲西、飛ヶ洲及大嶺根三浮標撤 去掛燈浮標設置ノ件 (省)逓信第百六號(三) 五六六
- 長門國下關海峽中ノ洲東、門司南西、笠瀬及トウリ出 シ四浮標撤去掛燈浮標設置ノ件 (省)逓信第百十四號(三) 五六九
- 長門國下關海峽中ノ洲西、飛ヶ洲及大嶺根三浮標撤 去掛燈浮標設置 (省)逓信第百六十二號(三) 五八九
- 長門國下關海峽中ノ洲東、門司南西、笠瀬及トウリ出 シ四浮標撤去及掛燈浮標設置ノ件 (省)逓信第百九十二號(四) 二〇七
- 長門國下關海峽門司北東浮標撤去及掛燈浮標設置ノ 件 (省)逓信第百三十三號(四) 二二三
- 長門國下關海峽ノ西口巖流島掛燈浮標撤去 (省)逓信第百五十八號(五) 二二二
- 長門國下關海峽ノ西口巖流島掛燈浮標設置 (省)逓信第百六十七號(五) 二二四
- 廣岐國鹽田瀬ノ洲、洲及瓦洲兩浮標撤去及設置ノ件 (省)逓信第百九十一號(四) 二〇七
- 肥前國平戸島ノ南方伏瀬上ニ浮標設置 (省)逓信第百五十六號(三) 三四五

- 臺北廳淡水港口南門洲浮標漂流 (省)臺灣總督府第十六號(三) 五九二
- 臺北廳淡水港南門洲浮標設置 (省)臺灣總督府第九十四號(七) 二七六
- 基隆港淺水區區域別用浮標中ノ浮標撤去 (省)臺灣總督府第九十八號(八) 二八七
- 基隆港淺水區區域別ノ浮標設置 (省)臺灣總督府第百五十八號(三) 三四七
- [停廢]
- 停廢收容所條例 (勅)第二十八號(三) 四八
- 停廢應門ニ關スル件制定明治三十七年勅令第百二十二 十五號(同件)廢止 (法)第三十八號(三) 一〇一
- 停廢取扱規則中改正追加 (達)陸軍第七號(三) 八
- 停廢取扱規則中改正追加 (達)陸軍第二十號(三) 二二
- 停廢勞務規則第五條中追加 (達)陸軍第四十號(八) 七九
- 停廢自由散步及民家居住規則 (達)陸軍第三十一號(三) 三三
- 地租利郵政廳ノ成介ニ依リ露西亞ノ停廢郵便爲替ノ 交換開始 (省)逓信第百二十一號(七) 一七八
- [賦課]
- 稅關ニ於ケル内國稅賦課徵收ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 七二
- [普濟院]
- 臺北仁濟院臺南慈惠院及澎湖普濟院規則第一條中追 加 (臺灣)第三十二號(四) 三八
- [貨擔]
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスコト要スル件 (豫外)十二月三十一日(二) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスコト要スル件 (豫外)十二月三十一日(二) 三三
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスコト要スル件 (豫外)二月十五日(三) 二九
- 巡查看守退障料及遺族扶助料法ニ依ル給與金ニシテ 國庫ノ負擔ニ關スルモノ支給ニ關スル件 (勅)第十六號(三) 一一一
- 明治三十四年勅令第百三十九號(歐戰)及普牛結核病 豫防ニ關スル費用負擔區分)第一條改正 (勅)第百五十二號(四) 一八六
- 非常特別稅法ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當旅費支 給方及負擔中立人ノ負擔スヘキ費用 (省)大藏第三十三號(五) 三二六
- 礦務法施行細則ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當旅 費支給方及再鑑定中立人ノ負擔スヘキ費用ノ件 (省)大藏第二十七號(四) 二六八
- 歐戰豫防費用負擔區分中改正追加 (臺灣)第九十號(三) 一七九
- [封鎖]
- 遠島半島封鎖區域變更ノ宣言 (省)海軍第一號(一) 四四
- 遠東半島封鎖解除ノ宣言 (省)海軍第二號(一) 四五

コノ部

〔御料〕

○明治三十九年勅令第三百十七號(陸軍兵營及乘馬車取役所ノ建築材料ヲ御料ヨリ買受タルトキ隨意契約ノ件)及同第三百五十四號(逓信省ニ於テ鐵道電信電話事業ニ要スル材料ヲ御料ヨリ買受タルトキ隨意契約ノ件)ノ件(勅)第二百二號(三) 二九一

〔御獵場〕

○明治三十六年告示第二百十三號(御獵場ノ名稱及所在地ノ件)中追加 (告)農商務第二百十九號(九)九七二

〔御救恤〕

○暴風雨被害ニ付テ御救恤ノ件 (告)海軍總督府第九十六號(八)一八八七

〔國庫〕○國庫債券ハサノ部債券ノ項ニ屬ス

○豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外)十二月三十一日(一) 一

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外)十二月三十一日(一) 三三

○市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ノ仕拂期ヲ翌年度ニ繰越使用ニ關スル件 (法)第四十四號(三) 一一

○古社寺保存法第十六條ニ依リ國庫ヨリ支出スヘキ金額ニ關スル件 (法)第十四號(三) 六三

○北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歳入ヲ徵收セシムル件 (法)第三十五號(三) 九八

○北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歳入ヲ徵收セシムル法律施行細則 (省)大藏第十三號(三) 一〇三

○北海道一級町村二級町村ヲシテ租稅外國庫歳入ヲ徵收セシムルニ付キ其帳簿簿據方 (訓)大藏第十九號(三) 五三

○災害土木費國庫補助規定施行細則第二條中改正 (省)內務第一號(一) 一

○災害土木費國庫補助規定施行細則中改正(刪除) (省)內務第七號(五) 九八

○法令ノ規定ニ依リ國庫ニ於テ收入スル代用證券取扱方 (訓)大藏第二十三號(三) 五五

○證券兌換引換等ノタメ發行スル公債證券及國庫債券ハ製造費ニ係ル寫印筆刷入ノモノヲ用フルノ件 (告)大藏第五百五號(三)三三七

〔國貨〕

○古社寺保存法ニ依リ國貨物件指定 (告)內務第五十八號(四) 九八

〔國有〕

○明治三十三年勅令第三百八十五號(臨時國有林野ノ特別經營ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第二百二十三號(三) 一四六

○臨時國有林作業ニ關スル職員ノ件 (勅)第二百二十四號(三) 一四七

○農商務省主管ノ國有林產物品ヲ問屋營業者ニ委託シテ隨意契約ニ依リ賣拂フ爲メスコトヲ得ルノ件 (勅)第二百二十三號(三) 一四六

○國有林野法施行規則第七條中追加 (省)農商務第二十二號(一〇) 五二六

○國有林野法施行規則中改正(刪除) (省)農商務第三十二號(三) 五八五

○國有林野法施行規則中改正(刪除) (省)農商務第二十六號(二) 五二一

○國有林野法施行規則中改正(刪除) (省)農商務第二十一號(二) 五二五

○國有林野法施行規則中改正(刪除) (省)農商務第三十七號(三) 六二六

○不要存置國有林野賣拂規則改正 (省)農商務第三十三號(三) 五九三

○國有林野產物賣拂規則 (省)農商務第三十四號(三) 五九六

○國有林野及產物賣拂入札規則 (省)農商務第三十五號(三) 六〇七

○國有林野及產物賣拂代金延納規則中改正 (省)農商務第二十九號(三) 五八三

○國有林野地積算帳及圖面附木ノ抄本下付規則 (省)農商務第三十號(三) 五八四

○明治三十七年省令第三號(國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣受タルコトヲ得ル重要製産品ノ製造業者及木材業者ノ資格)第一條中追加 (省)農商務第三十八號(三) 六二六

○國有林野及產物賣拂ニ關シ保証金又ハ延納金擔保トシテ提供スル記名有價證券ニ關スル件 (省)農商務第三十六號(三) 六二四

〔國道〕

○國道線第二十四號路線中變更ノ件 (省)內務第五十一號(九)二八九二

〔國民兵〕

○國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (勅)第五百五十三號(四) 一八七

○國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (省)陸軍第八號(四) 二七一

○國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (省)陸軍第十四號(一〇) 五三三

○國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件 (省)陸軍第九號(四) 二七四

〔國債〕

○國債證券及貯蓄債券ノ利子所得稅免除ニ關スル件 (法)第十九號(三) 六七

○國債證券價格計算ニ關スル件 (法)第二十號(三) 六八

○擔保トシテ政府ニ納ムヘキ國債證券ノ價格算定ニ關スル件 (勅)第二十號(二) 三九

○臨時國債整理局官制 (勅)第二百三十六號(二) 三三八

<ul style="list-style-type: none"> ○臨時國債整理委員會規則 (勅)第二百三十九號(二) 三三三 ○國債整理ノ爲明治三十七年法律第一號及同三十八年法律第十二號ニ依リ公債ヲ募集スルノ件 (勅)第二百四十一號(二) 三三三 ○國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ歳入金ノ種目 (省)内務第九十六號(五) 二二六 ○國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ歳入金ノ種目 (省)大藏第四十四號(三) 二二八 ○國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ歳入金ノ種目 (省)陸軍第九號(五) 二二九 ○國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ歳入金ノ種目 (省)司法第三十三號(五) 二二九 ○國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ歳入金ノ種目 (省)文部第九十四號(五) 二二九 ○國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ歳入金ノ種目 (省)農商務第二百二十八號(五) 二二六 ○元金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歳入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件 (省)大藏第七號(三) 四七 ○代用國債證券及利札ニ押捺スヘキ代用納付ノ印難形 (勅)大藏第十五號(三) 三三 	<ul style="list-style-type: none"> ○明治三十五年法律第四十九號(國勢調査ニ關スル件) 第三條改正 (法)第十三號(三) 六三
<ul style="list-style-type: none"> ○公債證券發行金額及價格 (省)大藏第九十二號(二) 三八〇 ○公債證券發行金額及價格 (省)大藏第五百三十四號(二) 三三八 ○大日本帝國政府五分利公債證券發行金額及價格 (省)大藏第三十八號(三) 一〇八 ○大日本帝國政府五分利公債證券發行金額及價格 (省)大藏第三百七十八號(二) 一九三 ○交換濟大日本帝國政府五分利公債證券ノ額面種類 (省)大藏第三十四號(三) 一〇一 ○明治三十七年告示第八十八號(公債證券發行金額及價格ノ件)中改正 (省)大藏第四百十五號(五) 二四七 ○臺灣事業公債證券二種見本ノ件 (省)大藏第二十一號(二) 四〇 ○臺灣事業公債法ニ依リ發行シタル公債證券ノ額面種類枚數及記番號 (省)大藏第六十號(五) 二六〇 ○臺灣事業公債證券ヲ大日本帝國政府五分利公債證券ニ引換ノ件 (省)大藏第四百二十二號(五) 二四四 ○大日本帝國政府五分利公債證券ノ額面種類交換濟ノ件 (省)大藏第二百三十八號(六) 二四二 ○臺灣事業公債法ニ由リ種類交換ノ爲メ同收シタル原證券 (省)大藏第四百七十二號(二) 二二六 ○臺灣事業公債法ニ由リ種類交換ノ爲メ同收シタル原證券 (省)大藏第四百七十五號(二) 二二八 ○臺灣事業公債法ニ由リ種類交換ノ爲メ同收シタル原證券 (省)大藏第五百四號(二) 三二六 	<ul style="list-style-type: none"> ○公使館領事館費用條例中改正 (勅)第六十三號(三) 七六 ○公使館領事館費用條例中改正 (勅)第二百四十八號(三) 三五二 ○公使館領事館費用條例施行細則中改正追加 (省)外務第二號(三) 八五 ○公使館領事館費用條例施行細則中改正追加 (省)外務第七號(三) 五五九 ○在韓國帝國公使館ニ警視ヲ置クノ件 (勅)第二十四號(二) 四二 ○在倫敦帝國公使館ヲ帝國大使館ト改メ (省)外務第七號(三) 三三八
<ul style="list-style-type: none"> ○公證人規則施行條例第一條中改正 (省)司法第十六號(五) 三三五 ○靜岡地方裁判所管内沼津區裁判所小泉出張所保存ノ事公證簿紛失ノ件 (省)司法第十二號(三) 五二四 ○地方法院及其出張所管内登記所ニ於テ登記及公證事務取扱ノ件 (省)府)第四十二號(七) 六三 	<ul style="list-style-type: none"> ○國稅(〇)ノ部租稅ノ項ニ關ス (國稅) (公使) (公館) (公證) 一五六

<ul style="list-style-type: none"> ○地租條例中改正則明治三十一年法律第四號(傳染病院等ノ敷地租免除ノ件)同三十三年法律第十九號(府縣郡市町村其他公共團體ノ所有地免租ノ件)廢止 (法)第三十三號(三) 九三 ○地租條例第四條第一項第一號及第二號ニ依ル公共團體及期間指定ノ件 (勅)第五百五十九號(五) 二〇三 ○公債募集ニ關スル件 (勅)第九十四號(七) 二四九 ○國債整理ノ爲明治三十七年法律第一號及同三十八年法律第十二號ニ依リ公債ヲ募集スルノ件 (勅)第二百四十一號(二) 三三三 ○英國倫敦及北米合衆國國債ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第七十八號(三) 九七 ○英國倫敦北米合衆國國債及獨逸國ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第九十五號(七) 二五〇 ○整理公債取扱順序中改正則 (省)大藏第五十四號(三) 五六一 ○國債整理公債發行及端數現金請求ニ關スル手續 (省)大藏第五十二號(二) 五五五 ○宗祿實典處分法施行法ニ依リ發行スル公債證券ノ券面金額種類 (省)大藏第四十八號(一〇) 五三三 ○證券兌換引換等ノ券發行スル公債證券及國庫債券ハ製造濟ニ係ル券印章刷入ノモノヲ用フルノ件 (省)大藏第五百五號(二) 三二七 	<ul style="list-style-type: none"> ○公債證券發行金額及價格 (省)大藏第九十二號(二) 三八〇 ○公債證券發行金額及價格 (省)大藏第五百三十四號(二) 三三八 ○大日本帝國政府五分利公債證券發行金額及價格 (省)大藏第三十八號(三) 一〇八 ○大日本帝國政府五分利公債證券發行金額及價格 (省)大藏第三百七十八號(二) 一九三 ○交換濟大日本帝國政府五分利公債證券ノ額面種類 (省)大藏第三十四號(三) 一〇一 ○明治三十七年告示第八十八號(公債證券發行金額及價格ノ件)中改正 (省)大藏第四百十五號(五) 二四七 ○臺灣事業公債證券二種見本ノ件 (省)大藏第二十一號(二) 四〇 ○臺灣事業公債法ニ依リ發行シタル公債證券ノ額面種類枚數及記番號 (省)大藏第六十號(五) 二六〇 ○臺灣事業公債證券ヲ大日本帝國政府五分利公債證券ニ引換ノ件 (省)大藏第四百二十二號(五) 二四四 ○大日本帝國政府五分利公債證券ノ額面種類交換濟ノ件 (省)大藏第二百三十八號(六) 二四二 ○臺灣事業公債法ニ由リ種類交換ノ爲メ同收シタル原證券 (省)大藏第四百七十二號(二) 二二六 ○臺灣事業公債法ニ由リ種類交換ノ爲メ同收シタル原證券 (省)大藏第四百七十五號(二) 二二八 ○臺灣事業公債法ニ由リ種類交換ノ爲メ同收シタル原證券 (省)大藏第五百四號(二) 三二六
--	--

- 大藏省所屬工事取扱規程第二條追加 (勅)大藏第三十九號(五) 一三三
- 臨時稅關工事部橫濱港内埋込地岸壁ニ架留船船ノ繫船及繫船料ニ關シ横濱港機橋使用規則ヲ增用ス (告)大藏第三百十二號(八)一七七
- 明治三十三年省令第二十二號(鐵道船舶並陸合船等工事請取費等資格)件(第六條中削除) (省)逓信第五十號(七) 四八五
- 工業**
- 醫藥用工業用酒精及稅規則第二條ニ依ル酒精使用證明書下付ニ關スル件 (勅)第二百六十六號(三) 三六六
- 醫藥用工業用酒精及稅規則 (律)第十四號(三) 二九
- 工業、商業及農業教員養成所生徒募集 (告)文部第四十二號(三) 五二八
- 英領殖民地「ニユー・ジブラルター」及錫蘭國工業所有權保護同盟條約ニ加入ノ件 (告)農商務第八十二號(七)二七二
- 工作**
- 河川法ニ依ル工作物ノ除却及占用許可ノ取消ヲ要スルトノ處分力 (勅)內務第七號(四) 八一
- 河川法ニ依ル工作物ノ除却及占用許可ノ取消ヲ要スルトノ通知ノ件 (勅)內務第八號(四) 八一
- 日本農業銀行法中改正追加 (法)第四十九號(三) 二二三
- 明治三十六年勅令第二百八十三號(勸業債券及債權債券ノ保證金ニ使用スルヲ得ルノ件)中追加 (勅)第二十一號(二) 四〇
- 候補**
- 明治三十八年七月入隊セシムヘキ士官候補生入校期日 (省)陸軍第十二號(六) 三九七
- 明治三十八年召募士官候補生ノ入隊期日及採用者通達力 (告)陸軍第七號(三) 五二三
- 明治三十八年召募士官候補生ノ入隊期日及採用者通達力ノ件(中改正) (告)陸軍第十一號(六)一四三六
- 明治三十九年召募スヘキ士官候補生、中央幼年學校、豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得(告)陸軍第十九號(九)二四四五
- 明治三十九年以後ニ於ケル陸軍大學校學生候補者ニ關スル件 (達)陸軍第六十三號(三) 二二七
- 明治三十七年末入隊ノ主計候補生入校期日 (達)陸軍第三十八號(八) 七九
- 今同ノ職役間經理學校入校中ノ主計候補生ニ係ル職服給與方準據ノ件 (達)陸軍第三十九號(八) 七九
- 明治三十九年召募スヘキ主計候補生ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第二十號(九)二九五三
- 砲兵工長候補者召募 (告)陸軍第四號(二) 四四
- 海軍少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第二十四號(八)二八二五
- 海軍少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第十六號(五)二七九

- 海軍少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第二十六號(九)二九七
- 海軍水路少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第七號(三) 二三四
- 後備**
- 後備步兵聯隊取方ヲ定メ明治二十八年陸軍第六十九號(同件)ヲ廢ス (達)陸軍第四十三號(九) 八五
- 明治三十七年陸軍第三十六號(陸軍武官進級令及陸軍後備隊武官進級令ニ依リ士官以下ノ進級停年半減ノ件)及同第百七十一號(士官以上ノ進級停年半減ノ件)廢止 (達)陸軍第六十四號(三) 二二七
- 陸軍後備隊下士ヲ以テ陸軍平時編制ノ軍隊及要隘司令部ノ要員ニ充ツルヲ得ルノ件 (達)陸軍第五十二號(二) 一〇七
- 明治三十八年陸軍第五十二號ニ依ル陸軍後備隊下士採用力 (達)陸軍第五十三號(二) 一〇八
- 陸軍後備隊軍曹伍長同相當官及後備隊上等兵等現役後備隊員ニ現役志願許可ノ件 (達)陸軍第四十五號(一〇) 九五
- 明治三十七年陸軍第三十七號(經理部士官及後備隊後備隊兵下士補充ノ件)廢止 (達)陸軍第四十八號(一〇) 九六
- 講和**
- 露國ト講和ニ關スル件 (密)十月十六日(一〇) 七
- 日露兩國講和條約及追加約款 (勅)十月十六日(一〇) 一〇一
- 日露兩國講和條約批准通告ノ件 (告)外務第五號(一〇)一〇〇三
- 戰爭終局ニ付地方軍職者留置方 (勅)內務第二十一號(一〇) 二六九
- 戰爭終局ニ付中神官神職留置方 (勅)內務第二十二號(一〇) 二七三
- 戰爭終局ニ付中神佛道各管長留置方 (勅)內務第二十三號(一〇) 二七三
- 講習**
- 實業講習所暨糧配付規則第一條中改正 (省)農商務第二十號(六) 四七三
- 畜牛結核病検査講習生規則中改正 (省)農商務第六號(三) 六〇
- 明治三十八年開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等夏期講習會ニ關スル件 (告)文部第九十九號(五)二一九四
- 明治三十八年開設スヘキ實業學校教員夏期講習會ニ關スル件 (告)文部第九十九號(五)二一九四
- 臨時臺灣總督府新設講習所設置 (告)臺灣總督府第七號(三) 一七九
- 講座**
- 明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學講座ノ件)中改正追加 (勅)第七十號(三) 八九
- 明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學講座ノ件)中改正追加 (勅)第七十一號(三) 九〇
- 構成**
- 裁判所構成法中改正 (法)第六十七號(三) 二〇三
- 明治三十八年法律第六十七號施行期日 (勅)第八十號(三) 九九
- 購買購入**
- 貯蓄債券購買媒介郵便規則中改正追加 (省)逓信第三十一號(四) 三〇四
- 郵便局所貯蓄債券購買媒介ノ件 (告)逓信第十四號(二) 七三

○郵便局所貯貯券債券ノ購買媒介取扱期間
(告)逓信第百八十一號(四)一〇三

○郵便局所貯貯券債券ノ購買媒介取扱期間延長
(告)逓信第百四十四號(四)一一三

○郵便局所貯貯券債券購買媒介期間
(告)逓信第百八十七號(四)一〇六

○郵便局所貯貯券債券購買媒介取扱期間
(告)逓信第百四十九號(四)一一一

○購買入ニ關スル贈與契約及贈與渡ノ場合ニ於テ契約
締結ノ件
(勅)第百五十八號(五)二〇三

○製鐵所ニ於テ本業上必要トスル器具機械及附材料ノ
購入ニ關スル贈與契約ノ件
(勅)第百九十九號(三)一〇二

[古社寺]
○古社寺保存法第十六條ニ依リ國庫ヨリ支出スル金
額ニ關スル件
(法)第百四十四號(三)一〇五

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定
(告)内務第五十八號(四)五九六

[古物]
○古物購買法第二十四條中附設
(法)第百二十四號(三)一〇四

[雜問]
○傳染病研究所官制改正 血清製法官制 痘苗製法所官
制及明治三十九年勅令第百二十四號(血清製法ニ
關シテ)ノ件(勅)第百二十九號(三)一〇九

[郵便]
○東京府西多摩郡水川村戶籍役場保存ノ登記簿焼失ノ
件
(告)司法第六號(三)一三三

○東京府西多摩郡水川村役場備付ノ出入寄附簿焼失ノ
件
(告)司法第七號(三)一三四

○東京府西多摩郡水川村役場火災ニ罹リタルニ付手續
力
(告)臺灣總督府第九號(三)一七九

○長崎縣南高來郡千々石村戶籍役場保存ノ除籍簿紛失
ノ件
(告)司法第四十一號(三)一四三

○長崎縣上縣郡三根村外九村戶籍役場保存ノ登記簿滅
失ノ件
(告)司法第五十八號(三)一〇三

○新潟縣佐渡郡新井村戶籍役場保存ノ登記簿焼失ノ件
(告)司法第八號(三)一三四

○新潟縣佐渡郡新井村役場備付ノ出入寄附簿焼失ノ件
(告)司法第九號(三)一三四

○新潟縣北蒲原郡乙村役場備付ノ出入寄附簿焼失ノ
件
(告)司法第六十三號(三)一三三

○新潟縣北蒲原郡乙村役場備付ノ出入寄附簿焼失ノ
件
(告)司法第六十四號(三)一三三

○茨城縣西茨城郡西那珂村戶籍役場保存ノ戶籍簿等燒
失ノ件
(告)司法第三號(三)一〇四

○茨城縣西茨城郡西那珂村役場備付ノ出入寄附簿焼失
ノ件
(告)司法第三號(三)一〇七

○青森縣三月郡上郷村戶籍役場保存ノ身分登記簿焼失
ノ件
(告)司法第三十五號(三)一〇三

○秋田縣仙北郡中川村戶籍役場保存ノ戶籍簿等燒失ノ
件
(告)司法第三十一號(三)一〇二

○秋田縣仙北郡中川村役場備付ノ出入寄附簿焼失ノ件
(告)司法第三十二號(三)一〇二

○秋田縣山形郡東涌澤村役場備付ノ出入寄附簿焼失ノ
件
(告)司法第四十五號(三)一〇二

○秋田縣秋田市戶籍役場保存ノ戶籍簿及身分登記簿等
燒失ノ件
(告)司法第五十二號(三)一〇六

○秋田縣秋田市役所備付ノ出入寄附簿焼失ノ件
(告)司法第五十三號(三)一〇六

○石川縣鹿島郡役所及同郡七尾町役場火災ニ罹リタ
ルニ付手續力
(告)臺灣總督府第百五十四號(三)一〇五

○和歌山縣東牟婁郡明神村戶籍役場保存ノ戶籍簿滅失
ノ件
(告)司法第三十九號(三)一〇四

○宮崎縣東諸縣郡本莊村戶籍役場保存ノ登記簿滅失ノ
件
(告)司法第二十號(三)一〇三

○投志國奥尻郡約掛外三村戶籍役場保存ノ戶籍簿等燒
失ノ件
(告)司法第四號(三)一〇七

○投志國奥尻郡約掛外三村戶籍役場備付ノ出入寄附簿
燒失ノ件
(告)司法第五號(三)一〇八

[戸籍]
○臨時臺灣戶口調査ニ關スル願書ノ件
(勅)第百七十五號(三)一〇〇

[小包]
○月口規則制定明治三十七年府令第六十三號(改名ハ
願書ノ件)ヲ要クシタルノ件)及人口異動ニ關スル
届出規則廢止
(臺灣)第九十三號(三)一八九

○臨時臺灣戶口調査規則
(臺灣)第三十九號(三)一〇九

○臨時臺灣戶口調査部職員改定
(臺灣)第六十六號(三)一〇六

○戶口異動ニ關スル届出願書力
(諭告)臺灣總督府十二月二十六日(三)一

[小包]
○清津小包郵便規則第十五條改正
(告)逓信第五十二號(三)一〇六

○外國小包郵便料金表中改正
(告)逓信第九十一號(三)一〇五

○萬國小包郵便條約施行細則第二條中改正
(告)逓信第七十號(三)一〇五

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正刪除
(告)逓信第二十三號(三)一〇七

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正
(告)逓信第九十七號(三)一〇六

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正
(告)逓信第九十九號(三)一〇六

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中刪除
(告)逓信第百九十九號(三)一一一

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正
(告)逓信第百三十三號(三)一〇三

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正
(告)逓信第百七十二號(三)一〇七

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正
(告)逓信第百六十九號(三)一〇九

○小包郵便物交換條約施行細則中改正

(省)通信第五百五十七號(一〇)三三〇

○小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定事項摘要中改正追加

(省)通信第五百二十五號(五)三九三

○小包郵便條約實施ニ關スル同意規定事項中追加

(省)通信第九十號(三)五八八

○外國小包郵便料金表中改正

(省)通信第九十八號(五)六一一

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第九十八號(五)六一一

○外國小包郵便料金表中改正

(省)通信第九十八號(五)六一一

○外國小包郵便料金表中改正

(省)通信第九十八號(五)六一一

○外國小包郵便料金表中改正追加

(省)通信第二百七十七號(五)三三二

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第三百九十二號(七)二七三

○外國小包郵便料金表中改正

(省)通信第四百九十九號(七)二七三

○外國小包郵便料金表中改正

(省)通信第四百三十七號(六)二八二

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第四百七十七號(六)二九八

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第四百八十七號(六)二九八

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

○外國小包郵便料金表中追加

(省)通信第五百二號(九)一九九

工ノ部

〔要港〕

○豫備役後備役下士ヲ以テ陸軍平時編制ノ軍隊及要港司令部ノ要員ニ充ツルヲ得ルノ件

(省)陸軍第五十二號(一)一〇七

〔要港〕

○要港部條例中改正追加

(勅)第二百五十七號(三)兵三

○要港部條例中追加

(省)海軍第九號(三)五七四

○陸奥國下北郡大湊ヲ要港ト爲シ其區域ヲ定ムルノ件

(勅)第二百六十三號(三)五七三

○臺灣全島及澎湖島馬公要港區域內並其沿海ノ戒嚴解除

(勅)第九十三號(七)二四九

○澎湖列島防禦海面區域指定區公要港防禦海面解除

(省)海軍第十一號(四)九六六

○幼稚園ニ關スル規程

(省)府)第十六號(三)一八

○衛戍

○明治三十八年度中衛戍病院條例ニ依ル治療費定額

(省)陸軍第十九號(三)二

○衛生

○帝國國內ニ入りタル敵國陸軍ニ屬スル衛生部員ヲシテ衛生勤務ニ從事セシメタル場合ニ於ケル手當及旅費支給ニ關スル件

(勅)第五十二號(三)六四

○鹽務局物品出納規程

(訓)大藏第三十號(四)九三

○鹽務局特別用文具使用規程

(訓)大藏第三十一號(四)九八

○鹽務局諸收入取納取扱規程

(訓)大藏第三十二號(四)九九

○鹽務局諸收入取納取扱規程第七條中改正

(訓)大藏第六十九號(二〇)二八七

○鹽務局事務取扱手續

(訓)大藏第四十三號(五)一五七

○鹽務局事務取扱手續中削除

(訓)大藏第五十六號(七)二五三

○鹽務局事務取扱手續中改正追加

(訓)大藏第六十八號(二〇)二八一

○鹽務局經費取扱規程第四條中削除

(訓)大藏第五十七號(七)二五三

○鹽務局出張所名稱、位置及管轄區域表

(省)大藏第十八號(三)一一二

○鹽務局出張所名稱、位置及管轄區域表中追加

(省)大藏第四十六號(一〇)五三三

○鹽務局及出張所開廳

(省)大藏第九十一號(四)六二五

○鹽務局事務移轉

(省)大藏第一百八號(四)六三四

○鹽務局事務移轉

(省)大藏第一百六十八號(五)二七四

○鹽務局管内三里出張所移轉

(省)大藏第一百八十號(五)二七九

○鹽務局管内德島出張所移轉

(省)大藏第二百號(六)二八四

○鹽務局管内高松出張所移轉

(省)大藏第一百九十九號(四)六五三

○鹽務局管内湯元出張所移轉

(省)大藏第七十六號(五)二七七

〔海關〕

○銀道運送營業ノ開始、廢止ハテノ部鐵道ノ項ニ關ス

○農商務省主管ノ國有林產物品ヲ問屋營業者ニ委託シテ隨意契約ニ依ル賣却ヲ爲スコトヲ得ルノ件

(勅)第三十二號(三)四九

○指定倉庫營業者死亡ノ件

(省)司法第二十九號(五)二九〇

○供託法ニ依リ倉庫營業者指定ノ件

(省)司法第三十號(五)二九〇

○指定倉庫營業者移轉ノ件

(省)司法第四十六號(六)二八六

○指定倉庫營業者解散ノ件

(省)司法第四十八號(六)二九八

○印刷營業取締規則

(省)府)第九號(三)五

○豫備役將校、同相、准士官及下士官等管轄地勤務演習應召屆符格式

(省)海軍總務府第五十一號(三)三三八

○鹽務局官制

(勅)第八十三號(三)一〇三

○鹽務局職員特別任用令

(勅)第二百二十號(三)一四三

○鹽務局見習員ニ關スル件

(勅)第二百二十二號(三)一四五

○鹽務局民事訴訟ニ付中國ノ代表ス

(省)大藏第十九號(三)二二六

○鹽務局旅費支給規程

(訓)大藏第二十八號(四)八六

○鹽務局旅費支給規程中改正

(訓)大藏第五十八號(七)二五三

○鹽務局經費取扱規程

(訓)大藏第二十九號(四)八七

- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ノ件
中追加 (省) 通信第三百三十五號(一) 五八八
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ノ件
中追加 (省) 通信第四百七十七號(一) 五七七
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ノ件
中追加 (省) 通信第五百二十號(一) 〇三〇
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關
シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項中追加
(省) 通信第六十六號(三) 一七一
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關
スル外國電信主管廳及電信會社ノ決定中改正
(省) 通信第二百七十一號(三) 二二六
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關
シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定中追加
(省) 通信第五百二十四號(一) 〇三〇
- 獨逸和蘭電信會社萬國電信條約ニ加入
(省) 通信第四百四十四號(一) 二八七
- 外國電信取扱制限表追加 (省) 通信第十號(一) 七〇
- 外國電信取扱制限表追加 (省) 通信第四百四十四號(三) 五八〇
- 外國電信取扱制限表追加 (省) 通信第五百九十號(二) 三三六
- 郵便電信電話官署輸入金庫出金並ニ借入借出外現金
ノ交互返済及繰替ニ關スル取扱手續第一條中改正
(訓) 大藏第四百五十五號(五) 三二六
- 明治三十四年告示第四百六十二號(郵便電信取扱所
及郵便電信受取所ニ於テ電信爲替證書及電信爲替通
報ノ別配送ヲ取扱ハサル件) 同三十五年告示第九十
四號(郵便爲替金ノ居宅拂取扱所) 中改正
(省) 通信第五百五十八號(三) 五八七
- 韓國內電報規則制定明治三十三年省令第九號(在韓
國本邦郵便電信局郵便局相互間發着電報規定) 件
(省) 通信第四百號(六) 四七三
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發着電報取
扱規則第三條中改正 (省) 通信第四十一號(六) 四七四
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發着電報取
扱規則第十一條改正 (省) 通信第七十三號(一〇) 五三三
- 韓國清道及永同電信取扱所公衆電報取扱開始
(省) 通信第四百四十七號(一) 二八七
- 韓國密陽大邱及仁川停車場內電信取扱所公衆電報取
扱開始 (省) 通信第五百九十八號(一) 三三〇
- 韓國永登浦郵便局及龍山郵便電信受取所電話通話事
務開始 (省) 通信第六百二十五號(一) 三〇四
- 電信事務ヲ取扱フ在韓國郵便局所發文電報取扱開始
(省) 通信第三百三十六號(一) 二八六
- 電信事務ヲ取扱フ在韓國郵便局所發文電報取扱開始
中改正追加 (省) 通信第五百三十八號(一) 〇三三
- 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所 電信取扱所ノ
名稱、位置及取扱事項ノ件 (省) 通信第三百六號(四) 二二七
- 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所 電信取扱所ノ
名稱、位置及取扱事項ノ件中改正
(省) 通信第三百七十號(六) 二五八

- 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所 電信取扱所ノ
名稱、位置及取扱事項ノ件中追加
(省) 通信第五百九十二號(一) 三三六
- 官廳用軍用及私設電線ノ保守及電線掃除依託規則
(憲府) 第六十三號(八) 六六
- 公衆通信用電信線、電話線ノ移轉出願方
(憲府) 第四十一號(六) 六三
- 郵便及電信受取所ノ取扱事務ヲ定メ明治三十六年告
示第六十二號(郵便及電信受取所ニ於テ取扱フ事務
ノ件) 同三十七年告示第六十四號及第六十五號(遠
北邊郵便電信受取所及吳全京城郵便受取所代金引換
郵便物ノ交付事務取扱開始) 〇廢ス
(省) 通信第五百一十一號(五) 一三七
- 全國郵便電信受取所、郵便受取所、三等郵便局ニ改
定 (省) 通信第三百二十三號(三) 五七五
- 衆議院內設置ノ議院郵便電信取扱所ヲ二等郵便局ニ
改定ノ件 (省) 通信第三百二十七號(三) 五七五
- 豐前國奈波郡柳ヶ浦村長門國豐前郡津島村間ニ海底
電線布設明治三十一年告示第十八號(同件) 〇廢ス
(省) 通信第二號(一) 四
- 安藝國依伯郡大野村、嚴島町間ニ海底電線敷設
(省) 陸軍第十號(六) 一四二
- 山城國京郡松原島北郵便受取所電信事務開始
(省) 通信第二十號(一) 七四
- 攝津國中山電信取扱所公衆電報取扱開始
(省) 通信第四十三號(三) 一六五
- 攝津國兵庫東出町郵便受取所電信事務開始
(省) 通信第七十九號(三) 五五〇
- 攝津國大阪富島電信受取所ヲ三等郵便局ニ改定ノ件
(省) 通信第三百三十二號(三) 五七七
- 攝津國大阪水町郵便局電信事務開始
(省) 通信第三百三十三號(三) 五七八
- 攝津國大阪谷町五丁目郵便局電信、電話通信事務開
始 (省) 通信第三百三十四號(三) 五七八
- 攝津國大阪谷町、木町、初及苑田電信受取所廢止
(省) 通信第三百三十七號(三) 五七九
- 攝津國大阪天王寺電信局ヲ二等郵便局ニ改定ノ件
(省) 通信第四百六十六號(三) 五八五
- 攝津國大阪東九條、大阪平野町郵便局電信事務開始
(省) 通信第五百五十四號(三) 五八七
- 攝津國古市電信取扱所設置 (省) 通信第五百五十五號(三) 五八七
- 志摩國和具郵便局電信事務開始
(省) 通信第五百二十九號(三) 五七六
- 尾張國海老郵便局電信事務開始
(省) 通信第九十二號(三) 五五九
- 尾張國名古屋龜島電信局ヲ二等郵便局ニ改定ノ件
(省) 通信第四百四十四號(三) 五八四
- 尾張國名古屋中市場町郵便受取所ヲ郵便電信受取所
トス (省) 通信第五百十八號(三) 一六九
- 尾張國瀨尾郵便局電信事務開始
(省) 通信第五百二十九號(三) 五七六

○三河國權發野郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○武藏國東京町堀田門外郵便電信取扱所ヲ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逕信第百二十五號(三) 五七四
○近江國金指郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○武藏國東京新橋、芝赤羽電信取扱所ヲ電信局ニ改定ノ件 (告) 逕信第百二十八號(三) 五七五
○駿河國入山瀬郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○武藏國東京赤坂青山高樹町郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百四十三號(三) 八二七
○甲斐國甲府電信取扱所設置 (告) 逕信第百十一號(三) 五七六	○武藏國東京木挽町及斐町電信局改稱 (告) 逕信第百二十四號(三) 四〇四
○甲斐國大月電信取扱所設置 (告) 逕信第百二十六號(三) 四二四	○武藏國熊谷、田端電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百五十五號(三) 一六八
○伊豆國川奈郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百四十一號(三) 一七五	○武藏國川越電信取扱所設置 (告) 逕信第百五十一號(三) 五七六
○相模國蘆ノ湯電信取扱所ヲ三等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逕信第百三十號(三) 五七七	○武藏國大島及世田ヶ谷郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○相模國横須賀郵便取扱所ヲ郵便電信取扱所トス (告) 逕信第百十八號(三) 五七三	○安房國北條郵便取扱所ヲ郵便電信取扱所トス (告) 逕信第百七十二號(三) 一七四
○武藏國東京深川萬年町、京橋月島郵便取扱所ヲ郵便電信取扱所トス (告) 逕信第百七十二號(三) 一七四	○上總國五井郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○武藏國東京神田島町郵便取扱所ヲ郵便電信取扱所トシ移轉改稱 (告) 逕信第百七十三號(三) 一七五	○下總國成田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百五十五號(三) 一六八
○武藏國東京東橋郵便取扱所ヲ郵便電信取扱所トス (告) 逕信第百九十三號(三) 五八〇	○下總國銚子電信取扱所設置 (告) 逕信第百五十一號(三) 五七六
○武藏國東京日本橋小傳馬町郵便取扱所ヲ郵便電信取扱所トシ移轉ス (告) 逕信第百九十四號(三) 五八〇	○下總國宗道郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○武藏國東京日本橋區河町、兩國郵便電信取扱所及新橋郵便取扱所ヲ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逕信第百二十四號(三) 五七四	○下總國津田沼郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百五十六號(三) 五八七

○常陸國大津郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○陸奥國般郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○近江國石塚及多賀郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○羽前國赤湯電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百二十八號(三) 一五七
○美濃國中津電信取扱所設置 (告) 逕信第百十號(三) 五七六	○加賀國片町電信取扱所廢止 (告) 逕信第百三十七號(三) 五七九
○美濃國池野、赤坂及鶴沼郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○越中國生地郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○信濃國富士見電信取扱所設置 (告) 逕信第百二十一號(三) 二二三	○越後國塚山及鉢崎電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百六號(一) 六九
○信濃國淺間、高野町、上野尻及穴山郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六	○越後國堀ノ内、鹽澤及稻田郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○信濃國金澤及御射山神戶郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百四十八號(三) 一九八七	○佐渡國津根郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○下野國鹿沼電信取扱所設置 (告) 逕信第百十七號(三) 五七三	○播磨國魚橋及別府郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 五七六
○下野國中宮郵便電信取扱所ヲ二等郵便局ニ改定ノ件 (告) 逕信第百二十六號(三) 五七五	○備前國長岡電信取扱所改稱 (告) 逕信第百六十二號(三) 四一七
○下野國鹽原郵便局ノ電信事務取扱期間改正 (告) 逕信第百五十號(三) 一九八八	○安藝國津津郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百二十九號(三) 一五七六
○岩代國須賀川電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百二十八號(三) 一五七	○安藝國宇品院泊郵便局電信事務取扱開始 (告) 逕信第百五十八號(三) 一三六六
○磐城國原ノ町電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百二十八號(三) 一五七	○安藝國阿賀郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百五十七號(三) 一三〇九
○陸前國仙臺八幡町、長町及仙臺原ノ町郵便局電話通話事務開始 (告) 逕信第百三十五號(三) 五八六	○周防國柳井津及一關電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逕信第百三十五號(三) 一六〇
○陸中國清澤郵便局電信事務開始 (告) 逕信第百五十八號(三) 二一〇	

- 長門國仙崎及田部郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 長門國下關今浦郵便局電話通話事務開始 (告) 通信第百三十五號(三) 五七六
- 長門國久津郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十六號(五) 二九四
- 長門國大嶽電信取扱所設置 (告) 通信第百八十七號(一) 三三七
- 因幡國介旨及松崎電信取扱所設置 (告) 通信第百四十二號(三) 五八一
- 出雲國荒島電信取扱所設置 (告) 通信第百八十五號(三) 五七六
- 出雲國埴野郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 石見國高津郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 肥前國布施屋電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第九號(二) 七〇
- 肥前國日ノ浦海軍電信取扱所改稱 (告) 通信第七號(二) 七〇
- 肥前國島崎郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 肥前國大崎電信取扱所ノ三等郵便局ニ改定ノ件 (告) 通信第百三十號(三) 五七七
- 肥前國賀田及柿崎郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(一) 二四〇
- 阿波國大崎郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 伊豫國王生川郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 土佐國室戸崎海軍電信取扱所設置 (告) 通信第百八十二號(一) 三六五
- 筑前國直方電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百四十七號(三) 一六五
- 筑前國太宰府郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 筑前國博多中石堂町及福岡大工町郵便局電話通話事務開始 (告) 通信第百三十五號(三) 五七六
- 筑後國柳井郵便取扱所電信事務開始 (告) 通信第百四十六號(三) 一六五
- 肥前國早岐電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百十五號(二) 七二
- 肥前國長崎新大工町郵便取扱所ノ郵便電信取扱所ノ件 (告) 通信第百二十四號(三) 五七六
- 肥前國津島郵便電信取扱所ノ三等郵便局ニ改定ノ件 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 肥前國賀及六角郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 肥前國飽ノ浦郵便局電話通話事務開始 (告) 通信第百三十五號(三) 五七六

- 肥前國長崎電信取扱所設置 (告) 通信第百七十六號(四) 一〇一
- 肥前國長崎電信取扱所改稱 (告) 通信第百七十七號(四) 一〇一
- 肥前國王ノ浦郵便局電信事務開始 (告) 通信第百三十五號(三) 五七六
- 肥前國佐ノ江郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十六號(三) 五七六
- 肥前國妙見電信取扱所改稱 (告) 通信第百五十三號(一) 〇一一〇
- 肥後國熊本通町郵便取扱所電信事務開始 (告) 通信第百三十號(二) 七〇
- 肥後國久慈電信局ノ二等郵便局ニ改定 (告) 通信第百十八號(二) 七〇
- 肥後國中津野郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 肥後國下湯川郵便局電話通話事務開始 (告) 通信第百三十五號(三) 五七六
- 肥後國島崎電信局廢止 (告) 通信第百二十八號(一) 〇三六
- 渡島國函館阿町郵便局改稱電信及電話通話事務開始 (告) 通信第百二十九號(一) 〇三六
- 後志國高島電信取扱所改稱 (告) 通信第百三十八號(一) 〇三六
- 後志國高島電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百八號(二) 七〇
- 阿波國大崎郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 石狩國新十津川郵便局電信事務開始 (告) 通信第百二十九號(三) 五七六
- 根室國花咲電信取扱所ノ電信局ニ改定ノ件 (告) 通信第百二十八號(三) 五七五
- 根室國花咲電信局閉鎖 (告) 通信第百八十七號(四) 一〇六
- 金瓜石郵便電信出張所電報直達區域ニ編入地ノ件 (告) 通信第百四十三號(三) 五七三
- 釧路總督府郵便及電信出張所名稱中改正 (告) 通信第百四十三號(三) 五七三
- 釧路總督府三等郵便及電信局名稱位置中改正 (告) 通信第百六十號(三) 五七三
- 釧路他里野、打糠、塞南及糠仔坑電信取扱所設置 (告) 通信第百七十七號(三) 五七三
- 釧路郵便電信局內設郵便出張所設置 (告) 通信第百三十五號(一) 三三七
- 釧路總督府郵便及電信局出張所名稱中改正 (告) 通信第百四十六號(一) 三三四
- 郵便電信局並郵便及電信出張所廢止ノ件 (告) 通信第百二十四號(三) 五九四
- 臺北電信取扱所設置公衆電報取扱開始 (告) 通信第百十七號(三) 五九二
- 臺灣總督府三等郵便及電信局名稱位置中追加 (告) 通信第百二十二號(三) 五九三

- 郵便及電信局出張所名稱位置中改正
 - (省) 臺灣總督府第六十一號(五)三三九
- 臺灣總督府郵便及電信出張所名稱位置中改正
 - (省) 臺灣總督府第六十八號(五)三三一
- 臺灣總督府郵便及電信出張所名稱位置中追加
 - (省) 臺灣總督府第五十五號(三)三四三六
- 水返脚郵便電信局廢止
 - (省) 臺灣總督府第五十六號(三)三四三七
- 〔電報〕
- 電報規則第八十一條中追加
 - (省) 遞信第十四號(三)二二〇
- 明治三十七年省令第五號(外國電報ニ對スル制限ノ件)中追加
 - (省) 遞信第十一號(三)二〇八
- 外國電報ニ對スル制限ノ件追加
 - (省) 遞信第五十五號(九)五二九
- 外國電報ニ對スル制限ノ件廢止
 - (省) 遞信第六十九號(〇)五三〇
- 韓國國內電報規則制定明治三十三年省令第九號(在韓國水郵郵便電信局郵便局相互間發着電報規定ノ件)廢止
 - (省) 遞信第四十號(六)四七五
- 韓國國內電報規則第五條改正
 - (省) 遞信第五十八號(〇)五三六
- 韓國國內電報規則中改正追加
 - (省) 遞信第六十六號(〇)五三九
- 明治三十七年省令第三十六號(帝國軍用通信所發在韓國帝國郵便局經由ノ電報料金受領人ロリ徵收ノ件)中追加第十八號(在韓國帝國軍用通信所發ノ電報料金受領人ロリ徵收ノ件)廢止
 - (省) 遞信第四十八號(六)四七六
- 韓國國內電報ノ別便配達料料船配達料並別便又ハ艀船ヲ以テ配達スルコトヲ得ヘキ地名ノ件ヲ定メ明治三十三年省令第六十三號(同件)ヲ廢ス
 - (省) 遞信第四百四十一號(六)八六四
- 和文電報ノ取扱開始局所ノ件
 - (省) 遞信第四百六十五號(八)二八八四
- 韓國密陽大邱及仁川停車場內電信取扱所公衆電報取扱開始
 - (省) 遞信第五百九十八號(一)三三三〇
- 韓國新義州及黃州軍用通信所公衆電報取扱開始
 - (省) 遞信第六百四十一號(三)三四〇九
- 韓國京城郵便局西大門及南大門出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第二百八十六號(六)二五五二
- 韓國馬山郵便局晉州府出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第二百九十二號(六)二五五五
- 韓國群山郵便局及同局江景、公州出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第二百九十三號(六)二五五五
- 韓國木浦郵便局光州出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第三百二十五號(六)二五六五
- 韓國京城郵便局水原府出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第三百四十號(六)二五六九

- 韓國京城郵便局麻浦出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第三百四十六號(六)二五七一
- 韓國京城郵便局忠州出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第三百五十二號(六)二五七五
- 韓國京城郵便局稷山出張所和文電報取扱開始
 - (省) 遞信第三百六十三號(六)二五七六
- コルサヨフ軍用通信所公衆電報取扱開始
 - (省) 遞信第五百七十號(〇)三三三三
- 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所、電信取扱所ノ名稱及取扱事項ノ件中削減
 - (省) 遞信第五百九十二號(一)三三六八
- 電信事務ヲ取扱フ在韓國郵便局所發文電報取扱開始
 - (省) 遞信第三百三十六號(六)二五六八
- 公衆電報ヲ取扱フ在韓國軍用通信所、電信取扱所ノ名稱、位置及取扱事項ノ件中改正
 - (省) 遞信第三百七十號(六)二五六八
- 電信事務ヲ取扱フ在韓國郵便局所發文電報取扱開始中改正追加
 - (省) 遞信第五百三十八號(〇)三三三三
- 軍用通信所公衆電報取扱開始
 - (省) 遞信第六百三十三號(一)三三七五
- 明治三十三年省令第三百三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱所)中追加
 - (省) 遞信第九號(三)五六七
- 電話機ニ依リ發受スル電報取扱所名稱追加
 - (省) 遞信第二十一號(三)五七三
- 電話機ニ依リ發受スル電報取扱所中追加
 - (省) 遞信第二百四十六號(五)二二〇七
- 外國電報ノ水郵官尾料及本邦中繼料中改正
 - (省) 遞信第五百四十五號(〇)三三二五
- 露國「ラヂオ」電信改良同盟附業ニ付中繼料電報受付ニ關スル件
 - (省) 遞信第六百十三號(三)三三七八
- 歐羅巴露西亞ニ發着スル電報送受地名及其料金
 - (省) 遞信第六百十六號(三)三三七九
- 歐羅巴露西亞ニ發着スル電報送受地名及其料金中改正
 - (省) 遞信第六百十九號(三)三三八〇
- 亞細亞露西亞及歐羅巴露西亞宛電報運送不達ノ責任セサル件
 - (省) 遞信第六百二十號(三)三三八一
- 亞細亞露西亞及歐羅巴露西亞宛電報運送方
 - (省) 遞信第六百二十一號(三)三三八一
- 亞細亞露西亞及歐羅巴露西亞宛電報ハ「ロウ」又ハ「ニ」スタッドヨリ送達シ能ハサル件
 - (省) 遞信第六百二十二號(三)三三八一
- 露國宛電報ハ倫敦及ニスタッドヲ經テ送達スルコトヲ得ル件
 - (省) 遞信第六百三十二號(三)三三八〇
- 露國宛電報送達方
 - (省) 遞信第六百三十五號(三)三三八〇
- 露國宛電報送達方
 - (省) 遞信第六百五十號(三)三三八一
- 露國宛電報ハ倫敦ヲ經テ送達スルコトヲ得ル件
 - (省) 遞信第六百四十八號(三)三三八一
- 歐羅巴露西亞宛電報經由地名及發送料金
 - (省) 遞信第四百四十八號(三)三三三五
- 外國新聞電報料金表中改正
 - (省) 遞信第三百九十九號(三)二六一
- 外國新聞電報料金表中改正
 - (省) 遞信第二百五十五號(三)二六九

- 外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第三百十九號(五)三九〇
- 外國新聞電報料金表中改正 (告) 通信第三百三十一號(五)三〇〇
- 外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第三百三十八號(五)三〇五
- 外國新聞電報料金表中改正 (告) 通信第三百五十四號(六)二五七四
- 外國新聞電報料金表中改正 (告) 通信第三百七十三號(六)二五九四
- 外國新聞電報料金表中追加 (告) 通信第四百二十七號(七)七五九
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第四百二二號(七)六九
- 外國電報料金表中改正追加 (告) 通信第三百八十八號(三)一六一
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第四百十五號(三)一五
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第六十四號(三)一七一
- 外國電報料金表中改正追加 (告) 通信第四百四十三號(三)一八二
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第二百十四號(三)二八八
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第二百十八號(三)二九〇
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第二百三十號(三)二九〇
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第二百七十六號(三)三三三
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第二百九十四號(三)三五五
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百一十一號(三)三五九
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百二十三號(三)三五五
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百三十九號(三)三五九
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百四十七號(三)三五九
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百五十一號(三)三五三
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百五十三號(三)三五三
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第三百六十二號(三)三五七
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百七十二號(三)三五九
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第三百七十五號(三)六〇二
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第四百六號(七)一七八
- 外國電報料金表中改正追加 (告) 通信第四百三十六號(八)一八六一
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第四百四十六號(八)一八七三
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第四百五十七號(八)一八七七
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第四百九十二號(九)一九八八
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第五百六號(九)一九九七
- 外國電報料金表中改正追加 (告) 通信第五百四十三號(一〇)二二三
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第五百四十四號(一〇)二二五
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第五百五十號(一〇)二二八
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第五百七十四號(一〇)三三三
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第五百八十號(一〇)三三六
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第五百九十一號(一一)三三七
- 外國電報料金表中改正 (告) 通信第五百九十五號(一一)三三八
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第六百二號(一二)三七三
- 外國電報料金表中追加 (告) 通信第六百四十號(一二)三三〇八

- 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第一號(一)一
- 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第十八號(三)一五二
- 海外電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第四十九號(五)二五五
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第七十四號(六)二六八
- 外國電報料金表中追加 (告) 臺灣總督府第八十號(七)二七一
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第八十七號(七)二七二
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第九十二號(七)二七六
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第一百五號(一〇)三三三
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第二十一號(一〇)三三三
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第三十三號(一一)三三七
- 外國電報料金表中改正 (告) 臺灣總督府第四十二號(一二)三四三
- 臺灣國神戶港合及兵隊運河郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 志摩國和具郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 尾張國豐田郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 尾張國半田郵便局電話加入者ノ電報託送電報取扱開始 (告) 通信第四百八十六號(九)二九六
- 三河國三谷郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 遠江國金指郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 駿河國入山郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 相模國橫須賀船越郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 武藏國大島及世田ヶ谷郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 上總國五井郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 下總國津田沼電信取扱所電報配送事務ヲ取扱ハス (告) 通信第五百五十七號(三)三五七
- 下總國宗道及外川郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 常陸國平磯、大津及牛久郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 近江國石塚及多賀郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 美濃國池野及赤坂郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 信濃國穴山、高野町、淺間、富田及宮木郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 下野國足尾町郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一
- 岩代國東山郵便局電報配送事務開始 (告) 通信第四百七十四號(九)二九一

- 陸前國仙臺八幡及仙臺原ノ町郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 陸中國釜石給予郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 陸奧國嶺南郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 陸奧國青森郵便局電話加入者ノ電線託送電報取扱開始 (告) 逓信第五百六十號(乙)三三三
- 加賀國金澤野田寺町及大野郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 越中國石田郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 越後國塚山及秋崎電報取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第六號(一) 六九
- 越後國鹽澤稻田及堀之内郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 佐渡國津根郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 播磨國別府及魚橋郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 備中國茶屋町郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 安藝國津浦郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 長門國仙崎郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百九十六號(乙)二二〇
- 長門國田部郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 但馬國津居山郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 伯耆國渡及八幡郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 出雲國荒島郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 石見國高津郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 紀伊國布師屋電報取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第九號(一) 七〇
- 紀伊國太地崎郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 阿波國穴吹郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十二號(乙)二九一
- 伊豫國壬生川及穴井郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 土佐國朝倉郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 筑前國大宰府郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 筑後國分野郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 豐前國小倉郵便局電話加入者ノ電線託送電報取扱開始 (告) 逓信第五百十三號(乙)二九一

- 豐後國大分港郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 肥前國佐賀道祖元町長崎船ノ浦新大工町及六角渡田助港郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 肥前國佐世保郵便局電話加入者ノ電線託送電報取扱開始 (告) 逓信第四百八十二號(乙)二九一
- 肥後國小川及伊奈郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 薩摩國指宿串木及唐仁原郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 波島國下湯川郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 後志國余別及視津郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 後志國高島電報取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逓信第八號(一) 七〇
- 後志國延村郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 石狩國月寒郵便局電報配達事務開始 (告) 逓信第四百七十四號(乙)二九一
- 電報規則第七十五條ニ依ル電報ノ取扱局改定 (告) 逓信總督府第六十五號(乙)三三〇
- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電報電話事務規則及現出期ニ關スル件) 明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受拂ニ關スル件) 及逓信官署經費規程切則ノ統監府逓信官署ニ適用スルノ件 (勅) 第二百八十號(三) 三九四
- 明治二十九年勅令第三百五十四號(逓信省ニ於テ鐵道電信電話事業ニ要スル材料ヲ御料局ヨリ買受ケルト申願契約ノ件) 廢止 (勅) 第二百二號(乙) 二九一
- 電話呼出規程中改正則條 (省) 逓信第三十五號(五) 三三四
- 明治三十年省令第三十二號(電話料ノ件) 中追加 (省) 逓信第五號(三) 八三
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第九號(三) 二〇七
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第十號(三) 二〇八
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第十二號(三) 二〇九
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第二十二號(三) 二四六
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第二十四號(三) 二四七
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第二十五號(三) 二四八
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第二十八號(四) 三〇〇
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第三十二號(四) 三〇五
- 電話料ノ件中改正 (省) 逓信第四十六號(六) 四七七
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第五十三號(八) 四九〇
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第五十七號(乙) 五三〇
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第五十九號(乙) 五三三
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第六十二號(乙) 五三七
- 電話料ノ件中追加 (省) 逓信第六十四號(乙) 五三八

- 陸奥國青森郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百五十五號(三) 四一三
- 加賀國片町電話所廢止 (省) 逕信第六百三十七號(三) 五七九
- 越後國沼垂町郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百八十二號(六) 二六〇五
- 越後國沼垂電話所廢止 (省) 逕信第六百八十三號(六) 二六〇五
- 安藝國吳郡郵便局電話交換業務開始 (省) 逕信第六百四十四號(五) 二二〇七
- 筑前國若松郵便局電話交換業務開始 (省) 逕信第六百二十號(三) 五七三
- 筑前國直方及飯塚郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百三十八號(三) 五八〇
- 筑前國八幡郵便局特設電話加入申込受理 (省) 逕信第六百九十三號(五) 二九八八
- 豐前國小倉郵便局電話交換業務開始 (省) 逕信第六百五十一號(五) 二九九八
- 豐前國小倉郵便局電話加入者ノ電話託送電報取扱開始 (省) 逕信第六百五十三號(五) 二九九八
- 肥前國武雄郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百六十五號(三) 五八九
- 肥前國佐世保郵便局電話交換業務開始 (省) 逕信第六百八十號(五) 二九八四
- 肥前國佐世保郵便局電話加入者ノ電話託送電報取扱開始 (省) 逕信第六百八十二號(五) 二九八四
- 肥前國大村郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百三十三號(三) 四三一一
- 渡島國函館町郵便局改稱電信及電話通話事務開始 (省) 逕信第六百二十九號(三) 四三〇九
- 後志國若内郵便局電話交換業務開始 (省) 逕信第六百九十七號(五) 二九九一
- 石狩國岩見澤郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百九十九號(三) 五六一
- 石狩國厚田、羅臼郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百六十三號(三) 五八九
- 石狩國厚田郵便局電話交換業務開始 (省) 逕信第六百三十一號(三) 四三〇六
- 天鹽國増毛郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百六十三號(三) 五八九
- 韓國內電話ニ關シ電話交換規則、電話呼出規程等準用ノ件 (省) 逕信第六百四十二號(六) 四七五
- 韓國內電話ニ關シ電話交換規則、電話呼出規程等準用ノ件中追加 (省) 逕信第六百四十三號(六) 四七六
- 韓國內電話ニ關シ電話交換規則、電話呼出規程等準用ノ件中削除 (省) 逕信第六百七十八號(三) 六六八
- 韓國內電話ニ關シ電話交換規則、電話呼出規程等準用ノ件中追加 (省) 逕信第六百八十號(三) 六六九
- 韓國內電話ニ關シ電話交換規則、電話呼出規程等準用ノ件中追加 (省) 逕信第六百八十三號(三) 六六二
- 韓國內特設電話ニ關シ特設電話規則準用ノ件 (省) 逕信第六百七十九號(三) 六六九
- 在韓國本邦郵便局ノ電話加入區域 (省) 逕信第六百四十一號(六) 二五九九

- 韓國內電話呼出地域 (省) 逕信第六百四十二號(六) 二五九九
- 韓國內電話呼出地域中追加 (省) 逕信第六百四十九號(六) 二五七二
- 在韓國本邦郵便局ノ電話加入區域中追加 (省) 逕信第六百三十四號(三) 四三〇七
- 韓國內ニ於テ特設電話ノ加入ヲ爲スコトヲ得ル局所ノ位置名稱 (省) 逕信第六百二十六號(三) 四三〇四
- 韓國京城郵便局麻浦及水原出張所電話通話事務開始 (省) 逕信第六百四十八號(六) 二五七二
- 韓國釜山郵便局及釜山郵便局草梁出張所電話通話事務開始 (省) 逕信第六百二十七號(三) 四三〇四
- 韓國馬山、大邱、鐵南浦及元山郵便局電話加入申込受理ノ件 (省) 逕信第六百三十三號(三) 四三〇七
- 韓國京城及仁川郵便局電話通話事務開始 (省) 逕信第六百五十八號(三) 四三〇五
- 電話呼出地域中追加 (省) 逕信第六百五十九號(三) 四三〇五
- 明治三十七年府令第八十五號(電話料ノ件) 中追加 (省) 逕信第六百二十九號(三) 四三〇五
- 電話料ノ件中追加 (省) 逕信第六百二十八號(三) 四三〇五
- 電話ニ關スル料金計算方ノ件 (省) 逕信第六百二十八號(三) 四三〇五
- 公衆通信用電信線、電話線ノ移轉出願方 (省) 逕信第六百四十一號(六) 二六二
- 臺灣特設電話加入規則ニ依ル電話所名及地域 (省) 逕信第六百二十五號(三) 五九九
- 電話通話開始ノ件 (省) 逕信第六百五十七號(五) 二五九九
- 淡水電話所特設電話加入者ノ通信取扱開始 (省) 逕信第六百二十八號(三) 五九九
- 彰化電話所公衆電話通信並特設電話加入者ノ通信取扱開始 (省) 逕信第六百二十九號(三) 五九九
- 宜蘭及礁仔頭電話所公衆電話通信並特設電話加入者ノ通信取扱開始 (省) 逕信第六百五十六號(五) 二五九九
- 嘉義並打狗電話所特設電話加入者ノ通信取扱開始 (省) 逕信第六百五十八號(五) 二五九九
- 電氣事業取締規則中追加 (省) 逕信第六百七十七號(三) 六二七
- 臺北電氣事業所電氣使用規則 (省) 逕信第六百三十三號(三) 一〇
- 臺北電氣事業所電氣使用規則中改正追加 (省) 逕信第六百二十九號(五) 四四
- 官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則 (省) 逕信第六百三十三號(六) 九六
- 傳染病預防法中改正追加 (法) 第五十六號(三) 一八八
- 傳染病研究所官制改正血清製法官制、痘苗製造所官制及明治二十九年勅令第二百二十四號(血清製法ニ關シテ)ノ件(同三十年勅令第二百二十九號(痘苗製造所ニ關シテ)ノ件)廢止 (勅) 第八十八號(三) 一〇八
- 明治三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官等俸給ノ件) 中削除 (勅) 第九十九號(三) 二二九